

の美しさに見える中には、実は様々な課題が現実に含まれていて、それを一つ一つきちんと確認をした上で解決をしていく。そういう中身の議論がきちんと行われていないと、これらの美しい絵もすべて絵にいたもちであると、このように私は思うわけです。

そこで、今日は保険局長さん、いらしていただきたい
ている、年金局長さん、いらしていただきたいで
るわけでありまして、民主党のこの提案、自営業
者などを含む全国民を対象とした年金の一元化の
実現というこの課題、どのような更にそこに深刻
な問題が潜まれているのかという点についてお尋
ねをしたいと思います。

まず第一に、この保険料を賦課するその収入又は所得の範囲をどう設定するかという部分ですよ。これは、サラリーマンと自営業者、相当にこれ、その把握の仕方に違いがあり、問題があると思いますけれども、この点についての年金局長のお考えを教えていただきたいと思います。

たた、前提として、民主党の御提案というものに対する直接的な論評ということではなく、一般的な自営業者等との一元化という意味合いにおいてお答えをさしていただきたい点をお許しいただきたいと思います。

今、保険料賦課の対象のお話をいただきまし
た。非常に素朴なことでございますが、サラリー
マンなどの被用者につきましては、御承知のよう
に、給与収入に、そのものに保険料を賦課してお
ります。控除前でございます。一方、自営業者等
につきまして同じようにやろうと思えば、必要経
費控除前の総収入に保険料を賦課するということ
が本当に可能だらうか、あるいは、そうではない
何らかの適切な控除というものを前提とし、サラ
リーマンとのバランスを取れるのだろうかという
点がござります。

○武見敬三君 正に、サラリーマンの方から見て、この自営業者の方々の所得がどのような範囲まで的確に捕捉されてくるのかということに対する関心が高まるのはこれはもう当然のことであつて、それがきちんと確認をされずしてこの制度が実行されれば大変に不公平な問題が生ずることになるだろうと思います。

それでは、じゃ自営業者の所得の捕捉というものをどのような形で行うかというときに、実際にこれを納税者番号といふような制度を導入することによって捕捉をしようというような意見が出てきています。これはもう、たしかこれ、民主党さんと連合さんとの間の確認書の中にもそういうことが書かれてあつたんじやないかと思いますが、これはどうも納税者番号制度というものの果たし得る機能について大分僕は誤解があるんじやないかと思うんです。

この点、実はこういう御意見をおつしやつた方がいる。納税者番号が所得把握に役立つのは、所得の出し手、例えば利子支払における銀行と、それから受け手、利子を受け取る預金者が別個に税務署に情報あるいは申告書などを提供をし、番号を用いてマッチングでくるときのみである。自ら自分に所得を支払い、そしてそれを受け取る自営業者のケースにおいてマッチングすべき情報はなく、こうした納税者番号制度というのは役に立たないんだと、こういうことを言つておるわけですね。なるほど、そういうふうに言われてみれば確かにそのとおりであつて、納税者番号即所得把握というふうに、そう簡単にはならないという現実がここにあるわけあります。

では一体どのような方法がこうした所得を公正に把握をし、こうした年金の諸制度を運用する場合の不公平性を回避できるかというより詳細な議

論なくして、このように元化の議論について安易にはできないんだというふうに私は考え方を得ないだううと思います。

このことを一つ取つてみても、やはり相当にこの一元化的議論というのも慎重にやらなければならないということと、それから、こういう議論は党利党略で駆け引きの中で行われる議論ではなくて、やはりかなり与野党が協力をして、政策論としてもしっかりと議論できる場所を作り、そこではやはりこうした議論を継続して行うということの必要性を私は改めてここで申し上げなければなりません。

実際に、更にこの民主党さんあるいは連合さん

伺つておきたいと思ひます。
○國務大臣(尾辻秀久君) 年金の一元化の問題につきましては、これまで政府といたしましては、既に基礎年金制度の導入、これは基礎年金のことろで、負担のところはおいておいて取りあえず給付というところで合はず、そういう一つの一元化、あるいはまた被用者年金一元化に向けた取組、これはよく言われる二階建て部分でありますけれども、そうしたこととこれまでも進めてきたところでござります。

一方で、議員御指摘のとおりに、特に自営業者等を含む全国民を対象とした年金一元化を考える上では多くの難しい課題がありました。中でも、パート労働者への年金制度の適用の在り方とか、あるいは自営業者等の、まさしくお話しになりました所得捕捉の在り方、こういったような積み年金の課題がございます。

こうした課題に対する、誰いかどうかといつて聞けりまし

常に基本的なところでその方向性というものがどう定まっているか見えてる。最低保障年金とした場合には、所得比例年金だけになってしまいますが、今度は中堅層の年金保障が相対的に甚くなってしまうのではないかという懸念が確実に出てます。これらの論点はいずれも年金の一元化を考える上で最も基本的な部分でございまして、たゞ単に連合あるいは民主党の案をのめるかのめいかというだけの問題ではないわけあります。こうした年金一元化が抱える課題というものがいかに重大で難しく深刻かということをやはり認識をした上で、安易な姿勢で臨むことは決して許されないんだということを我々は理解しなければいけないと思います。

ただ、だからといって漫然と時間を過ごしていくわけではないわけです。その点、やはり責任与党として議論すべき点はこれ大いにあります。そしてたゆまぬ改革をこの年金の問題についても、私は政府・与党一体となってこれ続けなければならんだろうと思いたくなつてこの点についての厚生労働大臣の御決意をす。この点についての厚生労働大臣の御決意を

伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(尾辻秀久君) 年金の一元化の問題につきましては、これまで政府といたしましては、既に基礎年金制度の導入、これは基礎年金のところで、負担のところはおいておいて取りあえず給付というところで合はず、そういう一つの一元化、あるいはまた被用者年金一元化に向けた取組、これはよく言われる二階建て部分でありますけれども、そうしたこととこれまでも進めてきたところでござります。

一方で、議員御指摘のとおりに、特に自営業者等を含む全国民を対象とした年金一元化を考える上では多くの難しい課題がありました。中でも、パート労働者への年金制度の適用の在り方だから、あるいは自営業者等の、まさしくお話しになりました所得捕捉の在り方、こういったような積年の課題がござります。

こうした課題に対して、難しいからといって避けて通つていけるものではありません。これはもう御指摘のとおりであります。大いに議論をして着実に前進を図つていくことが重要なことでございます。だれのために、何のためにという基本を大切にして、また取り組むべき課題を明確にしながら年金一元化について積極的に議論を進めることが必要である、我々も努力をしなければならない、そう考えておるところであります。

○武見敬三君 この問題は更により広げて議論すべきことがあるわけであります。すなわち、来年度に入りますと、いよいよ高齢者を対象とした医療保険制度の創設、これもいろいろ本気に具体的に議論に入らなきゃなりませんですね。そうすると、七十五歳以上の後期高齢者の保険にかかる部分というのは、例えばその財源として国の負担を半分ぐらにしようかなんという議論も今まであつたかと思います。

そういたしますと、それらの財源というものを一体どこに求めるのか、そしてその規模はどのぐらいのものになるのであろうか、そして同時に、今度は年金のこうした基礎年金等、これをより国

庫負担を重くするということを考えたときに、そ

す。 わらの財源にどのよろいた財源とし、その結構をどうのようにするのか、これらを一体的に考えてこの社会保障にかかる新たに必要とされる財源の在り方と規模の確定ということをしていきませんと、将来持続可能な形でのこの社会保障制度全体の再構築というのはできないわけであります。 そういう点で、やはりこうした年金、さらには医療といったものを全体として制度の中で再確認をして、その財源等の在り方について、規模についての議論を進めなければならないと、こういう認識を私は当然持つべきであろうと思います。その点についての大変御所見を伺いたいと思いま

○國務大臣(尾辻秀久君) 今の御質問を給付と負担の基本的な考え方というふうにとらえてお答えしてもよろしいでしょうか。

この給付と負担、おのずと一方を定めれば一方

が運動して出てくる。そういう数字でござります。したがいまして、今度の年金法の改正の中では、私どもは、まず今までの給付を考えて数字を積み上げていくということから、やはります、皆さん負担の方を大変このところ心配しております

すから負担の方の数字を明確にお示しをしようと、まずそれを最初に考える、そしてその中から今度は給付が生じてくる、こういう考え方でそれぞれの負担の方の上限をお示しをしたつもりであります。すなわち、厚生年金の一八・三%、こうした数字をお示しをいたしました。

これから後、この後の今度は給付がどうなるかということについては、その議論の中で私どもが何とか五〇%を維持したいというふうに考えて議論をしておりましたから、附則の中でそういうものをお書きになると、こういうことでござります。

基本的な今度の年金法の改正について私どもが
考えたことをまず申し上げたところであります。
○武見敬三君 年金制度本体の議論というのは、
更に本来詳細に詰めていくべきことであろうかと
思いますが、こうした議論が更にこの国会の場で

できればというふうに思つております。

たたこのいわゆる年金の一元化の議論としては、度についてもこの一元化の議論というのは、実は年金にとどまらない。例えば、医療保険制度についても昭和三十六年に皆保険制度が導入されたときからずっとと一貫してあるわけであります。これは、実は私の父親が日本医師会長をやっていたときに、昭和三十六年に一斉休診というのをやりまして、これを收拾するために当時の田中角栄政調会長との間に四項目の合意というのをしているんですね。その四項目の合意の第一項目というのは、いろんな保険を寄せ集めて作った皆保険制度であるので、それぞれ非常に多くの不公平な問題点等、あるいは給付の体制の不備などもあると、した

がつてこれらの医療保険制度を一元化することが
その合意の中に実はあつたんですよ、第一項目と
して。しかし、それが今日に至るまできちんと議
論し実現されてこなかつたというのは、私はこれ

は大変な怠慢であつたと思いますよ。

法律附則第二条第一項の規定に基づく基本方針において「」ことの閣議決定の中でも、医療保険制度体系というものについて保険者の再編・統合などを行うことがはつきりと示されている。そして、その中では、都道府県を単位とし、それを基軸として保険が運営できるような、そういう制度設計を図る

るうじやないかということが言われているわけではありません。国民健康保険についても、国と都道府県、市町村の役割というものを明確化して、そして都道府県と市町村が連携しつつ、保険者の重編・統合、広域連合等の活用を行う、そして都道

府県にて安定した保険運営を目指すと、こういうふうになつてゐるわけであります。私はこの基本的な考え方、正しいと思います。

この考え方に基づいて、実は今回、三位一体の議論の中で、全国の知事会の方からいろいろ提案

があつたのに対して、厚生労働省の方が逆提案といふ形で三至は二の國を建棊共策といつて原案

いう形で実はこの国民健康保険にかかる財源が、地方にお譲りしましようという話が出てきて、いる。この逆提案の一つの政策的な根拠に、私は、この閣議決定の中身があるんじゃないかということをうに思うんですけれども、であるとすれば、こうした国民健康保険について都道府県単位で運営をしていただくためのそういうきちんとした政策の枠組みを厚生労働省として同時に御提示しなきゃいけないんだろうと思う。

で、この閣議決定の中では、こうしたことを行するときの前提条件というようなものが三点確認されている。

一つは、この安定的な運営規模というものの確

立でありまして、これは言うなれば財政的にある程度自立したそういう体制を確保してほしいという内容であります。二つ目が、医療計画を策定しているか否かという点であります、これは医療

にかかるる政策立案能力を各地方自治体がきっちりと保持しているかどうかという点であります。三つ目が、おおむねの医療サービスというものを埋め供する体制が整っているかどうか、これは正にそこへうした医療にかかるる政策を実施する提供体制が

確立しているかどうかという点であります。これは、この三つの点を考えながらこうした財政上の責任というものを各都道府県にゆだねていくという、そういう流れが政策の中で組み立てられていかぬきやならないんだろうと思いますが、この点についての御所見を厚生労働大臣あるいは

○政府参考人(水田邦雄君) ただいま先生御指摘されましたとおり、国民健康保険制度、少子高齢化の下で大変財政状況厳しいわけでありますけれども、その安定的な運営を行うために、保険運営委員会にお願いをしたいと思います。

の広域化を通じた保険財政の安定化とそれから療費の適正化ということが、大変これを進めることが重要だと考えております。

これらの実現を図るために、やはり市町村を包括する広域の行政主体であるとともに御指摘あ

りました医療計画等の策定、作成主体であります

都道府県に主体的に取り組んでいたたくどいふう
とが必要であると認識をしております。
その考え方の根拠でございますけれども、正に
こうした都道府県の役割の強化を含めた改革の基
本的考え方につきましては、昨年三月に閣議決定し
ました医療保険改革に関する基本方針、これで示
されております。また、関係審議会においても、
議論が行われてきましたところです。
今回の三位一体の改革における国民健康保険
の国庫補助見直しの提案は、これらの経緯を踏ま
えたものでございます。

○武見敬三君 したがいまして、今回の厚生省からの逆提案というのは、ただ金目の話だけではなくて、実際にこうした医療にかかる政策立案能 力であるとか、あるいは提供体制というような実

施体制の確立であるとか、あるいは財政基盤の安定化の問題が全部含めて総合的にきちんと議論されていかなければならないということになるわけであります。

いにこれを推進すべきであり、今回の三位一体の議論の中でもこの厚生労働省の逆提案とも言える国民健康保険にかかる部分、これは総務省としても当然のこと、きちんと受け止めて、そして実現に向けて努力されるものと私は期待をしておるんでありますけれども、総務省、いかがでござい

○大臣政務官(松本純君) 武見先生御指摘のよう
に、平成十五年三月に閣議決定されました医療保
険制度体系等に関する基本方針では都道府県の役
割の強化の方向が示されているところでございま
ましようか。

すが、これは小規模な市町村保険者を都道府県が補完する観点に立つものでありますて、国の責任を後退させる方向での見直しは基本方針が想定し

ているところではないと受け止めております。

の見直しを図る必要がありますが、これは国が行う財政調整交付金の配分方法を保険者の医療費適正化努力を反映しやすいものへと改革するべきことを明記をしたものでありまして、國に代わつて県が裁量的に配分することを想定したというものはとらえておりません。加えて、基本方針では地方団体等の意見を聴いた上で具体的な内容を取りまとめることとされておりますが、國の負担の県への移替えはこれまで公式の議論の俎上にのせられてきたものではございません。

こうした点から考えれば、今回の厚生労働省の提案は基本方針に沿うものとは考え難いと存じております。

また、本年六月に閣議決定された基本方針二〇〇四に基づいて地方六団体から提出された改革案においては、移譲対象補助金から除外すべきものとして国保関連の負担金が明記されているところであり、改革案の具体化に際しましては、こうした地方の意見を尊重すべきものと考えているところでございます。

○武見敬三君 甚だ否定的な見解が戻つてしまりましたけれども、しかし実際に私は、この閣議決定に基づく方針に沿つた形で今回の厚生労働省からの提案というものがより包括的な仕組みの中で実現されていくことは本当に望ましいことだと思いますよ。したがって、是非、総務省におかれましても、松本政務官、これらの問題点きちんと受け止めていただきて、実施する方向で御努力いただけるよう切にお願いを申し上げる次第であります。

さて政管健保、この政管健保についても、この事業運営、財政運営は基本的に都道府県を単位として行なうことが確認された上で政管健保の組織形態等の在り方を検討するというふうにこの閣議決定でござるわけですよ。それは、取りも直さずこの社会保険庁の在り方の問題なんですね、皆さん。

この社会保険庁というのは実に由ぶらりんな役所ですよ、皆さん、よく考えてみれば。これ、財

革法で今、时限立法で一年延長して、今年度までは実際にこの人件費等の経費、予算といったように努力を反映しやすいものへと改革するべきことを明記をしたものでありまして、國に代わつて県が裁量的に配分することを想定したというものはとらえておりません。加えて、基本方針では地方団体等の意見を聴いた上で具体的な内容を取りまとめることとされておりますが、國の負担の県への移替えはこれまで公式の議論の俎上にのせられたるものではございません。

こうした点から考えれば、今回の厚生労働省の提案は基本方針に沿うものとは考え難いと存じております。

また、本年六月に閣議決定された基本方針二〇〇四に基づいて地方六団体から提出された改革案においては、移譲対象補助金から除外すべきものとして国保関連の負担金が明記されているところであり、改革案の具体化に際しましては、こうした地方の意見を尊重すべきものと考えているところでございます。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまお尋ねのありました社会保険の事務費の取扱いにつきましては、平成十七年度の予算の概算要求に際しまして開議了解をしていただきまして、これに基づいて概算要求基準の範囲外の事項要求というふうに取りあえずは取り扱つていただいているところでござります。

したがいまして、まずは年末の予算編成に向けてどのよくな取扱いにするか、引き続き財務当局と検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○武見敬三君 そもそもこの社会保険庁というのは、政策を立案し企画したりするというよりも、こうした政府管掌健康保険あるいは年金等に関する実施機関ですよね。ですから、本来ならばもつとしつかりとその内容が精査され、そして厚生労働省という省の組織に直接接してぶら下がるんじゃなくて、これは独立行政法人としてこれを別個の組織として独立させて、そして民間でできるというようなものであるにもかかわらず、あえてそれが温存されてきてる。まあ言うなれば、この年金とか政府管掌健康保険の保険料の財源をこういった公益法人が食い物にしてきたって言われたっておかしくないぐらいの実態がもう私があつただろと思う。

そういうことがもう国民の知るところになつたわけでありますから、こういった不透明で不適切な公益法人というようなものの温存は私はもう許されないというふうに考えるわけであります。尾辻厚生労働大臣の御認識を伺いたい。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今、社会保険庁の在り方についてはいろいろ議論をしていただいているところでございます。そうした中で、当然、独立行政法人化という、独立化ということもその選択肢の中に入れて議論をされております。

当然のことであつた。ところが、実際にはこうした特別会計については、これは多少ゆとりのある会計だという認識が戦後一貫してあつたようで、これを使ってどんなことをやつてきたか。これは言うなれば、社会保険庁と今度様々な公益法人が作られて委託契約を結んで、そしてその委託契約を結ばれた公益法人、これは例えば全国社会保険協会連合会とかあるいは厚生團のようなものですけれども、これが保健福祉事業という名目で、病院や診療所、老人保健施設それから健診事業、老人ホームそして保養施設、まあ言うなれば旅館ですよね、ホテルとか、それからスポーツジム、カルチャーセンターと、こういうのをたくさん作ってきた。それが年金だけでも二百六十何施設あるわけでしょう。そして、これらを合わせると、その資産総額がもう一兆円をはるかに超える額にこなつてゐる。

こういう状況を見ますと、こういう公益法人としては、いわゆるこれは天下り先になつてゐるわけですよ。しかも、その運営の仕方というのは極めて非効率で、その多くの赤字がまた再びかつては保険料を財源として補てんされたりしてきました。しかもその内容たるや、民間の施設で十分にできるというようなものであるにもかかわらず、あえてそれが温存されてきてる。まあ言うなれば、この年金とか政府管掌健康保険の保険料の財源をこういった公益法人が食い物にしてきたって言われたっておかしくないぐらいの実態がもう私があつただろと思う。

そのことはよく御理解ください。

国民年金保険料の納付率低下についての御質問もさせていただきたいと思いますが、平成四年がピークで八五・七%、平成十四年が六二・八%と、まあこれ、急低下しましたね。要因として、例えば年金の保険料支払免除基準というものが改正されて、これが厳格に適用をされてしまつたと。その結果、新たにその免除外となつて本来保険料を払わなければならぬ人の数が急増をしてしまつた。しかも、その人たちの間での納付率が極めて低かつたことがこのように平成十四年に納付率が急低下してしまつたことの原因の一つだと、こういう説明がうかがわれている。その内容は一体どの程度のものかというのをちょっと御説明をいただきたい。

私は、こういうことだらうと思つております。今は、年金に対する国民の皆さんの不信というのが非常に高まつておる、特にその今お話しのように社会保険庁に対する不信というものがある、これを払拭できるかどうか、ここが一番大きなポイントだと思っております。したがつて、この社会保険庁、国民の不信を取り除く、あるいはまた内部の人心を一新する、そうしたことができるのかでありますから、何としてもやらなきやいけませんけれども、そのためにはどうすればいいのかというのが一番基本の視点だらうと、こういうふうに思つております。

申し上げたように、その中で独立行政法人化いうことも視野に入れて議論をしていく、そういうふうに考えております。

○武見敬三君 大臣、これは本当に、国民の不信高まり、極まりという状況ですから、相当な外科手術をしませんとこの問題を解決することはできませんよ。これからいろいろ申し上げるような様々な労働組合も含めながらみが、がんじがらめじやないですか、この組織。こういう形の言わば職場のカルチャーやがもうある程度で上がっちゃつたところを、そう簡単に自助努力で改善していくますと言つたつて、だれも信用しませんよ。

○武見敬三君 大臣、これは本当に、国民の不信高まり、極まりという状況ですから、相当な外科手術をしませんとこの問題を解決することはできませんよ。これからいろいろ申し上げるような様々な労働組合も含めながらみが、がんじがらめじやないですか、この組織。こういう形の言わば職場のカルチャーやがもうある程度で上がっちゃつたところを、そう簡単に自助努力で改善していくますと言つたつて、だれも信用しませんよ。

國民年金保険料の納付率低下についての御質問もさせていただきたいと思いますが、平成四年がピークで八五・七%、平成十四年が六二・八%と、まあこれ、急低下しましたね。要因として、例えば年金の保険料支払免除基準というものが改正されて、これが厳格に適用をされてしまつたと。その結果、新たにその免除外となつて本来保険料を払わなければならぬ人の数が急増をしてしまつた。しかも、その人たちの間での納付率が極めて低かつたことがこのように平成十四年に納付率が急低下してしまつたことの原因の一つだと、こういう説明がうかがわれている。その内容は一体どの程度のものかというのをちょっと御説明をいただきたい。

運用、これなどを考えたときに、従来型の納付組織として協力してくれた地域社会のそれぞれのネットワークをどのように再度活用するかということを考えたり、あるいは今度は民間活力をその中に組み込むということを私は当然考るべきだと思います。

これ、例えば、そういうことを考えたときにこういう疑問点がいろいろ出てくるんですね。職員一人当たりの徴収対象者数というのを見てみると、都道府県の間で最大で三・四倍の格差が現実に生じているというんですね。それは業務内容も多少違うでしょう。しかし、三・四倍も格差が生じているというのは異常ですよ、皆さん、これは労働組合の問題等も含めてきちんとお答えをしていただきたいと思います。

○政府参考人(小林和弘君) ただいま御指摘の点につきまして、地方社会保険事務局の人員配置について、職員一人当たりの業務量格差が最大最小で三・四倍という数字が出されておりました。この三・四倍という格差につきましては、国民年金の被保険者数でございますとか基礎年金の受給権者数あるいは厚生年金保険の事業所数、こういうような数字を足し上げまして、この数字と社会保障事務局の定員、職員数で割り戻したその数値を比較したものというふうに承知をしております。

こういうような数値を用いての比較につきましては、私ども社会保険事業として行つておる業務は、更に年金相談でございますとか年金の裁定あるいは保険料の徴収というような幅広い業務を実施しておる関係もござりますので、こういうような業務量比較というのはしっかりとやつていかにやらぬというふうに考えておりますけれども、それぞの所管する地域の広がり、これ管轄の規模でございますとかあるいは交通事情、こういったた

ものについても一定の評価をしながら、総合的に業務量の地域間格差問題については考えていかねばならないというふうに思つてございます。

員というものが配置されるということは非常に重要なテーマでございますので、そういうような業務量の比較考量ができるような指標の検討についても更に深めまりたいと思つております。

また、併せて、なぜこういうような格差が放置されてきたのかという御質問でございます。

月前では、社会保険の業務を担当するセクションは都道府県の保険課あるいは国民年金課というところで位置付けられておりました。委員御指摘のとおり、職員身分は地方事務官ということで知事の指揮監督下にございました。人事異動もそういう点から県内に限られておるというようなこともあります。

あり、こういう人員配置の見直しといふのはなかなか行われずに今日に至つておるところでござります。

いずれにいたしましても、こういう社会保険事務局間の人員配置について、一人当たり業務量格差が生じておるということは御指摘のとおり事実でございます。そこで、こういう社会保険事務局の業務量格差の是正を図っていくかということを十分検討させていただきますけれども、最適な人員配置というものをできるように取り組んでまいりたいと思つております。

○武見敬三君 努力する努力すると言つたって、本当に実現能力があるんですかね。

これ、例えば今年ですよ、今年、二〇〇四年の二月二十五日、社会保険庁の総務部の職員課長と自治労の国費評議会の事務局長との間で確認事項

のを決めているんですよ。こんなことをやつていて改革でくると思いますか、皆さん。

しかも、この今年の二月二十五日の確認事項で私は全く理解のできない言葉がたくさん出てきてるんですね。この特に第二項目なんですが、「業

務の集約化の実施にあたつては、「社会保険事務所を中心主義に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。」という確認事項をやつているんですよ。

こういう確認事項を今年の二月二十五日にやっておいて、今の小林次長の答弁を聞いて皆さん納得できますか。こんなばかげたことをやつておられる役所に本当に自浄能力があるのかと私は思ひますよ、これ。こういう確認事項、労働組合とかくも細かいところまで確認をしながら改革をするなんということであれば、社会保険庁の改革ができるなんて国民は思いませんよ。村瀬長官、どう思われますか。

○政府参考人(村瀬清司君) ただいまの件について御報告を申し上げたいと思います。

まず、先ほどの確認事項でございますけれども、その確認事項の前提是、業務の集約化の実施に関するものという観点での確認事項でございます。

私はこの七月に社会保険庁へ参りまして、七月以降の動きということで、改革ができるかどうかという面も含めて御報告を申し上げたいと思います。

一方、十一月以降、勤務体系につきまして、從来四種類の勤務体系で五時半までの勤務ということがなつておりましたが、この相談業務の延長を受けまして七種類に拡大をしております。具体的には、最大八時までの勤務ができる勤務体系を作りまして組合との間で合意をしているという事実がございます。

もう一点、行動計画ということで、年金の収納率を上げるために各事務所単位に具体的な行動計画を作らさせていただきました。從来、事務局単位で、事務局任せであった部分につきまして、本年度として毎月、成績の評価であるとか成果のフォロー、これがでける仕組みは作っております。

したがいまして、先ほどお話をありました自治労の国費評議会というところでの合意書でございますけれども、一万二千四百名の組合員でございまますけれども、彼らも八月の本年度の活動方針で、信頼回復、サービス向上に向かつて新長官の下、最大限の努力をするという決議をしてござります。それに基づきまして先ほどのことができました。それに基づきまして先ほどのことができるということと、現在、組合員の総意としまして職場改革アクションという形で国民サービスの向上に向かつて具体的な提案をしてござります。

したがいまして、先般、有識者会議で緊急対応プログラムというものを発表させていただきましたが、その中で組織の見直しであるとか要員の見直しというのも入れさせていただきました。これ何かといいますと、それができるということでお入はれたつもりでございます。個々の問題につきましてはまだまだ組合との間でいろんな形で意見が違うところが出てくるかも分かりませんけれども、話合いをすることによって解決は可能であろうというふうに考えております。

どちらにしましても、国民の皆様の視点に立ちまして、職員の意識改革というのが私は一番大事だというふうに思つておりますので、職員の意識改革ができるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○武見敬三君 村瀬長官、民間から長官になられ

から敬意を表しますし、その決意は高く評価するものでありますけれども、こうした一度定着してしまった職場カルチャーとかそれからこういった労働組合の組織の在り方というのは、そう簡単に変わるものじゃありませんよ。こういう確認事項を組み合わせながら今まで運営してきたのを今度は変えていこうというようなことにどこまで応じてくるか。むしろ否定的に将来を見通す人が増えてくるのは当たり前ですよ。ですから、これは徹底的にそうした職場カルチャー改善のための努力をしていただかない限り、これはなかなか納得できるもんじやありませんよ。

それから次に、今度は、この年金とか政管健保の保険料でいろいろ病院だとか診療所だとかあるいは旅館、福祉施設、たくさん作っちゃつた、これを改めてこういうものは整理しましようということで今度、独立行政法人年金福祉施設整理機構、仮称というものの設立についてお伺いをいたいと思います。

これは、厚生年金保険法第七十九条に規定する
福祉施設、国民年金法第七十四条に規定する福祉
施設、健康保険法第百五十条に規定する保健事業
及び福祉事業により設置された施設、以上施設の
うち、譲渡又は廃止の対象となる土地その他の資
産、そして国から、それらを国から出資を受け処
分を適切に行い、厚生年金、国民年金、政省健保
の財政に資することを目的とするということであ
きるんだそうであります。これは健康保険法の百
五十条の方の施設も入っているわけでありますか
ら、単純に年金福祉施設整理機構というような名
前で済む話じやないんですよ。だから、これは当
然、年金・健康保険施設整理機構というふうに私
はすべきだと思う。

なぜそんなことをあえて言うか? なども健康保険法の方の、政管健保の保険料でいろいろ作つてしまつたものについては、特に全国社会保険協会連合会が現在保持している病院だとかあるいは診療所やこうした健診事業関係の施設、こ

れらを温存しようとしているんじやないかと私は思いますよ、皆さん方の今までのやり方を見ていると。こういうようなやり方はとても受け入れることできませんので、その点、まず名称から変えてもらいたい。仮称といえども、これじゃ駄目。それから、法人の行う業務の範囲というのもまたよく考えてもらいたい。これ、施設の譲渡というのを、これらの三法に規定する福祉事業及び附帯する業務というのがその業務の範囲なんだそうですねけれども、病院であるとかあるいは例えば健康施設ですよね、スポーツジムみたいなところで運動療法士だとか、あるいは場所によってはスポーツ認定員みたいなところがいるところもあるんだけれども、こういうようななところの中で、例えば地域医療ともきちんと連携をして、そして健康作りや治療に効果を上げてきているということころ中にはあるわけであります。そういうたとえをやはりきちんとと考えながら譲渡先を考えるということがやっぱりある程度必要になつてくるだろうと思ひますよ、その地域医療とか健康作りの将来を考えたときにはね。

そうすると、この独立行政法人というのは、実際にそういう譲渡するときの様々なそういう福祉行政的な観点からの条件整備というのも行う権能を持った形でこの独立行政法人を作るのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小林和弘君) 二点、お尋ねございました。

今、ただいま内部での検討をさしていただきております独立行政法人の設置に係る法案の名称についての御質問、第一でございました。

現在、内部での検討段階でございますので当然、仮称という形で付けさせていただいておりましたが、この法人の業務対象として想定しております施設、これは厚生年金、国民年金、政管健保の各制度に関係するものを想定しておりますけれども、まず、年金福祉施設の整理合理化ということを中心として設立が検討されておるということがまず第一点でございます。さらに、年金の福祉施

設関係がその対象とする施設の大半を占めるという点が第一点。さらに、名称中に代表例を用いるという立法例も幾つかございます。そういうような点を考慮いたしまして、現時点において仮称としての年金福祉施設という用語を今は検討させていただいているところです。

第二点目の、いろいろな今施設が果たしている機能が生きるような、そういうような、売却に当たつてその機能が生きるような形での処分といふものも考えていくべきだという御指摘でございます。

いろんな施設、二百を超すような施設を対象とするということになりますので、売却後も、いろいろな地域で役割を果たしておる、重要な役割を果たしているところにつきましては、売却後も引き続きその機能が維持されるということは私どもも望ましいというふうに思つておりますけれども、一方、年金の福祉施設の売却に際しましては、年金資金への損失を最小化すると、年金資金に最大

限貢献するということも非常に大きな問題として求められております。こういうような事情を踏まえまして、可能な限り損失を出さないで施設が有する機能が維持できるような方策というものにつきましても更に検討してまいりたいと思っております。

○武見敬三君 ちょっと不明でよく分からなかつたのは、今の条件整備等については社会保険庁で引き続きこれを担当するということなんですか、あるいは独立行政法人にそれを移譲するといううことですか、その調整権限を。もう一回、その部分明確に答えてください。

○政府参考人(小林和弘君) 施設の売却に際してのいろいろな条件をどのように設定するかと、こう

いう独立行政法人の権能としてどういう機能を与えるかということにつきましては、他の独立行政法人の立法例なんかも踏まえながら今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

たように、年金資金への損失の最小化ということと、施設整備についての活用方策、売却先の意向等も配慮した柔軟な対応をするということも与党の御方針として示されております。そういうような方針をしつかり受け止められる独立行政法人の権能についての検討ということを進めさせていただきたいと思っております。

○武見敬三君 告さんお聞きになつてもよく分からなかつたと思う。検討すると言つただけで答えていいなんだ。これは、村瀬長官それから尾辻大臣、こういう点、社会保険庁の中に言わばそういう調整条件を整備するような機能があつて、独立行政法人というのは、むしろ不動産屋さんの機能だけあとは売つ払つだけだと、できるだけ高く売りやいいという、そういう機能だけだといふうな話にしたときに、その両者がうまくかみ合つて効果的な適切な売却ができるかどうかということを考えてみてください。一体化した方がいいに決まつているんですよ、こういうのは。

そういうことを考えて、是非、独立行政法人の方にその権能を私は移譲していただきて、そして一体的に、一つの組織の中でこうした政策を策定し、できるだけ高く、しかし過去の機能というのも必要とあらばそれを温存するような形でのこうした処分ができるような政策決定機能というものを独立行政法人の中に設計をしていただきたいと思います。

さて、この中で、特に健康保険・福祉施設の方は四十一か所処分として出資するというふうに入っているんですけどもね。残つたのを、出資しない方を見ますと、さつきから申し上げたおり、これは全社連の方は温存されているわけですよね。これがよく分からぬ。全社連の方で実際に五十幾つかですか、この社会保険病院というのをやつてあるわけですよね。

この社会保険病院というのは当初、戦後、保険制度というものを整備するときにまだまだ日本の中に病院というのが十分各地の中に設立されていなかつた、したがつて保険者があえて直接病院を

設置し運営することで、こうした医療の提供体制の中での病院機能というものを充実させる必要があるからといふで始まつたはずですよ。

それがもう、現状で全国、病院、もう民間の病院含めてたくさんあって、そういう所期の役割なんて果たし終わつたにもかかわらず、まだこうい形で保険者が病院を運営するということはおかしいじゃないですか。そして、これらの保険者の役割というのはもつときちんと整理合理化されるべきだ、といふに私は認識をいたしますし、それをまた公益法人に委託して天下り先も作つてあげて、その病院の中で今度処分していく中で、もうどう見たつて良くない経営業績の悪いところは全部出資しちゃつて、いいところだけ温存して全社連で引き続き運営できるようにしていかんといふふうに思つてゐるんじゃないでしょうか。その点の御確認をさせていただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) いずれにつきましても、社会保険病院の見直しにつきましては、平成十四年十二月に厚生労働省でまとめました医療保険制度の運営効率化の中で社会保険病院の在り方の見直しを明確に示しておりますので、その中で、先生御承知のように、単独で経営自立ができる病院、それから単独での経営自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院、それからその他の病院というのを分類してきちんと見直しをしていくことを決めておるわけございます。

また、これと併せてこれらを委託運営している法人等についても必要な合理化、改善、見直しといふものをおもておるわけでござりますので、御懸念のようなことにならないようにしっかりとまいりたいと思っております。

○武見敬三君 あのね、これは本当に皆さん信じられないようなことをやつてきているんですよ。あの政管健保の保険料を使って、最初はこの全国社会保険協会連合会の下で、実際その各県庁所在地四十七か所に社会保険センターというのを作つた。これはスポーツジム機能とカルチャーセンター機能で、生きがい事業だといふんですよ

ね。ここで主にその生きがい事業の方が中心で、実際保険料で、その政管健保の保険料でそういう施設を作つて、さらに運営費もずっと補助してきただけですよ。

ところが、次に今度はもう少しスポーツジムの方に重点を置いた施設を、各県庁所在地じやなくして第二、第三都市ぐらいのところに作ろうということになつて、それで今度は健康増進センターというのを作つていつたわけですよ。そこと社会保険センターの当初の違いというのはアールが付いているか付いてないかの違いだつた。しかも、今まで第二の県庁所在地でない都市にそういう施設を作るときには、全社連ではなくてほかの今度は財団を作つてその公益法人に運営させるようになります。一〇〇%が努力目標でなくてはいけないのが八〇%が努力目標であるということです。

が、長官になられて、今この目標数値が達成できるか、どのような組織改革ができるか、そういう御決意を御答弁お願ひいたしたいと思います。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、社会保険庁が信頼を回復できるよう何をしたかということを第一点で御説明申し上げたいと思います。

御存じのよう、社会保険庁は実施庁でございまして、当たり前のことを本来当たり前にやつていればよかつたわけですから、様々な批判を受けて民間から私が長官として参ったわけでございます。

その上で、従来そうした施設の中で、まだ未来志向でこの地域社会の中に從来機能を確保した形で生かしていくことができるトスレバ、そこは柔軟に条件整備をしながら売却をしていったらしいんで、そういうバランスの取れた、しかし國民の期待を裏切らない処分ができるような独立行政法人の、この清算法人を作つていただけることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○中村博彦君 今、武見委員がお話をいたしましたように、年金不信極まりであります。年金改革待つたなし、この状況下の中で、また会計検査院から上げましたように、今回の年金改正で十六年十月の報告では、何と国民年金督促対象者の一千万人未納者、そして加入者の四五%が対象者だという

ような実態が出てきたわけでございます。

村瀬長官は、民間人長官としてアクションプログラムを作られて、そして平成十六年度の目標は二・三ポイントアップの六五・七%、そして平成十九年度には納付率を八〇%まで上げる。これ八〇%というのが、努力目標がおかしい数値ではありません。一〇〇%が努力目標でなくてはいけないのが八〇%が努力目標であるということです。

が、長官になられて、今この目標数値が達成できるか、どのような組織改革ができるか、そういう御決意を御答弁お願ひいたしたいと思います。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、社会保険庁が信頼を回復できるよう何をしたかということを第一点で御説明申し上げたいと思います。

御存じのよう、社会保険庁は実施庁でございまして、当たり前のことを本来当たり前にやつていればよかつたわけですから、様々な批判を受けて民間から私が長官として参ったわけでございます。

その上で、従来そうした施設の中で、まだ未来志向でこの地域社会の中に從来機能を確保した形で生かしていくことができるトスレバ、そこは柔軟に条件整備をしながら売却をしていったらしいんで、そういうバランスの取れた、しかし職員が考へるようさせております。そのキーワードは、透明性、スピード、コミュニケーション、それと職員の意識改革、ガバナンスの強化という形で考えてござります。

その結果、効率的、効果的な業務運営を優先させまして、緊急対応プログラムというものをまとめていただきました。この緊急対応プログラムのところ、電話監督の部分であるとか、それが職員が考へるようさせております。そのキーワードは、透明性、スピード、コミュニケーション、それと職員の意識改革、ガバナンスの強化という形で考えてござります。

この国民年金の収納率を八割に上げるという中身でございます。

この国民年金の収納率を八割にできるのかどうかという部分でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、今回の年金改正で十六年十月から市町村との所得情報の開示、これが私はキーポイントだといふうに考えております。

したがいまして、きめ細かな対応が今までできなかつた部分が、市町村との所得情報の交換ができれば、その所得に合わせて、例えば所得が不十分な方については免除対策をしっかりと打つてくださいと、こういう決意でございます。

○中村博彦君 今長官の御答弁の中で、職員の意識改革、そう言われました。武見委員も御指摘をされましたけれども、最も社会保険制度改革の中で重要な条項は職員組合の国費評議会との構築でな

いかと思います。もう過去のことは申し上げませ
ん。この十年間だけで五十通以上の確認事項、業
務改善を拒んできた覚書、本当に国民から見れば
びっくりするような覚書が、条項が並んでおるわ
けでございます。

の か そ そ ま す

ここで、規制改革・民間開放推進会議の担当のお聞かせ願いたいんだけれども、この社会保険などのように分析されているのか。民間参入など、独立行政法人化なのか、公法人化なのか、いろいろな動きが出てきているのか。それと、全大きく民間、公法人化、それとも、それぞれ業務、納付、徴収業務等アウトソーシングの部などのような今議論の中にあるのか。組織形態直し論についていろいろな有識者からの御意を出でるおと 思いますので、簡単に御説明をおいたしたいと思います。

だいているところだぞいりますけれども、中
階の集計でございますけれども、社会保
険関連業務につきましては多くの事業者から提案をい
いておりまして、非常に民間事業者の方の関
心が高い分野となつております。

にしたものでございまして、平成十五年度、各病院のこの費用の合算をしたものが九十七億円という形になつております。で、平成十六年度及び十七年度におきましても、平成十五年度と同額の九十七億円というものを社会保険病院が自ら積み立てるという計画になつております。

○中村博彦君 続いて、この社会保険協会の件でございます。

社会保険協会 厚生年金受給者協会というのがございますが、この社会保険協会の中で、会費納入でかなり強制的に会費納入をする実態があるようでございます。私の方にも、社会保険の適用を

さまでして、社会保険庁変わりましたよ、組合ともこのような覚書が大きく変わってきましたよと、公表を是非お願いしたい、その辺の部分についても御意見をお願いいたします。

○政府参考人(村瀬清司君) まず、国費評議会との私の面会でござりますけれども、現在三回国費

○政府参考人(河野栄君) お答えいたします。
規制改革・民間開放推進会議におきましては、
官業の民間開放ということを重点検討課題と位置
付けいたしまして、民間でできることは官は行わ
ないということを基本的な考え方といたしまし
て、官業の民間開放の抜本的な推進に向けまし

○中村博彦君 ひとつ国民的な視野で早急に結論を出していただきたいと思います。

続いて、この政府管掌健康保険、これも社会保険庁が主人公でございますけれども、本当に社会保険庁でやつていいけるのか、この辺の部分も是非検討を願いたいと思います。

受けていた会社を経営していますが、ある日突然社会保険協会から会費納入の通知が来ましたと、社会保険協会など入会した記憶はないのですがと、こういうような私に投書が来ております。また、この厚生年金受給者協会が会員の恩典として民間企業との連携いろいろな葬儀サービス

評議会とは話をしています。それから、先ほど申し上げましたように、国費評議会 자체も自ら変わろうという動きをしておりまして、幾つかの点で変わってきております。したがいまして、今後は、個別案件ごとにしつかり話をしてまいりたいと思います。

現在議論を進めさせていただいているところでございます。

こうした中で、社会保険関連業務につきましては、御案内のとおり、未納率の上昇でございますとか窓口サービスの低下など様々な問題点が指摘されております一方で、民間事業者のフル活用が

先ほど武見委員からもお話をございました社会保険病院、本当に二十一世紀もこの病院の任務があるのでしょうかと。そして、平成十五年の建物が更新費用に九十七億円を使っておるわけでござります、多分減価償却をされるわけでしようけれども、二十二年、二十三年、二十四年、五十五年までおまけでござる。

等、民間企業との連携を図つておるようですが、やはりどのようならルールに基づいて民間企業との連携を図つておられるのか、これやはり精査する必要があるのでないのかと。

これ、特に大臣にお聞きいたしたいわけでござ
うございせど、どうもよくこういふつづき

話をした上で、組合との関係においては信頼関係を結びながらしっかりと対応してまいりたいと、このように考えております。

活用できる分野も多いわけでございまして、保険料の徴収率の向上、あるいは業務の効率化、さらにはサービスの向上等の観点から、推進会議においてはその業務を民間開放すべきだという提案を申し上げているところでございます。

また、その際の具体的な手段といたしまして、民間開放を推進する横断的手法といたしまして市

○政府参考人(青柳親房君) ただしまあ尋ねございました社会保険病院の建物更新費用でございまるのかないかを検討してからこの建物更新費用というものを考えなくてはいけないんではないか。平成十六年はこの建物更新費用はどうなつておるのか、来年度予算についてはどうなつておるのかをお聞かせ願いたいわけであります。

○政府参考人(青柳親房君) 今、社会保険協会連合会それから年金受給者団体連合会と、二つ団体のお尋ねがございました。

社会保険協会連合会につきましては、今のお尋ねの中にもございましたけれども、あくまでも任意で加入していただくものであるにもかかわらず

続いてお聞かせ願いたい件は、今、村瀬長官、必死になつてござります。しかしながら、いろいろな有識者からのお話もございますけれども、一人で乗り込んで、いつ何ができるかということをございます。そして、実務に携わるプロジェクトリーダーやアドバイザースタッフというのを民間から登用するということでございますが、この民間登用からにしてもやはり私は限界があると思ひます。そこで、実務に携わるプロジェクトリーダーやアドバイザースタッフというのを民間から登用するということでございますが、この民間登用からにしてもやはり私は限界があると思ひます。

場化テストという手法がござります。これは公共サービスにつきまして官民競争入札により実施主体を決定する制度でございますけれども、この制度を活用すべきという御提案も申し上げて いると ころでござります。

なお、市場化テストにつきましては、現在、平成十七年度から実施する予定でございますモデル事業の選定に向けて民間企業等から御提案を

す。これは社会保険病院の施設整備につきまして、平成十四年の十二月二十五日の社会保険病院の在り方の見直し、私どもの省の方針におきまして保険料財源による施設整備は基本的に行わないということを決めたことに伴いまして、平成十五年度から、ただいまお尋ねの中にもございましたが、将来の建て替えあるいは改修に必要な経費を建物等更新費用という形で積み立てるということ

ず、その加入が強制であるかのような装いとか、紛らわしい加入の勧誘の仕方になつてゐるんではないかということを衆議院の委員会でも御指摘をいただいたところでございまして、私ども、これについてはその改善を図るべく、これまで何度も具体的な改善通知等で改善図つてまいりましたが、今後ともこれは是非改めさせなければならないというふうに考えております。その意味で

は、改めるということを改めてお約束をできるんではないだろかと思つております。

それから、年金受給者連合会の方の民間との連携というのが、大変恐縮でございますが、私ちょっと具体的にどのようなことをお指しになつておられるのか承知をしておらないもんでございますので、もし差し支えなければ少しくお教えいただけませんでしようか。

○中村博彦君 時間がございませんので、詳細につきましては青柳さんの方へ問題提議をいたしました。

続いて、せんだけの質問で時間がなくなつてしましましたので、中村老健局長にちよとお聞かせ願いたいわけでございますが、グループホームの労働環境の悪さ、そして時間外勤務に追われているという実態、これは本當にある意味で人の員配置が労務実態に合わないという状況下を生んでおるわけでございます。そういう意味で、かなりこのグループホームがこの労働環境を指摘されおるわけで、そこでだれが責任なのかというこ

とを聞かしていただきました。

そのとき、十一月四日の老健局長の答弁では、「法人の理事長、それから現場の監督者、それぞれ責任を負つておる」というふうに考えております。「と、こう答弁をいたしております。そして、私がこれ調べてみますと、労働基準法に使用者の定義というのが第十条で出ておるわけでござります。」この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行方をするすべての者をいいます」と、こう書いてございます。

十一月四日の答弁が間違いないのであれば、早く、社会福祉法人の理事長、施設長というのはこのういう中村老健局長の答弁を受け入れる理解が今までおりませんので、責任回避の状況にござりますから早急に、この老健局長の答弁が正しいのであれば早急に通知をお出しいただきたい、そのように思います。御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げま

す。

今先生からお話をございましたとおり、前回の御質問でも、労働環境の責任者はグループホームの長なのか、経営主体の理事長が責任なのか、正確にお答え願いたいというふうなお尋ねがございまして、私の方から、「責任はだれにあるかとい

うことあります、事業によってだとは思いますが、それとも、法人の理事長、それから現場の監督者、それぞれ責任を負つておるというふうに考えております。」ということを御答弁申し上げました。

また、ただいま先生の方から労働基準法の使用者の定義、第十条がございまして、おつしやるところでございます。また、その労働基準法のコメントарにありますと、裁判例でも、どういった人が責任があるかということについては、具体的な事実についてその法益侵害行為を認めるかによつて決定されるものであるけれども、いざれにしても重なり合つてることは間違いないという

ことで、事案によりましては法人の代表者、理事長である場合もありますでしようし、それから様々な基準で管理者につきましては、私どもの省令におきましても、厚生労働省令におきましても、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うというふうにされておりますのでも、いざれにしても、労働環境等について問題があつた場合に、具体的な事例のときの責任問題は別といたしまして、一般的に言えば理事長についても責任は免れないと私考えておりますので、そのような趣旨を徹底するようになつたいたいと思います。

○中村博彦君 介護保険法も熟知しない社会福祉法人の理事長が半数以上でございます。それだけに、責任を全うさせるためにも、全うしていただきたいと思います。

続いて、三位一体改革にちよと聞かしていただいたけれども、尾辻大臣は十二日の閣議後会見で、この六团体案に対する厚生労働省案はもう

最終案だということを閣議後会見で明らかにいたしておるわけでございます。

私は、再三申し上げておりますように、このグループホームは、中村老健局長が地方分権を推進する、そう言って、地域密着として地域のニーズから派生していくものだと、こう言って推進をいたしております。

ただ、ただいま先生の方から労働基準法の使用者の定義、第十条がございまして、おつしやるところでございます。また、その労働基準法のコメントарにありますと、裁判例でも、どういった人が責任があるかということについては、具体的な事実についてその法益侵害行為を認めるかによつて決定されるものであるけれども、いざれにしても重なり合つてすることは間違いないという

こと、これは一般財源化がふさわしいのではなくちゃいけないんではないか、政策ミスでないか、この辺の答弁をお願いいたしたいと思います。

○政府参考人(中村秀一君) ただいま御質問のありました交付金でございますが、私ども厚生労働省といたしまして平成十七年度の概算要求で要求中のものでございます。これは今、先生からお話をございましたように、従来の社会福祉施設の整備費の補助金につきましては、御承知のとおり、地方六団体の方から財源移譲した上廃止という御提案があるところござりますけれども、私どもは、例えば介護基盤の整備につきましては、基盤整備後の運営費の問題もございます。この運営費につきましては、国が四分の一の国庫負担をし、また若い世代の人が三三%の保険料を全国プールとしてやつているというようなことを考えますと、給付と負担の整合性といった観点から国の関与は必要ではないかと。

しかしながら、地方公共団体から御要望がありまして現行の補助制度の問題点も解消する必要があるんではないかということで今回提案させていただきますけれども、尾辻大臣は十二日の閣議後会見で、この六团体案に対する厚生労働省案はもう

町村の方につきましては、市町村の日常生活圏域内で整備されるような施設、その中には先生御指摘のグループホームもございますけれども、また他方、私ども提案させていただいております介護予防の予防拠点、これは健康フロンティア戦略などでも重点とされている事項でございますし、そ

の他様々の小規模多機能サービス拠点の整備を図らうとしているものでございます。

また、特別養護老人ホーム等、從来広域型の施設として都道府県が整備してまいりました施設につきましては、都道府県の交付金ということで、特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の改修等を内容とする施設環境改善計画に基づいて交付してまいりたいというふうに考えております。

先生、これは一般財源化がふさわしいのではなくちゃいけないんではないか、政策ミスでないか、この辺の答弁をお願いいたしたいと思います。

なお、これにつきましては根拠法も制定するということで、次期通常国会にこの交付金についての根拠法、これは介護保険制度とのブリッジも考えておりますけれども、そういうものも提案させていただくべく現在検討中でございます。

○中村博彦君 今の交付金制度でございますけれども、是非、グループホームの自己資金で施設整備が進んでおる実態だけは、尾辻大臣、精査をお願いいたしたいと。

最後に、生活保護の二分の一補助金カットの部分でございますが、これも要望いたしておきますが、確かに生活保護の受給者というのは各県によつて大きく格差がございます。そして、認定がずんな都道府県もあります。しかし、私が一番恐れておるのは、二分の一補助金カットをされた都道府県の中で一生懸命生活保護受給者のチエックを厳しくした上で足らなくなる、そのときはどうしたらいのかだけは、厚生行政の責任者、特に西副大臣、そこは考えていただきたい。最後にコメントをお願いいたしたい。

○副大臣(西博義君) 生活保護に関しましては、国
の重要な、特に厚生関係の重要な仕事の一つだと
考えております。今、種々御議論をいただきてお
りますが、国の役割というものは大変重いものだと
いうふうに考えております。

○委員長(岸宏一君) よろしいですか。
○中村博彦君 はい。

○西島英利君 私は先ほど武見委員が質問されました関連といたしまして幾つか質問をさせていただきたいと思います。

ます。先ほどから話に出ておりますけれども、平成十四年十二月二十五日、厚生労働省方針として、「社会保険病院の在り方の見直しについて」というのが出されました。それの今日までの経過。

特に、全社連の改革について、社会保険病院職員の給与体系の見直し、退職手当制度の見直し、そして経営改善資金貸付事業の見直し、さらには、これは非常に大きかったわけですが、普通負担金の大額な縮減ということがございました。これは、診療報酬収入の三%をそれぞれの病院が全社連に上納するという制度でありまして、これは非常に大きな問題だったわけですが、この問題。それから、本部組織のスリム化、どのようなスリム化されたのか。

さらには、社会保険病院の整理合理化計画策定の進捗状況について、特に統合、移譲の検討等がございましたら、その点もお教示いただきたいと思います。

○政府参考人(青柳親房君) まず最初に、全国社会保障協会連合会における組織の見直し等についての具体的な進捗状況についてお答えいたしま

ただいま西島議員からもお尋ねございましたが、まず、給与体系あるいは退職手当制度の見直しにつきましては、平成十五年度に俸給表の一五%の減額、それから平成十六年度に全職員の定期昇給の停止といったようなことを具体的に行つております。

た普通負担金の削減問題につきましては、まず、平成十五年度に本部への普通負担金の削減、これは診療報酬の三%でありましたものを一・二%にリム化という点では、平成十五年度に組織の見直しということで事業課の削減一、それから十六年度におきましても事業課の削減一プラス人員十四名の削減といったようなことを行つております。また、十七年度には普通負担金の一層の削減を図るというようなことを具体的な予定に挙げておるところでございます。

二点目のお尋ねでございます。社会保険病院の整理合理化計画策定の進捗状況いかんというお尋ねでございます。

これにつきましては、御承知のように、平成十五年度を初年度といたします三か年の経営改善計画を作成するということで、現在経営改善に取り組んでおるところでございます。これは、各病院の経営改善計画の達成状況、あるいは収支の状況、それから地域医療における貢献度合いといったようなことを総合的に評価をいたしまして、単独で経営自立ができる病院、それから単独では経営自立が難しいが地域医療にとって重要な病院それからその他の病院といったような形に分類をした上で、新しい経営形態への移行あるいは統合・移譲といったようなことを検討し、最終的には十八年度に整理合理化計画として取りまとめることでございます。

なお、現在までにどのような形で進んでおるかということに合わせまして、経過期間中、措置期間中ということに現在なっておりますが、そういった新しい経営方式への移行が適切だということで先取りができるようなケースが今後出てまいりました場合には迅速に対処したいというふうに考えております。

でも政管健保から健康保険施設整備費として八十八億円、二〇〇三年度百七十一億円もの保険料が社会保険病院に繰り入れられているわけでございます。過去十二年の累積では四千七百十九億円にも上つております。この使途についてお教示

%の大きな違いがあると。じゃ、それでは民間病院と社会保険病院では何か違った治療をやっているのかということでござりますが、特に特色ある医療は社会保険病院ではやってないわけであります。

でも政管健保から健康保険医療施設整備費として八十八億円、二〇〇三年度百七十一億円もの保険料が社会保険病院に繰り入れられているわけございます。過去十二年の累積では四千七百十九億円にも上つております。この使途についてお教えください。

○政府参考人(青柳親房君) まず、平成十六年度における八十八億円でござりますが、具体的には、紀南病院あるいは鳴門病院の建て替え工事及び宇和島病院の改築工事等の継続工事に係る経費でござることで計上をさせていただいております。

また、その前の十五年度におきましては、紀南病院、鳴門病院あるいは直方病院の建て替え工事に係る継続工事ということで百六十二億円を執行しておるところでござります。

○西島英利君 この施設整備の仕組みでございま
すけれども、社会保険厅が数々と保険料、これ

が厚生保険特別会計健康勘定に入りまして、健康勘定の三つの差額勘定がこの表へいざ手のれい。この

勘定から業務勘定にも繰入されかねると、この中から実は施設整備費が出されているわけであります。そして、この繰入金を基に社会保険病院の土地、建物等を整備してきたところでございます。

もないと。さらには、土地、建物を自前で所有しないので固定資産税が課税をされないと。投資のための利益を確保する必要性が今まで少なかつたわけでございまして、こういう観点から見ますと、民間病院と比べて非常に有利なわけであります。そして、その残された利益が実は人件費と見て、かなり高い人件費比率になつてきたところです。

ります。民間病院と比べますと約三%から五

会保険病院も厚生年金病院と同様に譲渡をすべきではないかというふうに私は考へているところでございます。先ほど三つの区分けがございました。この三つの区分けも余り意味のない区分けでございまして、本当に特別な医療をしているんであればこの区分けはあるわけでございますが、ただ収益がないか悪いかという区分けでありますと、これは何の意味もない区分けであろうというふうに考えます。

そういう意味で、これを効率的にこの経営譲渡を進めていくためには、今回法案が出されようとしておりますけれども、独立行政法人年金福祉施設整備機構のようなものを作つて、そして譲渡、つまり処分を進めていくべきではないか。つまり、社会保険庁としてもスリム化をしていく必要性が私自身はあるであろうというふうに考えているところでございますが、それについて御意見をいただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) 若干ちよつと経緯に触れるをお許しいただきたいと思います。

まず年金福祉施設につきましては、御存じのよう

に、今年の三月十日の与党の年金制度改革協議会で福祉施設等の見直しについての合意をしてい

ただきました。これを踏まえて五年を目途に廃止、売却による徹底した整理合理化を行うこと、これ

れを目的に独立行政法人を設けるということをお決めいたしました。他方、社会保

険病院につきましては、これに先立つ平成十四年の十一月に自由民主党の医療基本問題調査会の社

会保険庁等の改革ワーキンググループで社会保

険庁等の改革的基本的な論点と方向性という方針を

おまとめいただきまして、これを踏まえて同年の

十二月に「社会保険病院の在り方の見直しについ

て」という私どもの省の方針を決めさせていただ

いたわけでございます。

その中で、先ほど触れさせていただいたよう

に、今後、社会保険各病院の経過措置期間中、こ

れは平成十五年度から十七年度の三年間でござい

ますが、そこの経営実績を評価した上で、十八年度に整理合理化計画として取りまとめることとしておりまして、社会保険病院の今後の経営方式につきましては、先ほど議員もお触れになられましたように、民法法人等公益性の高い法人への経営委託を中心に検討を進めるとされております。

このように、片や廃止、売却を前提とする年金の福祉施設等の見直し、一方、経営委託を中心に検討を進める社会保険病院の在り方の見直しにおける御説明をさせていただいた

ように、経緯及び整理方針が異なっております。これらの整理方針を前提といたしますれば、社会保険病院を一律に独立行政法人へ出資するという

ことはやや不適切であるのではないかというふうに考えております。

ただ、そう申しましても、先ほどの申し上げた十五年度から十七年度の経過期間中に移譲する

病院が出てきた場合、あるいは十八年度の整理合理化計画において具体的に移譲することが適当であるというふうにされた病院が今後出て来るのはなかろうかと容易に推測されるわけでございま

すので、このようなものにつきましては独立行政法人に追加出資ができるようにということで、

設置法案の規定にそういう趣旨の規定を盛り込もうとして、これを踏まえて五年を目途に廃止、売却による徹底した整理合理化を行うこと、これが私自身はあるであろうというふうに考えております。

○西島英利君 私は、社会保険庁がこの病院経営をするという意識はもうなくなつたのではないか

というふうに言つておりますので、是非その観点からの再度の見直しをお願いを申し上げたいとい

うふうに思います。

そしてさらに、今ちょっと報告がございました

が、社会保険病院の中には独立行政法人への出資

ら出されてきたのではないかというふうに思うわけですが、さらには、乳房、乳がんの乳房形成術の問題もございました。これに関しましては、現在も乳房の形成術はきちんと経過の中で行われるようになつていているわけでございまして、これは混合診療でないわけでございますが、ただ、ふくよかな乳房ということになりますとそれなりの材料を使つてやるわけで、ここが今問題になつていています。

に普及に至っていない、そういう治療等々については、該当医療が一般に普及して保険に導入されるまでの間、本制度の対象とするものであるというのにこの特定療養費制度の実は主な内容でございますが、まさしくそこがポイントだらうといふうに思います。

人たちは受けられるわけでございますけれども、それ以外の人たちは予算がなくなればそこで足切りという形になつていてるわけでございます。これでは継続性がないわけでございまして、全く健診の意味を成していないというふうに考えておりま

受けることのできる機関というものが偏りがあるんじゃないだろうか、もつとそれを広く開放してはどうかという御趣旨のお尋ねであったかと思います。

請をして、そしてそれが認められればこれは混合診療の中に入らないわけですが、そういう観点で考えていいかどうか、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(尾辻秀久君) 何回もお答えいたして
す。 中に入れると、そういうルールの中でやはり今
後この特定療養費制度の拡充ということを恐らくお
おっしゃっているのだろうというふうに思います
が、その点の御確認を尾辻大臣にお願いいたしま
す。

この健診を受ける機会というのがこの単なる予算という観点の中で切られてしまう。さらには、社会保険庁が管理をしております様々な健診機関がございますが、それはほとんどが都会に集中しておりますし、そこで健診を受けるという機会も実はこの方々にはないわけでございます。

そういう意味から考えますと、やはりこの社会保険庁が関与しておりますこれらの施設での健診というのも、最初の時期には当然国として引張つていかなければいけないという役割があつたんだろうというふうに思いますが、もう既に、一般医療機関でも基準を満たせばそこでもやれるといふこともありますので、そういう意味での、社会保険庁がやる意味というのはそういう意味ではなくなつたのではないかなどというふうに思います。

点が一番大事ではないかというふうに思いますので、そういう観点から、必要なな設備等に関する基準を備えた医療機関については、指定の申請があれば原則として健診実施機関として選定するというような形で、いずれにしても、被保険者のニーズに対応した健診事業が行われるようにということを、これは実は社会保険庁改革の緊急対応プログラムにおいても明記をさせていただいているところでございますので、私どもも心して取り組ませていただきたいというふうに考えております。

二点目のお尋ねは、そういつたことで健診をやるにしろ、予算が不足して十分な事業が実施できないないんではないだろうかというお尋ねであつ

○西島英利君 つまり、その中に詰めるこの材料を業者が申請をしてこないところに実は問題があるわけでございまして、これも要するにここに書かれているような大きな、そんなに大きな問題ではない別な問題があるんだということだろうと田

政管健保の生活習慣病予防健診ということで、これは社会保険庁がされているわけでございますが、最初はこれは社会保険病院、それから社会保険庁が管理をしている施設等々でますますというところでございましたが、今は幸い、基準を満たせば、申請をすればどの医療機関でもできるということになつたというふうにお伺いをしておりま

さあそこで、今までの衆参両委員会で尾辻大臣が発言をされておりますが、この混合診療の解禁に関しては特定療養費制度の拡充、特にきちんとルール化をした上でこの拡充の中で対応することを繰り返し言つておられます。特に、この特定療養費制度の中であります、まだ一般的な

しかし、問題は、この健診の予算でございます。つまり、そもそも健診というのは一年に一回、毎年定期的にやり、そしてデータを積み重ねていかないとい意味のないものでございますが、残念ながら予算がないということで、早くその申請をしたす。

○政府参考人(青柳親房君) 政管健保の健診について、大きく三つお尋ねのあった点があるうえで、大体のところは、お尋ねの点がござるかと思います。

く方の自己負担額を引き上げるという形で、言わば少しでも多くの方にこの受診をしていただくということを取り組んだわけです。ございますので、御指摘の趣旨も踏まえて、今後とも工夫をしてまいりたいというふうに考えております。
それから三点目のお尋ねは、こういった健診に

ましようか、外からの批判の目が集まりやすいと
いうことを考へると、税金の世界よりはむしろ社
会保険料の世界の方がより社会保険料が合理的に
使われるのではないか、そういうインセンティブ
が働くのではないかというふうに私は思います。
そうすると、そういう無駄遣いができなくなると
思います。

それと、その立行政法人化をしたときに、独
立行政法人の運営費を税金で投入しているという
のが今のは独立行政法人の在り方ですが、これは本
來の独立行政法人の趣旨から反しているのであつ
て、現在の政府がやつた独立行政法人化は單なる
看板の書換えにしかすぎないのですね。本来の
エージェンシーとするのであれば、ここはやはり
そのエージェンシーとして独立したものを作らな
ければいけない、その理屈に徹していただきたい
と思います。

同時に、最初の質問に戻れば、やはりこれは

市場化テスト賛成だと、こうおっしゃいますが、
どの部分をその市場化テストの対象にするのか、
あるいは業務全般なのか。これは、武見委員がい
みじくもおっしゃいましたように、社会保険庁そ
のものは政策立案機関ではありません、業務を
行つてはいるだけですから、そういう意味では、民
営化しても私は何ら問題ないだろうと思うし、業
務というものは大いにその方針で見直しをしてい
ただきたい。

ただ、申し上げたいのは、大臣はこう言つたけ
ども、あれは単に言つてはいるだけであつてとい
うはないように。そこが大臣のやっぱり私は大臣
たるゆえんだと思ひますので、大臣の御発言は
しっかりと、やはりその省の中におられる皆さん
方はそれぞれとして重いものだと受け止めて考
えていただきたいと思います。ともすれば大臣の發
言が無視されるというのそれが今の小泉内閣の形じや
ないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと
思ひます。

さて、残りの時間は社会保障制度全般の話につ
いてお聞かせをいただきたいと思います。

大臣は、大臣の所信の中で社会保障制度構築の
キーワードは自立であると繰り返し述べておられ
ます。この自立であるということについてもう少
し説明をされないと、私は誤解を招いているの
じやないかと。大臣の立場からして、私は思うの
ですが、もう一度大臣がおっしゃつておられる自
立がその社会保障制度再構築のキーワードである
という、この意味を御説明をいただきたいと思い
ます。

○國務大臣(尾辻秀久君) この自立という言葉を
私が使いましたのは、前にここでお話ししたかと
思いますが、それでも、障害者団体の方とお話しした
ときに、自分たちはタックスイーターからタック
スペイヤーになりたいんだとおっしゃつた、その
発言が大変印象に残つておりますし、感動も覚え
たものですから、正にポイントの一つがここにあ
るなと思つて、その言葉をキーワードの一つに挙
げたところであります。

しかし、今言つてはいたきましたように、自立
と言つて余り説明しませんと、これを非常に狭く
解釈されて、仕事をやれやれと言うのかと、仕事
に就けと言つてはいるのかと、どうふうな理解のされ方もし
ますので、改めて、今日いい機会をいただきまし
たので、私の考え方を申し上げておきたいと思ひ
ます。

我が国の社会保障制度は、自助と自立の精神を

基本として、個人の責任や自助努力では対応し難
いリスクに対して社会全体で支え合う制度であ
る、私はこう思つております。急速な少子高齢化
が進む中で持続可能で安定的なものとしていくた
めには、いつも不斷の改革を行つていく必要がござ
ります。

その際でございますが、例えば、これから私が
申し上げたいこととあります、障害者ができる
だけ身近な地域で自立して暮らせるようにするこ
と、あるいは要介護の高齢者も住み慣れた地域で
できるだけ自立した生活を送れるようにするこ
と、生活保護の被保護者について、その実情に応
じてできるだけ自立できるようにするといったよ

うな視点、すなわち、申し上げましたように、広
い意味での自立という言葉で解釈していただけれ
ば有り難いと思うところでございます。

○山本孝史君 今の御答弁は、ほかの機会に質問
されただときに同じ御答弁をされておられます。答
弁は変わるわけではないと思いますが、余り書い
たものを読まれると、それはだれが書いたんだ
と、こう思うわけです。大臣の頭の中にあるもの
を大臣の考え方方に沿つて御発言をしていただき
たいというのが私の今日の思いでございまして。

そうなんですが、しかし必ずしも、ほかのところ
の箇所を見ておりますと、そういう意味合いに
は取れないような感じがするんですね。

それで、こういう思いを持つのは私だけかなと
思つてはいましたら、衆議院で社民党的阿部知子さ
んが全く同じ質問をしておられるので、ああ同じ
ようにならうんだなと、こう思つたんです
が。

自立という言葉を広辞苑で引きますと、「他の
援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。
ひとりだち」と書いてあります。ちなみに新潮の
国語辞典では、「自分で生計を立てること」、岩
波の国語辞典では、「自分以外のものの助けなし
で、または支配を受けずに、自分の力で物事をやつ
てゆくこと。独立。ひとりだち」と書いてあるん
です。

要は、自分の力で生計を立てる、他の者には依
存しないというの自分が自立なんですね。同じような
意味合いで、かどうか知りませんが、小泉総理大
臣は、自助あるいは自律、このときの律は自ら律
するの自律ということを使っておられます。

一般論として、自立とか自助とかということを
私も否定するものではありません。しかしながら
厚生政策の運営の最高責任者である尾辻厚生
大臣が自立という、私が先ほど申し上げました、
他の力に頼らず自ら生計を立てるここということ
の自立ということを強調されますと、これは社会
保障制度の在り方というものをどう考えておられ
るんだろうというふうに思はざるを得ないわけで

す。

けれど、どうも考え方としては、自らの力で立つ
てほしい、この社会保障制度に頼るなど、こうい
う思いでおっしゃつておられるように私には聞こ
えるのですが、そうではないのでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 私が、この自立とい
うのがキーワードだというふうに大臣になりまして
から盛んに言いましたことが今みたいな理解のさ
れ方をするのかなと思いました、その点について
は率直に反省もしたいと思います。

ただ、日本の今まで社会保障制度を支えてきた
考え方、特に総理が言つております自助と自律な
どという考え方、これはもうずっと取つてきた考
え方であります。そういうことからすると自立
といつても二番せんじみたいなところもないわけ
ではありませんが、私があえて言うとそこだけが
こう突出するというふうですか、何か、そしてそれ
で日本の社会保障をというふうに理解をされる
と、そういう理解のされ方もあるのかなとつい
うんですが。

私が言つたかったのは、今までの社会保障の考
え方、自立とか自助とか、自助自立とかいったよ
うなことに加えて、改めてこう、それぞれの皆さ
んが、今言つていただいたように自ら立つ。自ら
立つという意味は、仕事をするというだけではな
くて、社会の中でしつかり生きていかれるという
ようなことも含めて自立をしていただき。改めて
こういう視点も必要なんじゃないでしょかとい
うような意味で申し上げたつもりでございます。

○山本孝史君 私、例えば中越地震の被災者の方
も障害者の方も高齢者の方も生活保護を受けてい
る皆さん方も、すべての人たちは自ら自立したい
と願つていると思うんです。しかしながら、そう
ならない世の中になつてはいる。そのところに自
立だ自立だと言われますと、ちょっとその意味の
取られ方が違うんじゃないかな。中越地震の被災地
に行つて、これから社会保障制度の再構築の
キーワードは自立ですと言えないですかね。障害
者の方を目の前にして自立です、こう言い切つ

しまうと言葉がその先続かないんです。本来は自立を支援するんです。自立を促すとか図るとか自立せよというんじゃなくて、厚生省の立場は自立を支援するんです。

厚生省の立場は、皆さん方がいろんな生き方ができるようにいろんな選択肢を準備して、それを選択ができるようにすること、それが厚生省の、生に厚いという厚生省の仕事であって、今は厚生労働省ですけれども、ということなのであって、自立というところで止めてしまうと、私は大臣の、恐らく、今のお話を聞いていて、お考えと言葉から取られるイメージは違うのではないかと思うかと思います。

しかしながら、多分大臣の頭の片隅には、自立をしないで社会保障制度を、依存している、悪用しているフリーライダーがたくさんいるという思ひもありになるのかなと思うんですが、そういうことです。

○國務大臣(尾辻秀久君) まず、確かにおっしゃるよう、自立支援と正確には言うべきだと思ひますから、今後自立支援という、そういう表現にさせていただきたいということは、御指摘いたしましたのでまず思いますということを申し上げたいと思います。

それから、御質問の件でありますけれども、正にその自立していただきたいというふうに思つておりますという表現で答えていただきたいと思います。

○山本孝史君 では、次の質問に行きたいと思います。四番目の質問です。

これは、参議院本会議で我が党の朝日議員が総理大臣に対して、国がすべての個人に対し最低限の所得保障を原則無条件に支給するベーシック・インカムという考え方を御紹介したのに対して、総理は、そうした仕組みは聞いているが、我が国の社会保障制度は、基本は自助と自律であります、この自ら助ける精神と自ら律する精神、これだけでは不十分である、これだけではどうしても立ち行かない人に対する公的な扶助、あるいは

はともに助け合う共助、これを組み合わせて個人の責任、そして自助努力を促しておき、この対応の難しいリスクに対しても社会全体で支え合う制度が必要だと思つております、こういうふうに答弁をされました。

この総理のお答えを簡略化してしまえば、自助努力というものがあつて、その上に生活保護など個別的に補うという考え方をお示しになつたんだだと思いますが、そうではなくて、朝日委員がそのときの御質問は、まずはその普遍的な給付といふものがあつて、その上に自助努力で積み上げるという考え方をおっしゃつたんだと私は理解したんです。

さて、質問です。どちらが国民の安心あるいは社会の活力につながると尾辻大臣はお考えになりますか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 正に今安心と活力という言葉を使わされました。

その御紹介いただきましたベーシック・インカムという考え方方は、安心ということでいえば正に安心できるものだと思います。ただ一方、そういうことで社会の活力というふうに考えますと、私は小泉総理が言われたようなやり方の方が活力が出てくると、こういうふうに私は思います。

したがいまして、ちょっと御意見が違う、先生の御意見と違うのかもしれません、今日はもう率直に私の考え方を申し上げたいと思います。いや、おまえ、どちらがいいと思うかとお尋ねであります。おまえ、私はやっぱり小泉総理の考え方には立ちたいたい、こういうふうに考えます。

○山本孝史君 おっしゃったように、私は考え方違います。私はやつぱり小泉総理の考え方には立ちたいたい、こういうふうに思つています。

これは、参議院本会議で我が党の朝日議員が総理大臣に対して、国がすべての個人に対し最低限の所得保障を原則無条件に支給するベーシック・インカムという考え方を御紹介したのに対して、総理は、そうした仕組みは聞いているが、我が国の社会保障制度は、基本は自助と自律であります、この自ら助ける精神と自ら律する精神、これが不十分である、これだけではどうしても立ち行かない人に対する公的な扶助、あるいは保護のことも申し上げたいと思いますが、今、生保険水準以下で生活している人たちが一杯いる

なんですね。そういうことを考えますと、やっぱり国民としては最低限のものがまざあるということが意識の中につつて、それで、その上で努力をしないという方が私は社会の活力あるいは安心につながるというのが、私も短いながら生きてきた中で思うのは、やっぱりそっちだなと思つていてます。しかし、大臣は考え方方が違うということです。だから、これから先、社会保障制度の在り方というものは極めて限定的なものになるんだろうなというふうには思わざるを得ないので。

大体考えは少しづつ見えてきました。別に私の考え方には少しづつ見えていますが、社会保険での、私はそう思つてございますから。

さて、さつき言い忘れましたけど、話が言い忘れてしまつて随分戻つて恐縮なんですが、社会保険で作つた施設の処分の問題等と、こうおっしゃつておられます。社会保険は決して税金で作つたわけではありません。あの施設は、あの施設は社会保険の加入者のためにその加入者の保険料で作つたものなんです。したがつて、その財産の処分をする権限を持つているのは国民全体ではなくて、その社会保険に加入している人たちがどういうふうにそれをしたらしいのかということを決めるべきだと思つてしまつて、こんなふうに申し上げるのは、グリーンピアの横浪という高知県の施設に行きましたときに、皆さん方そうおっしゃるんですね。

これは一体だれのお金で作つたものだと、決して税金で作つたものじゃないんだと。だから、單なる国有財産の処分と同じ考え方をするのではなくて、社会保険加入者の立場で物を見てほしい、厚生年金加入者は厚生年金加入者の立場で発言をする、私も厚生年金加入者と今国民年金加入者と両方の立場を持つていますけれども、ちゃんとその立場に立つた人の発言をする、あるいはその声をきちんと聞くことが大切な点であつて、十

違つてゐるというふうに思います。

それからもう一点、日本の社会保障制度あるいは日本の社会の在り方は、基本的にその家族内で、あるいは地域社会で、あるいは企業内でといでいくという方が私は社会の活力あるいは安心につながるというのが、私も短いながら生きてきた中で思うのは、やはり共助の考え方でやつてきました。しかしながら、その共助の支え方が弱つてきたというところで公的な機関にどんどんその機能を移してきたんだと思います。そのときに、自助というものを強調するというよりは、私は、やはり共助、共に助け合おう、共に支え合うということをより強調すべきであつて、自立自助という前にやっぱり共助なんだよということを言う方が社会保険制度を運営、運用していく側としては正しいのではなかろうかと思ひます。ということを併せて付け加えておきたいと思います。

それから、総合的な社会保障制度の改革についてということで、まず年金の話ですが、私の今、年金の基本的な立場をまず申し上げておきたいと思いますけれども、与党の議員の皆さん方は、質問に立つために三党合意を守れと、こういうふうにおっしゃいますが、私は、この参議院のこの委員会で強行採決を与党の皆さんがされたという時点で三党合意というものはなくなつてはいるんだと、うふうに受け止めざるを得ないと思つております。

強行採決をしておいた後で話合いだと言われても、それは筋が通らない、これが世の中の普通の考え方でございます。話し合おうということであれば、まずは強行採決をしたということを謝るべきだ。そしてまた、百年安心と言つたけれども、どこを手直しなければいけないんだと、そこを明確にお示しになるということが重要なことです。そしてまた、そういう前提条件を全部外したままで何を明確にお示しになるということが重要なことです。三党合意、三党合意とおっしゃるのは、それは国会の中の議論としてはちょっと通用しないのではないかと思います。

それから、衆議院の現場の方で、その三党合意を盾に与党が協議項目だということで示されまし

たのが、国民年金の未納問題あるいは社会保険庁の改革問題ということについて議論しようとして、おおしゃつておられるんですが、これは年金制度が異なれば全く考え方が変わります。したがつて、与党の考えをおられるものを前提に考え方を協議するということは、私にとっては時間の浪費、無駄だと、こう思います。

国民年金とかあるいは基礎年金の将来像をどう考えるのかということを明確に示されないで一緒に議論をしようと言つているのは、これは基礎年金の国庫負担率の引上げについて消費税で引き上げたいんだと、だからみんなも一緒になつてやろうと、こう言つておられるとしか私は思えません、聞こえません。

それで、直近に出ました本でミネルヴァから「年金改革の比較政治学」という本が出ておりまして、これが、これまでの日本の年金改革についてどういう力学が働いてできてきたのかという分析をしておられます。戦略が幾つか書いてあります、五番目の戦略は、与野党の合意形成というものが五つ目の戦略になつております。その戦略にのつとつておられるんだなど、こう思いながら、私はその戦略には乗らないよと、こう申し上げているわけであります。

それで、小委員会の設置をしなければ集中審議もしないと、こういうふうに与党の側は衆議院でおつしやつたようありますが、この小委員会の設置をしようがしようまいが、国会が開いているときには年金の審議をすればいいことですね。衆議院の日程を見ておりますと、もう三日ほど後の方で空いてくるみたいですが、審議日が空くのであれば、そこは年金の集中審議を、小委員会設置というよりは国会の中でおやりになればいいと思つています。

参議院の側においては、残念ながら定例日はほぼ審議日程が詰まつておりますので、私が御提案申し上げているのは、武見理事はどう受け止めておられるか知りませんが、閉会中審査やりましょと、国会で審議しろというなんなら閉会中審査や

ればいいじゃないかと。閉会中審査だとこれ定期日にかかわりませんので、三日に終わつた後の翌週から毎日でもこの委員会を開いて年金の問題を

議論すればいいと私は思つております。ということは、これが加わっているわけですが、ということは、これらは保険料の収入の範囲内で給付を賄う、保険料の収入が少なければ給付はおのずと下がる、このことを政府は決めて今回の年金法案として決めたんだと、こういうことです。

ならば財政全体の話だとか税制の話もしなきやい不可以、公共事業の在り方だとあるいは防衛費の在り方だとかということこれまで含めて議論しないやいけないよ、含めて議論するだけの権限がここに与えられているのかと、与えられるのかといえば、そんなこと自民党が許すわけはないと思いますので、そういう意味においては、形だけを作ることについては、この本によりましたらば、非難回避の政治に陥つているということの表れであるといえます。正に、やっぱり学者つてすごいなと思いますけど、そういう話だと思いますので、そういうのは駄目ですと、こう改めて申し上げておきたいと思います。

さつきの御答弁を聞いてみると、大分、土日の間に勉強していただいたんだなというふうに思いましたが、改めてお聞きをしますが、今回の年金法案にのつとつて保険料上限固定と給付水準維持のどちらが約束をされたのか。前回の最後まで朝日委員が質問し続けて坂口前大臣が明確に御答弁をされなかつた点ですけれども、これは保険料上限固定と給付水準維持のどちらを政府としては約束したのでしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) これは、申し上げておきますように、一年間私も党の厚生労働部会長をやりましたので、もう随分議論をした部分でございます。

そこで、もうお答え申し上げますと、今度の場合は負担が過大とならないように、負担をまず基軸にして考えたということをお答えを申し上げます。

○國務大臣(尾辻秀久君) 改めて申し上げますのが、一八・三というやや中途半端と言う表現が良くないかもしませんが、すつきりした数字でないところで止めると言いましたのは、去年私どもがこの議論をしたときに、一八・三%までの負担をしていただくなれば、そのときの計算であります、給付が何とか五〇%を維持できるというふうに見込んだわけでござります。このことは申し上げたいと思います。したがつて、一八・三とどう見込んだわけでござります。このことは申し上げたいと思います。したがつて、一八・三といふ数字が出てきたんだというふうにまずお答えをするところであります。

したがつて、その気持ちを、これはもう本当に議論が随分あつたんですねが、そういう意見が強く附則にその気持ちを書こうと。ただ、書き方はもう御案内のとおりの書き方になつていまして、

○國務大臣(尾辻秀久君) そのとおりであります。ただ加えて、積立金をどうするかという議論がもう一つ加わると、こういうふうに考えます。

○山本孝史君 それはそうだと思いますが、すつ

と、実は坂口大臣はこの委員会で、御答弁の中で、給付水準の五〇%と一八・三%のその保険料の上限固定と、これ少子化の状況がどういうふうに変わるのが、あるいは経済状況がどうなるのか、いろいろあるんだけれども、非常にこの狭い間を何とか縋つていきたいんですという精神論だつたんです、最後の御答弁は。で、いや、そうじゃないんだと、法律にはそうは書いていないのではないかというのが私たちのより説明を求めたところで、法案が通つて、この時点になつてからですが、尾辻大臣が今、党の部会長としてもそういう考え方でまとめたし、また御自身、今大臣として法律はそういうことで趣旨になつていてるんだと、こういふ御答弁をいただきましたので、私はそうだったはずだと思いながら納得して聞いております。そういうふうになつております。(発言する者あり)いや、納得しているというのは、だから法案としてそうしか読めないものを無理やりにこれまで答弁されてこられたことに無理があるのであって、その説明を回避されてきた。正にその責任を回避するという政治そのものをやつておられたわけでも、そこはやっぱり説明をきつとしなければいけないと私は思つてゐるわけです。

それで、揚げ足を取るようで恐縮なんですが、これは質問通告をしておりませんのであります。が、つい先般のこの委員会でこうおつしやつたんですね、年金の給付、GDPの伸びと、その社会保障制度全体をどう考えるのかというような御質問があつたときに、大臣が、年金給付総額の伸びを私どもは計算して合わせたわけではありませんが、ぴつたしGDPの伸び率に合わせることができたと、十一日のこの委員会の答弁で述べられたんです。そんなふうに答弁されたんです。これは、多分大臣、御認識が間違つておられると言つたら恐縮なんですが、たまたまうまくいつたのではなくて、GDPの伸び率の中に年金給付の総額を抑えるということを前提に計算をして給付と負担の水準を考えたのではないですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 私はそのように理解

しておりません。ただ、年金の給付の水準の計算が、いろんなこう要素といいますか、方程式を解いてこの答え出していますから、その中に大きくGDPの伸びというのはありますから、そうしたものが影響を受けたとは思いますが、今の私の理解ではただ単にこの給付水準を、GDPの伸びを掛けたものだとは思つておりません。

場合によつては、局長おりますから、局長に答

は……

○山本孝史君 いや、いや、いいです。

○国務大臣(尾辻秀久君) もういいですか。

○山本孝史君 今日は局長が出たいと言うから勝手に委員部が通告しているだけであつて、私は必

要ないよと言つたんですけど、どうしてもその、心

配なんでしょうね、横に座つてみたいと。でも、

この前の局長さんのように、手を挙げたからと

しゃつたんですけど、横にいた人が全員、

役所の方たちが全員首を縊に振つておられたん

で、ああ、そんなんだと、こう思つたわけですね。

だから、GDPの伸び率の中に抑えるというの

がこの社会保障関係に関しての一つの政府の目標

のようになつていると私は受け止めております

が、この認識は間違ないでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) まず今の、最初の御質

問に改めてお答えいたしますが、年金の給付の伸

びというのは正にマクロ経済スライド、マクロ經

济で計算していますから、そうすると一番主にな

る数字が、主になるとかいうのですが、要するに

GDPの伸び率といつてはその中で非常に占めるま

あ一つの要素だと、私は、マクロ経済スライドで

いくとそういう答えになるなど思いますが、

おつしやるよう、たまたま合つたという表現よ

りもかなりそれは合うべきであるというふうに

おつしやれば、それもまた否定できないなと思ひ

ながら聞いておつたわけありますて、私の表現

が適切でないとするならばちょっと訂正しておい

た方がいいかなとは思いながら、率直に申し上げ

ます。

で、そこで、今度は今社会保障全体を見直さな

い、こうおつしやつたんです。すな

わち、年金の伸び率はうまい具合に、今の御答

弁と御認識違うのかもしれないが、年金の伸び

率はどうなるのという話になるんですから、そ

のことが念頭にあつてこの前申し上げたところで

ありますけれども、言いたかったことは、そうし

たものの給付ができるだけ抑えながら頑張つて

しかし、今お聞きしていますと、政府全体の方

しておりません。ただ、年金の給付の水準の計算が、いろいろこう要素といいますか、方程式を解いておりません。ただ、年金の給付の水準の計算が、いろいろこう要素といいますか、方程式を解いてこの答え出していますから、その中に大きくGDPの伸び率といつてはありますから、そうしたものが影響を受けたとは思いますが、今の私の理解ではただ単にこの給付水準を、GDPの伸びを掛けたものだとは思つておりません。

場合によつては、局長おりますから、局長に答えさせていいでしようか、今の部分について

は……

○山本孝史君 いや、いや、いいです。

○国務大臣(尾辻秀久君) もういいですか。

○山本孝史君 今日は局長が出たいと言うから勝手に委員部が通告しているだけであつて、私は必

要ないよと言つたんですけど、どうしてもその、心

配なんでしょうね、横に座つてみたいと。でも、

この前の局長さんのように、手を挙げたからと

しゃつたんですけど、横にいた人が全員、

役所の方たちが全員首を縊に振つておられたん

で、ああ、そんなんだと、こう思つたわけですね。

だから、GDPの伸び率の中に抑えるというの

がこの社会保障関係に関しての一つの政府の目標

のようになつていると私は受け止めております

が、この認識は間違ないでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) まず今の、最初の御質

問に改めてお答えいたしますが、年金の給付の伸

びといつて答弁求めませんよと、こう申し上げている

んで。別にいいんです、渡辺さん、その手挙げな

くていいんです。ただ、大臣はこの間そうおつ

しゃつたんですけど、はい。

で、GDPの伸び率と、たまさか計算してみた

らぴつたしGDPの伸び率と年金給付の総額が

合つているんですけど、こうおつしやつたんで、い

や、私は、それはたまさか合つてているのではなくて、合わせるように制度設計をしたんだといや、

本来はそうなんでしょう。いや、まあもう一遍後

で答えていただければいいですけど

というのではありませんね、その後続けてこうおつ

しゃつたんですよ。この年金みたいなやり方の中

で社会保障の伸び率を抑えていかなければ收まる

のではないかと、こうおつしやつたんです。すな

わち、年金の伸び率はうまい具合に、今の御答

弁と御認識違うのかもしれないが、年金の伸び

率はどうなるのという話になるんですから、そ

のことが念頭にあつてこの前申し上げたところで

ありますけれども、言いたかったことは、そうし

たものの給付ができるだけ抑えながら頑張つて

しかし、今お聞きしていますと、政府全体の方

しておりません。ただ、年金の給付の水準の計算

が、いろいろこう要素といいますか、方程式を解

いてこの答え出していますから、その中に大きく

GDPの伸び率といつてはありますから、そうした

ものが影響を受けたとは思いますが、今の私の理

解ではただ単にこの給付水準を、GDPの伸びを

掛けたものだとは思つておりません。

場合によつては、局長おりますから、局長に答

えさせていいでしようか、今の部分について

は……

○山本孝史君 いや、いや、いいです。

○国務大臣(尾辻秀久君) もういいですか。

○山本孝史君 今日は局長が出たいと言うから勝

手に委員部が通告しているだけであつて、私は必

要ないよと言つたんですけど、どうしてもその、心

配なんでしょうね、横に座つてみたいと。でも、

この前の局長さんのように、手を挙げたからと

しゃつたんですけど、横にいた人が全員、

役所の方たちが全員首を縊に振つておられたん

で、ああ、そんなんだと、こう思つたわけですね。

だから、GDPの伸び率の中に抑えるというの

がこの社会保障関係に関しての一つの政府の目標

のようになつていると私は受け止めております

が、この認識は間違ないでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) まず今の、最初の御質

問に改めてお答えいたしますが、年金の給付の伸

びといつて答弁求めませんよと、こう申し上げている

んで。別にいいんです、渡辺さん、その手挙げな

くていいんです。ただ、大臣はこの間そうおつ

しゃつたんですけど、はい。

で、GDPの伸び率と、たまさか計算してみた

らぴつたしGDPの伸び率と年金給付の総額が

合つているんですけど、こうおつしやつたんで、い

や、私は、それはたまさか合つてているのではなくて、合わせるように制度設計をしたんだといや、

本来はそうなんでしょう。いや、まあもう一遍後

で答えていただければいいですけど

というのではありませんね、その後続けてこうおつ

しゃつたんですよ。この年金みたいなやり方の中

で社会保障の伸び率を抑えていかなければ收まる

のではないかと、こうおつしやつたんです。すな

わち、年金の伸び率はうまい具合に、今の御答

弁と御認識違うのかもしれないが、年金の伸び

率はどうなるのという話になるんですから、そ

のことが念頭にあつてこの前申し上げたところで

ありますけれども、言いたかったことは、そうし

たものの給付ができるだけ抑えながら頑張つて

しかし、今お聞きしていますと、政府全体の方

しておりません。ただ、年金の給付の水準の計算

が、いろいろこう要素といいますか、方程式を解

いてこの答え出していますから、その中に大きく

GDPの伸び率といつてはありますから、そうした

ものが影響を受けたとは思いますが、今の私の理

解ではただ単にこの給付水準を、GDPの伸びを

掛けたものだとは思つておりません。

場合によつては、局長おりますから、局長に答

えさせていいでしようか、今の部分について

は……

○山本孝史君 いや、いや、いいです。

○国務大臣(尾辻秀久君) もういいですか。

○山本孝史君 今日は局長が出たいと言うから勝

手に委員部が通告しているだけであつて、私は必

要ないよと言つたんですけど、どうでもその、心

配なんでしょうね、横に座つてみたいと。でも、

この前の局長さんのように、手を挙げたからと

しゃつたんですけど、横にいた人が全員、

役所の方たちが全員首を縊に振つておられたん

で、ああ、そんなんだと、こう思つたわけですね。

だから、GDPの伸び率の中に抑えるというの

がこの社会保障関係に関しての一つの政府の目標

のようになつていると私は受け止めております

が、この認識は間違ないでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) まず今の、最初の御質

問に改めてお答えいたしますが、年金の給付の伸

びといつて答弁求めませんよと、こう申し上げている

んで。別にいいんです、渡辺さん、その手挙げな

くていいんです。ただ、大臣はこの間そうおつ

しゃつたんですけど、はい。

で、GDPの伸び率と、たまさか計算してみた

らぴつたしGDPの伸び率と年金給付の総額が

合つているんですけど、こうおつしやつたんで、い

や、私は、それはたまさか合つてているのではなくて、合わせるように制度設計をしたんだといや、

本来はそうなんでしょう。いや、まあもう一遍後

で答えていただければいいですけど

というのではありませんね、その後続けてこうおつ

しゃつたんですよ。この年金みたいなやり方の中

で社会保障の伸び率を抑えていかなければ收まる

のではないかと、こうおつしやつたんです。すな

わち、年金の伸び率はうまい具合に、今の御答

弁と御認識違うのかもしれないが、年金の伸び

率はどうなるのという話になるんですから、そ

のことが念頭にあつてこの前申し上げたところで

ありますけれども、言いたかったことは、そうし

たものの給付ができるだけ抑えながら頑張つて

しかし、今お聞きしていますと、政府全体の方

しておりません。ただ、年金の給付の水準の計算

が、いろいろこう要素といいますか、方程式を解

いてこの答え出していますから、その中に大きく

GDPの伸び率といつてはありますから、そうした

ものが影響を受けたとは思いますが、今の私の理

解ではただ単にこの給付水準を、GDPの伸びを

掛けたものだとは思つておりません。

場合によつては、局長おりますから、局長に答

えさせていいでしようか、今の部分について

は……

○山本孝史君 いや、いや、いいです。

○国務大臣(尾辻秀久君) もういいですか。

○山本孝史君 今日は局長が出たいと言うから勝

手に委員部が通告しているだけであつて、私は必

要ないよと言つたんですけど、どうでもその、心

配なんでしょうね、横に座つてみたいと。でも、

この前の局長さんのように、手を挙げたからと

しゃつたんですけど、横にいた人が全員、

役所の方たちが全員首を縊に振つておられたん

で、ああ、そんなんだと、こう思つたわけですね。

だから、GDPの伸び率の中に抑えるというの

がこの社会保障関係に関しての一つの政府の目標

のようになつていると私は受け止めております

が、この認識は間違ないでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) まず今の、最初の御質

問に改めてお答えいたしますが、年金の給付の伸

びといつて答弁求めませんよと、こう申し上げている

んで。別にいいんです、渡辺さん、その手挙げな

くていいんです。ただ、大臣はこの間そうおつ

しゃつたんですけど、はい。

で、GDPの伸び率と、たまさか計算してみた

らぴつたしGDPの伸び率と年金給付の総額が

合つているんですけど、こうおつしやつたんで、い

や、私は、それはたまさか合つてているのではなくて、合わせるように制度設計をしたんだといや、

本来はそうなんでしょう。いや、まあもう一遍後

で答えていただければいいですけど

というのではありませんね、その後続けてこうおつ

しゃつたんですよ。この年金みたいなやり方の中

で社会保障の伸び率を抑えていかなければ收まる

針としてやつぱりこの中に収めるんだと。GDP

伸び率の中に収めるんだと。こっちの方がやっぱり勝っているんだと。必要なものは確保するんだとおっしゃっておられるので、この石毛議員に対する御答弁の趣旨と今の御答弁はこんなもんですとおっしゃっておられるので、この表現の仕方、少しそういうふうに理解されるとますか。と思うんですけれども。いかがですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 表現の仕方が、今の表現の仕方、少しそういうふうに理解されるとますか。と思うんですけれども。いかがですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 表現の仕方が、今の表現の仕方、少しそういうふうに理解されるとますか。と思うんですけれども。いかがですか。

なものを積み上げたいと、こう思つております。

ただ、一方から政府の方針としてその方針が出来ておる。たゞ、これも申し上げたように、「例えば」ということでありますので、これできつちり決められているわけではない。「例えば」という、その一つの指標にしておる。そしてまた、こんな議論をすればどうかとも思ひますが、潜在的を付けるか付けないかは別として、国民負担率を指標として、こういうことの指標として用いていけるが言つている指標だと理解しておりますから、そうしたことがいいのか悪いのか、いろんな議論を始めたら切りがないと思ひます、政府として、「例えば」というまくら言葉の下にそういう方針が示されているということも一つの事実であります。

私どもは、しかし、社会保障を担当する立場からいふと、本当は積み上げていきたい。そして、願わくばその私どもが積み上げていったものがそれと合うのが一番いいと思つておるということをございます。

○山本孝史君 各党それぞれ立場違うかもしれない

せん。私個人的には、やつぱり今おっしゃったよ

うに、必要なものはやつぱり必要なものとして確保するんだと、この立場を持つて政府の中でも閣議でも発言をしていただきませんと、言つてはいりますけれどねとか、言つてみますけどねとか、この間からこういう御答弁が何回かあつたものです

から、いや、そうではなくて、やつぱりしつかりと主張をしたいと思います。

それで、年金についてはGDPの枠内に収まつたんだと。いや、収めたか収まつたかはちょっとと

別にして、それは現金給付ですから、その支給された年金額が極めて貧しいものであったとしても、ある意味では収めることができるものですね。しかし、これと同じ考え方を医療ですとか介護で使うとかという中で、同じ考え方でGDPの伸び率の中に収めることができる、大臣、お考えですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 今の部分、恐れ入りますが、もう一回言つていただけますか。

○山本孝史君 年金は現金給付なんですね。したがつて、現金ですから、給付される年金額が少なくなつても、それで、少なくなることによつて年金としては余りにも価値のないものになるかもしれません。

だから御答弁されておられるように、保険料上限

率の中に社会保障関係費を収めるといった場合、

率の中には現金給付なんですね。でも、実態は現物給付なんですね。この現物給付をしているもの同様にGDPの伸び率の中で収めていくことが可能

だというふうに、年金と医療と介護はちょっと性格が私違うと思うのですから、そのことは可能

だとお考へになつておるので、こうお聞きをしております。

○國務大臣(尾辻秀久君) まさしく御指摘のこと

ろが私どもの一番頭の痛い部分でござります。

例えば、手元にちょっとある数字で申し上げま

すと、今年の医療の給付費というところで言いますと、国費の分で言いますと、二十六兆あります。これが二〇二五年になりますと五十九兆円に

見込まれます。これを、先ほど申し上げておりますように、GDPの伸びということで言います

と、たしか三十八兆ぐらいになつたんじゃないかなと思います。すなわち、じや五十九兆と三十八兆の間をどう埋めるかというのがもう最大の課題であると、もしそのGDPの伸びの中であつたとしても

わざりませんといつ答えしかりません。されると、ということでおございまして、可能が不可能が答えると言われると、何とか可能にしな

きやなりませんといつ答えしかりません。郵政共済制度というものを国家公務員共済と並立

するような新聞報道がございましたけれども、これは事実でしょうか。

○山本孝史君 医療であれば医師となり歯科医師会なり、それは先生方皆さん自民党の側におられ

るのでそれぞれから御発言されればというふうに思いますけれども、実態のところ、GDPの伸び

率の中に収めるというのは極めて難しいのではな

いか。それをもしそうお考へになるのであれば、その方向性、明確に示された上で、その手法も併せて早くお示しをされるのが私は筋じやないかと

思います。

時間がないので、たくさん質問を用意していま

したので恐縮ですが、簡単に聞きますので簡単に答えてください。

日本の年金制度は現在のところ賦課方式なのか、それとも積立方式なのか。何方式と呼べるん

でしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 賦課方式だと考へてお

ります。

○山本孝史君 積立方式から始まって修正積立方

式、それで、この間、辻年金局長が修正賦課方式とまで踏み込まれたんですが、今、大臣は賦課方

式だと、こうおっしゃいました。一階部分の基礎

年金と二階部分の所得比例年金とで方式は私は違

うと理解しておりますが、賦課方式ということ

は、そうすると、必要なものはそのときにその世代が全部賄うと、こういう話になるわけですね。

簡単なようですが、ここはもう一回、渡辺さんか

らいろいろとレクチャーをしてあげて、賦課方式だと言い切つてしまふとかなり前に踏み込んでおりま

す。これが二〇二五年になりますと五十九兆円に

一つ飛ばします。

郵政民営化が議論されていますよね。それで、いわゆる日本郵政公社職員の身分についていろいろ議論されておりますが、これが民営化されて國家公務員共済からこの郵政公社の方たちが抜けること、国家公務員共済が存続できなくなるということをどう埋めるかというのがもう最大の課題であります。すなわち、じや五十九兆と三十八兆の間にどう埋めるかというものがもう最大の課題であります。されると、何とか可能にしな

きやなりませんといつ答えしかりません。郵政共済制度というものを国家公務員共済と並立するよう

するような新聞報道がございましたけれども、これが事実でしょうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 少なくとも私は全く承知をしておりませんから、そういう意味では事実でないと考えます。

○山本孝史君 年金の一元化と言うときに、一元化の言い方が皆さんの中でいろいろですけれども、少なくともこの委員会で与党の皆さん方が年金一元化とおっしゃるときは厚生年金と共済年金の一元化をするんだと、こういうふうに御主張されておられます。

一元化すると言つているにもかかわらず、もし報道どおりに郵政公社の皆さん方の別途に共済制度を作ることには一元化の方向に反すると言は思いますが、そう思われませんか。

○國務大臣(尾辻秀久君) 私も率直に言つて、まず一元化ということでどこからやれるかなと思ひますと、先生方のお考へはまだお考へでいろいろおりだと思いますが、私の意見を率直に言わせていただくと、やつぱり二階建て部分を一元化するところからが現実的であろう、こういうふうに思つております。

したがいまして、今のお話は一元化を遅らすものだという御判断については、私もそのとおりに思います。

〔資料配付〕

○山本孝史君 国家公務員共済、地方公務員共済の所管がこの厚生労働委員会ではないので、年金の法案審議しておりますときにはほとんど共済の議論がされません。先般、加藤紘一さんが衆議院の総務委員会でしたからで共済組合の問題を取り

上げられて、極めていろんな資料も付けて説明されました。全く私はそのとおりだと、こう思つておられます。やっぱり共済制度の問題も含めて議論していかなければいけないと思つています。

それから、今一枚資料をお配りをさせていただきました。これは坂口厚生労働大臣にも私申し上げたんですが、年金制度の一一番の問題は基礎年金改革なんだと、こう申し上げています。

その要旨は、基礎年金の給付は、一号であれ、二号であれ、三号であれ、それぞれ加入している月数に応じて四百八十ヶ月を満月とするところの月数分だけ出てくるんですね。したがつて、給付は一元化されているのです。しかし、負担は、一号は定額、二号は所得に応じた定率、三号は御自身としては直接負担をしていないという意味で負担は一元化されていないのです。六十一年の基礎年金制度発足のときからこの負担の不公平さ、それぞれ制度が一つにかかわらず、なぜこのままが違うのかということについて議論が続いてきた。しかし、それは自営業者の所得が捕捉できないという理屈の中で一号は定額でそのままになつてゐる。ここに負担の一元化ができるといいます。

基礎年金制度が実はまだ未完成なんだというのが私の認識なんです。これに何とか手を付けておけばいいと思つています。

基礎年金の在り方を規定する四つの要因がありますと、こう書きましたのは、国会図書館からお力をかりまして、基礎年金の財源のファイナンスの仕方についてどういう考え方があるのかということも学者さん、いろんな団体の御意見等々で整理していただきました。

改革を志向するので税方式にこうなるんですが、私が理解している限り、社会保険方式を支持しておられるのは山崎さん、それから堀さん、どちらも厚生省御出身の学者さんが社会保険方式をおつしやる。それから財政審の宮島さんは、今年年金部会長さんは、財政の観点から社会保険方式でないと駄目なんだ、こうおつしやいます。この三方を除いてはほとんどの方が税方式だとおつ

しゃいます。

しかし、税方式の形はいろいろあります。財源における税の割合は、今申し上げたように全額税です。税目ですけれども、現在のところ一般財源、これは財源は特定されおりませんけれども、ここに現行制度は一般財源が入っている、これを与党の皆さん方は二分の一に引き上げるとおつしやつておられる。そのためには定率減税を廃止する、その後はまだ分からぬ、こうなっています。

私たち、今後も一般財源から一定部分は歳出構造を見直して入れると。しかし、プラス保険料ではなくて、ここは年金目的税としての消費税に置き換える。税であつても保険料であつても国民の総負担は変わりませんから、この点、間違ない、新たに税財源として確保するものが増えるわけではありません、保険料の負担がなくなります。新たに税財源として確保するものが増えるわけではありませんから、この点、間違ない、という形がどうだろうと、こう申し上げておりますが、議者の皆さん方の中には累進消費税、所得

税、基礎年金目的の累進の所得税、使用者負担に相当する社会保険税、法人税、相続税、いろいろと財源としてはおつしやつておられます。

それから、給付水準、これも今の満額、六万六千円ちょっとですかね、というものをおつしやつておられる。これを与党の皆さん方はマクロ経済スライドを導入することで六万六千円も一五%カットするとおつしやつておられます。私はこれが最大の問題だと思いました。

そこで、現行水準を維持する、あるいは高齢者の生活費の基本部分相当額、あるいは生活保護との同水準にするんだ、あるいは単身と世帯の場合で給付額が異なるという、いろんな考え方がありま

す。

給付を減額給付するかどうか。すなわち、現行制度上は免除制度を利用すれば減額で支給される、未納未加入者には給付がされない。与党の皆さん方は、現行制度を維持する、高額年金者にも税財源でここは追加的に給付をする、下支えをすると、こうおつしやつておられるわけですが、我々

は、全員に一律定額を給付するということもありますが、所得比例年金等の収入が多い場合には基礎年金を給付減額するということもあり得るだろう、すなわち税財源の投入を効果的にするということがあるんじやないか、こんなふうに申し上げたんですね。

したがつて、基礎年金改革のこの目的に考えればいろんなバリエーションがありますと、それのどれを取り合うかということが実はいろんな議論ですねと、こう申し上げているんです。考え方

は一つではありません。そこはみんなで協議をして決めていければいいのではないかと思つています

ということで、いろんな考え方があるんだといふことだけまずは御理解をいただいておきたい。

今日はほかのことがあるのでまたの機会にこの問題議論させていただきたいと思いますが、いろ

んな考え方がありますよと、一生懸命おつしやつておられるのは厚生省のOBの方だけですよといふことでも事実でございます。

混合診療についてお伺いをします。

私の混合診療の理解の仕方ですが、厚生労働省は特定療養費の対象となる高度先進医療を拡大す

ることで対応しようとしておられます。危惧して

おりますことは、最終的に保険診療の範囲を限定

することになるのではないだろうか。この高度先進医療について、広まります、なかなかそれが保

険給付の対象に、今するんだけれどもなつてない

いものもある。そうすると、広げるけれどもなか

なか保険診療の対象にならないという事態が来る

のではないか。そうしてしまって、低所得の方は

高度先進医療が受けられないという事態になつてしまふのではないか。混合診療の落としころと

してそういう方向性に行かないのかなというこ

と心配しているのですが、そんなことにはならない

いでしようか。

○国務大臣(尾辻秀久君) そういう御心配の向

があることは私も承知をいたしております。た

だ、私どもが今言つておりますのは、御指摘の高

度先進医療でございますけれども、それをいきな

り保険診療の中に持つていくことにはいろいろ議論がある。そこで、まず特定療養費の中に

入れて、やがて保険医療に持つていく歩として、一律化と言つてもいいかもしませんが、一

回おつしやる、それを健康保険の給付の対象外に

するという考え方と相通するところがあるのでは
ないかと私は思うのですが、そうではないのです
か。

○国務大臣(尾辻秀久君) 二点申し上げたいと、

二つに分けて御説明申し上げたいと思います。

今、私どもが介護保険の中で考えることは、
要介護度一、二というところの皆さんの数が非常
に増えている、そのことは事実であります。です
から、その皆さんを対象から外すなんというこ
とは全く考えておりません。ただ、できるだけ予
防でこの皆さんが介護を必要としなくなること
が望ましいことだと。したがって、予防に力を入
れたいということは言つてますが、ここに皆
さんを対象から外すということは考えておりま
せん。

また同時に、医療についても、今お話しのよう
なことを考えておるものではないということをお
答えを申し上げます。

○山本孝史君 再度聞きますね。

対象から外すということはないと思います。し
かし、今のシステムの中での給付費の在り方とい
うものに一定のキャップをはめる、そのことに
よつて給付の総額を抑制するという考え方があ
からこうなつているのであって、さつきから前段
で申し上げているように、GDPの伸び率だとか
いろんなことをおつしやる中で給付の総額を抑制
するんだと。したがつて、給付の対象から外すわ
けではないが、介護予防だとかという中でここは
そういう見直しをするんだとということであれば、
同じようく医療保険を受けている人の中で、これ
を医療保険の給付の対象外にするという考え方が
あつてもおかしくはないと思ふものです
から、そういうことになつていくのではないかと
すかね。

○国務大臣(尾辻秀久君) 一言で言いますと、そ
ういうことを私どもは考えてはおりません。

○山本孝史君 やがて何年かたつたときに、あ
とき尾辻大臣はこう言つていたじゃないかと、あ
れはあのときの発言で、こういうふうに言われ
ますかね。

そうしますと、何でこんなふうに思うかという
と、非常に乱暴なんですね。議論がね。医療保険
制度のときに、この政管健保に入っている人たち
が二割の自己負担だつた、しかし国保の人たちは
三割なんだから三割に統一した方が分かりやすい
じやないかと、こうおつしやつて三割になつたん
ですよ。だから、その制度間で話が違うにもかか
わらず数字が一緒だから合わせるんだと、こうい
う話をしてなつたという経緯があります。

この話をもつてすれば、今医療保険は三割です
が、介護保険は一割です。介護保険と医療保険は
極めて性格が似通つてゐるところがあります。こ
の理屈をもつてすれば、介護保険は一割ではなく
て、二割あるいは三割になることも将来的にはあ
り得る、こういう御認識ですよね。

○国務大臣(尾辻秀久君) 将来のことについて私
が何か今、先の将来のことまで言えるものではあ
りませんけれども、少なくとも近い将来において
そのことは私どもは考えてないということを申し
上げたいと思います。

根拠として一つありますのは、この数字はもう
先生御存じだと思いますから余計なこと言いませ
んが、在宅と施設との間の、例えば一割を二割に
して倍にしたらどうなるかという、よく御説明を

申し上げているんじゃないかなと思いますからその
辺の数字については申し上げませんが、そんなこ
とを根拠にしながらも、それは一つの根拠であり
ますが、要するに近い将来でそのことを私どもが
考へておることはありませんということを申し上
げるところであります。

○山本孝史君 これは意地悪な質問をすると、近
い将来はないけれども遠い将来はあるという話な
いです。だから、今日は社会保障制度全体の在り

方としてどう考えるんですかと、こう申し上げて
いるんです。医療も介護も非常に似通つています

ねど。極めて乱暴ですかね、この小泉さんのや
り方もあるいは与党の皆さんのがやり方も。数字が
一緒にだつたらいいんだという話になるから、三割
は僕はないかも知れないと思うけれども、一割が
二割にするという中で給付の総額の抑制というも
のを考えるということは厚生労働省として考えて
も不思議じやないと思うんですよ。何かそういう
考え方が出てくることは否定できないんじゃない
ですかということと、そういう考え方が出でてきた
ときに大臣は否定しなければいけないと思われま
すかというのが質問です。

○国務大臣(尾辻秀久君) 実は先ほど、国民負担
率の話で議論をしていましたと、私が言うには言つ
ておりますがと、ちよつとそんな表現をしたとい
うことですが、ざいまして改めて申し上げますけ
れども、この議論も、国民負担率、潜在的国民負
担率の議論も経済財政諮問会議の中で強く言われ
ておりまして、その都度、私としては極めて強く
また反論をしておるつもりでございます。改めて
申し上げたいと思います。

それをなぜ言つたかというと、実はこの議論
も、この前、経済財政諮問会議で二割に上げるべ
しと非常に強く主張されました。それに対して私
はそれは無理だという議論をしたものですから、
そういうプレッシャーは私どもに掛かつておりま
すということをもう率直に申し上げた方がいいと
思ったので、申し上げておるところでございま
す。

○山本孝史君 かなりのプレッシャーが掛かつて
いるだろうなと思います。

それで、介護保険の一割の自己負担も結構今、
利用抑制には利き過ぎるぐらいに利いている部分
があると思うんです。満額を利用している人たち
も、その率から見ると多分そなんだろうと思う
んですね。

○山本孝史君 ながら先、介護施設の入居者にいわゆるホテ
ルコストの負担を求めるんだと、こうおつしやつ
ておられます。ある方がおつしやるのに、高齢者
ばかり在宅と施設の関係をどう見るかということで
ござります。できるだけ在宅の皆さんも増やした

宅で独り暮らしをしている場合は、これは
両方のホテルコストが掛かるわけですね。ですと
か、あるいは本人の年金収入では払い切れないと
いうケースが続出するんではないか。

それはさつき私申し上げましたように、これが
厚生省は年金を将来にわたつて一五%カットし
ておられますから、これを盾に頑張りたいと、こう
思います。

そういう状況にならないように、やはり年金の
給付、だから年金の給付を手厚く考えて、医療や
介護の部分をどう考えるのか、あるいはこの両者
の関係をどうするのかというところの議論ないま
まに一五%の基礎年金カットをしておいて、こち
ら側で更に負担を求めていくという考え方には整
合性がないというのが私の思いですが、整合性は
あるんですけど。

○国務大臣(尾辻秀久君) もう十分御存じの上で
言つておられる先生に正に釈迦に説法になります
けれども、一五%というのはいきなり一五%じゃ
ございませんで、マクロ経済スライド分が毎年マ
イナス〇・九、これをずっと積み重ねていって、
一五%のところまではスライドさせてください
と、こう言つておるわけでございます。

まあ、それはそれとして、一方から今のホテル
コストのお話がございました。これについて、ま
ず基本的に私どもが考えておりますことは、やつ
ぱり在宅と施設の関係をどう見るかということで
ござります。できるだけ在宅の皆さんも増やした

い、そういう思いから、この施設に対するホテルコストということを今回言つておるわけでござります。

その二つが整合性があるのかというふうにお尋ねいただくと、私もどう答えようかなと思いますが、余りこの二つを整合性という言葉でつなげべきであろうかどうだろうかというのを今思うわけござります。

ただ、一方から、そんなことをしたら困る人たちがいるだろうということについては、そのことを、お困りの方が出てくるということを否定するわけじやありませんから、それに対しては我々はできるだけのことをまたやらなきいかぬというふうには思うところであります。

○山本孝史君 時間がちょっとと短くなっちゃったので一問飛ばしますね。自治体間におけるサービス格差が拡大していることについてどう思うんだということを議論したいんですけど、別の機会にさせてください。

生活保護の問題について、最後御質問したいと思ひます。

これも、ごめんなさい、今朝になつてこれまでの議事録を読み返して、これは聞いてみなきやいがないと思つたのでお聞きするので、手元に資料あります。

生活保護制度について大臣は、制度疲労を起こしていると衆議院の厚生労働委員会で述べられていましたが、どのような制度疲労を起こしているという思いでそういうふうに表現しておられるんでしょう。

○国務大臣(尾辻秀久君) この制度疲労を起こしておることを申し上げたのは、指定都市の市長会の皆さんが私のところに来られました。それで、意見としてお出しいただいたものがございまして、それにどう書いてあつたかといいますと、「制度運用上の問題ではなく、生活保護制度が制度創設後五十年を経過し、制度疲労を起こしていることによるものである」と。これは市長会の皆さん私が私に持つてこられた意見の中にそ

はつきり書いてありましたから、ああやつぱり皆さんそう思つておられるかなと。私もそういう思想がありますが、この市長会の皆さんを持つてこられたまた紙があるんですが、ペーパーがあるんです。が、何と書いておられるかというと、制度上の課題としてまず挙げておられるのが、自立の助長としての機能が不十分、医療扶助費の増加、高齢者世帯の増加、幾つかずつとこう書いておられます。が、私もそう思うということで、皆さんのその御意見をそつくりそのまま御紹介申し上げたところであります。特に、一番上に書いてある、また自立という言葉が出てきますが、自立の助長としての機能が不十分、この辺りが一つのポイントかなと、こういうふうに考えております。

○山本孝史君 生活保護制度を、人生の上のリスクがあつて何か落とし穴にはまつたときに、そこに止まり木のように一遍止めてあげて、支えてあげて、そこからもう一度止り自立を支援してあげて、戻るんだという形にしてこなかつたのは厚生省なんですよ。

今回、生活保護法の、いわゆる三位一体改革の中で各種の補助金を、もう廃止というのに代えて生活保護費の国庫負担割合の引下げを厚生省側として提案されておられますよね。

御承知だと思いますけれども、生活保護受給者の世帯の四六%が高齢者世帯です。傷病者の世帯が二七%，障害者世帯が一〇%，母子世帯が九%，

その他の世帯は八%にすぎないんです。半分が高齢者、四分の一が傷病者、障害者と母子世帯で二割、その他が一割に満たないんです。保護の開始理由を年齢階級別に見たら、四十から六十五歳の間では病気、傷病等、急迫保護で医療扶助単給があるは貯蓄等の減少、喪失なんです。こういう状態の中でも、病気とか高齢になつたことによる収入の減少

入の減少が結局生活保護の受給につながつてているんです。

したがつて、自立支援策が十分でなかつた、補助金は今度どうされるのか知りませんが、自立支援策というものについて十分ではなかつたんです。が、自立支援の対象にはなりにくい世帯がこの生活保護世帯の今の御説明申し上げたような類型か

こうした現状を前にして、生活保護費に対する国庫負担割合を引き下げるということがどうぞ可能なのかと思ひます。例えば、私の地元の大坂市で百六十七億七千万円、大阪府全体で三百四億円の負担増になります。

こういう状態の中で、もちろん地方財政は非常に厳しいわけで、補助金の中で無駄が多いから何とかしようと、地方も中央も一緒に減らそうじゃないかと、こういう呼び掛けされておられるんだと思うのですが、生活保護に関しては、今申し上げたような状況の中でなぜ国庫負担の割合が引き下げることが可能になるのか。これだけの巨額のものが、なぜツケ回して何とか解決することができないふうにお考へになるのか、私には全く理解できません。なぜこんなことが可能になるんですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 今度の三位一体の改革というのは、私どもはその分は税源が移譲される、財源は移るというふうに考えておりまして、あくまでそれを前提にして御提案もし、物も言つておるつもりであります。したがつて、財源は移るということでありまして、国庫補助の割合が小さくなるから、その分地方への入るお金が少なくなるというふうには考えておりません。

○山本孝史君 ここまで割とまじめにと言つたら怒られますか、きちんと答弁されてこられた、最後のところで、それごまかしていませんか。

三位一体改革の、小泉さんのおっしゃつておらる三位一体改革は、中央も地方も財政を見直しをして、そしてその財政のこの厳しい状況の中でも

対応していこうと、こう言つておるんでしよう。

その中で、補助金とかでしらいろいろ考えられるところもあるのかもしねないが、生活保護という方が一律の基準でやつてあるもの、その補助率を下げて、それを、いや別に手当てるんだ。何でそんなややこしいことしなきやいけないんですか。同じ額手当てするんでしよう。同じ額手当てするんだつたら、補助率下げる必要性は何もないぢやないですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 生活保護もそうです。が、地域間格差が極めて大きい、そのことは必ずしもいいことはないと私どもは思つております。したがつて、その地域間格差があるということが一つあります。

そうした中で、地方への裁量を大きくして、そして財源は移るんですから国庫補助率は下げる、その中で各地方が更に特色を生かしながら実施主体としての仕事をしていただきたい、こういうふうに思つています。

○山本孝史君 済みません。だから、例えば大阪でいえば、今申し上げたように、生活保護の国庫負担率が下がれば大阪府全体で三百四億円、国庫補助として、生活保護の国庫補助率が下がることで三百四億円大阪に対しては減るんですよ、生活保護という制度の中で、でも三百四億円は生活保護の費用としてこの交付税の中にきちんとその分上乗せされてくるんですか。その上乗せされてくるんだつたら、こんなややこしいことしなきやいいぢやないですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) 税源移譲としてそれが行われると私は理解をいたしております。

○山本孝史君 だから、政府の中の考え方がおかしいつていう。減る分、そのまま交付税で増えると大臣おつしやつておるけれども、本当にそうですか。交付税減るんでしょう。

○国務大臣(尾辻秀久君) 税源移譲が行われるというふうに理解をいたしております。

○山本孝史君 そしたら、補助金であろうが何であろうが、國から地方に渡る額、トータルの金額

額は変わりがないんですね。

○國務大臣(尾辻秀久君) 交付税の部分について何か言えと言われるど、私のところではありますまんけれども、いずれにしても税源移譲がその分行われるというふうに私は理解をいたしております。

○山本孝史君 三百四億円すごいお金なんですが、それとも、例えばこの三百四億円はどういう形の税源移譲されるんですか。

大阪 みくに して 依存 いんしゆん など、 杯いんしゆん 開始 かいじゆう ね。

確かに、自立支援策を講じなければいけないことは大阪には大阪特有の問題もいろいろあってここに集まつてきているわけです。決して無駄なことではない。言うと昔のように、いや存している人がいるんだ、フリーライダーがいるんですよとこう皆さんおっしゃるんだけ実態として世帯類型とか考えても、保護受給始理由考へてもそうじゃないと僕は思うんですけど

一人の方は一月に二回か三回しか行けない。それで一万五千円程度のものにしかならない。あと、アルミ缶を拾い集めてきて、それでようやく二万幾らのお金になつて、その方は一生懸命生活をしておられる。ところが、この事業ができなくなるんですよ。特例交付金がなくなるものだから。だから、生活保護の自立支援策も見えないわけだけれど、特例交付金で一生懸命自治体が雇用創出をしてきて、その中で何とか辛うじてもつてい

おりだと、おつしやっているのはそういうことだと思いますんですね。それは、具体的には住民税の税率を三段階になつていて、それを一〇〇%に一律課税する、こういうような考え方の下に税源移譲するということなんでしょうけれども、しかしそんなに、今の大坂の話でしたけど、そこにびつたりそれが自主財源としてのものかと、この部分があるわけですね。その部分が足らざれば交付税で賄うよと、こういう説明になつているのかもしまれ

○國務大臣(尾辻秀久君) 誠に申し訳ありませんが、最後のところのお言葉がよく聞き取れなかつたので、もう一回お願ひ申し上げます。

ことで、生活保護の国庫補助率、国庫補助金としては三百四億円、例えば大阪だと減るんですね。その分を税源移譲でちゃんと補うからトータルとして変わらないんだと、こう御答弁されてお

とは事実。しかしそれは、それが講じられて生活保護費はこの中で賄われるでしようという段取りであれば何となるが、こっち側の姿は見えない。しかし、補助率が下がることだけははつきりしている。それが税源移譲されるんだ、交付税の中を見られるんだと、こうおっしゃるんだけれども、それは私の範疇ではありません、それは総務庁の話ですとかってこういう話になると、じゃ全部の話はどうなるんですかという質問を繰り返さざるを得ない。

したがつて、こういうふうに自らが生活保護、

るから特例交付金をなくさないでくれと言つているだけれど、ここは駄目ですとこうおっしゃっているのです。だから、この特例交付金、雇用対策の特例交付金、今申し上げたような非常に少ない金額なんだけれど、地域にとつては極めて重要なお金なんで、地域を限定する形でもいいのでこの特例交付金を是非存続をすることをしていただきたいということを最後にお願いして私の質問を終わりにしたいと思います、答弁、答弁。

○國務大臣(尾辻秀久君) 今の特例交付金の話でありますのが、まあちょっとダブっていますから完全三年、三年じゃありませんが、三年、三年といふことで时限でやつてまいりました。そして今年が最終年度で、これはそういう时限でやつてきた事業でありますから、今年一遍打ち切るということは、これはもう既定の方針といいますか、決められていることござります。

そこで、今お話しのようなこともありますから、何か雇用の受皿を作らなきやいかぬということでおで、余り額は大きくないんですけど、来年度また

せんけれども、そういうことまでしなきゃいけないのと。
そもそも、生活保護というものが、国が憲法で定めたものからきてる、あの健康で文化的な最低限の生活を保障するという、その国の本来の責務を果たすということを財政的にどうやっていくかということで、中を見直すのは、それはあり得ると思うんですよ、いろいろ運用の、運用といいますか、実際うまく機能しているのかどうか不正受給がないかとか自立支援をしようとかですねそれはあると思うんですけど、しかし根本的に国が保障するという、そこに一番根源があつたはずなわけですね。そのことをこういうような形で何か非常に変則的なことをしていくことがどうなのかと、この部分だと思つんですね。私は予算委員会でも聞きましたけれどもね。だからその部分だと思うんですよ。そこが問われていると思うんです。
まあ、これ予定外ですけど、その部分だけ、ちょっとと御見解をお示しください。

うのを前提にして物を語っているところでござります。

それで 大阪でホームレスが一杯おられますが
岡田代表も昨日大阪でホームレス、あいりん地区

るから特例交付金をなくさないでくれと言つていいんだけれど、ここは駄目ですとこうおっしゃつてしまふのです。だから、この特例交付金、雇用対策の特例交付金、今申し上げたような非常に少ない金額なんだけれど、地域にとつては極めて重要なお金なんで、地域を限定する形でもいいのでこの特例交付金是非存続をするということをしていただきたいということを最後にお願いして私の質問を終わりにしたいと思います、答弁、答弁、答弁。

○國務大臣(尾辻秀久君) 今の特例交付金の話でありますのが、まあちよつとダブつっていますから元全三年、三年じゃありませんが、三年、三年といつことで時限でやつてまいりました。そして今年が最終年度で、これはそういう時限でやつてきた事業でありますから、今年一遍打ち切るということは、これはもう既に既定の方針といいますか、決められているところでございます。

そこで、今お話しのようなこともありますから、何か雇用の受皿を作らなきやいかぬということで、余り額は大きくないんですけど、来年度またそれなりの事業は私どもなりに考えていくたいとお思つております。今後いろいろまた御指導いただ

せんけれども、そういうことまでしなきゃいけない。

そもそも、生活保護というものが、国が憲法で定めたものからきてる、あの健康で文化的な最低限の生活を保障するという、その国の本来の責務を果たすということを財政的にどうやっていくかということで、中を見直すのは、それはあり得ると思うんですよ、いろいろ運用の、運用といいますか、実際うまく機能しているのかとか不正受給がないかとか自立支援をしようとかですね、それはあると思うんですが、しかし根本的に国が保障するという、そこに一番根源があつたはずなわけですね。そのことをこういうような形で何か非常に変則的なことをしていくことがどうなのかと、この部分だと思つんですね。私は予算委員会でも聞きましたけれどもね。だからその部分だと思つんですよ。そこが問われていると思うんですね。

まあ、これ予定外ですけど、その部分だけ、ちょっと御見解をお示しください。

○國務大臣(尾辻秀久君)　國と地方との、どういう負担をするか、協力し合うかというのは、そのうまい方法でござりますが、それについての

きたいと こういうふうに思います
○山本孝史君 ありがとうございました。

せんけれども、そういうことまでしなきゃいけないのと。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でござい
ます。
〔資料配付〕

せんけれども、そういうことまでしなきゃいけないのと。
そもそも、生活保護というものが、国が憲法で定めたものからきてる、あの健康で文化的な最低限の生活を保障するという、その国の本来の責務を果たすということを財政的にどうやっていくかということで、中を見直すのは、それはあり得ると思うんですよ、いろいろ運用の、運用といいますか、実際うまく機能しているのかどか不正受給がないとか自立支援をしようとかですね、それはあると思うんですけど、しかし根本的に国が保障するという、そこに一番根源があつたはずなわけですね。そのことをこういうような形で何か非常に変則的なことをしていくことがどうなのかと、この部分だと思つんですね。私、予算委員会でも聞きましたけれどね。だからその部分だと思つんですよ。そこが問われていると思うんですね。

まあ、これ予定外ですけど、その部分だけ、ちょっと御見解をお示しください。

○國務大臣(尾辻秀久君) 国と地方との、どういう負担をするか、協力し合うかというのは、その都度その都度のいろんな状況の中でそれなりに変化もあるのだろうと思っております。したがいまして、生活保護についても十分の七のときもありましたし、まあいろいろ変化をしておる。その中で今回、私どもが補助率を下げるということを

で、それは実験としてこれを沿岸説としつの補助率が下がつてくる。それはさつきおつしやつたけれど、給付率に差があるんだと。それは、大阪は甘いんだとこうおつしやるんだろうけど、

隣の西戸崎城へ特別な市内の沿革書類をやる。これに対して一日五千七百円でしたかしらのお金を出す。二百五十人の粹しか取れない。しかし、三百二百人の方が応募してこられる。したがつて、

まず、今の議論ですけれども、結局、大臣おつしやつたとおり、その生活保護のその補助率引下げの部分、税源移譲で賄うというのはまあそのと

御提案申し上げたということでありまして、補助率が変わることが、今おっしゃるように憲法二十一条の話だらうと思いますが、その辺との絡み

で、何というんでしようか、おかしいという話ではないと私は考えております。

○辻泰弘君 私はおかしいと思いますけれども、まあこれはまたの議論にいたしますて、元々のところに入つていきたいと思いますが。

まず最初に、大臣、先般十一月九日にこの委員会でこういうことをおつしやついました。「大臣になりましたして本当に自分が無力なことに腹が立つときがあります。」と、このようにおつしやつたわけでございます。私のようなまだ一年生の平の野党議員であれば、そういう無力さを痛感するというのももちろんありますけれども、大臣になりました本当に自分が無力だというふうに思われるというのでは、私は率直に言つて情けないと思うんでございます。

やはり、大臣はしかるべき権限もお持ちなわけでございますし、やはり、もっと本当に時間を掛けて一生懸命やられた結果としてそうだというなら分からなくなはないんですが、一ヶ月しかたつていないのに大臣になつて自分が無力で腹が立つといふのは、私は率直に言つて御見識として情けなく思つているんですけど、しっかりと取り組んでいきたいと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) これまた誤解を与えたかなと思いますが、あのとき申し上げたことは、難病の皆さんのが来られますと、で、本当に寝たきりの方が大臣室に来られるんです。そのときの思いを言つたものですから、今みたいなふうに誤解されて申し訳ないと、こういうふうに思います。

○辻泰弘君 まあ私も専門家ではありませんけど、医療の部分でしてあげられないというのは、それはそういう部分は分からなくなはないんですが、しかし、それにしたつて、大臣の立場でですよ、そ

の方々に対しての医療に対する給付の部分だから、あるいは福祉的な部分でやろうと思つたらできることがあるわけじゃないですか。だからそれも一緒にして無力であるというのは、私は違うと思うんですよ。

このことで議論をするつもりありませんけれども、やはり大臣は、一つの日本の政府の極めて重要な一閣僚でいらっしゃるわけですから、当然のことですけれども、権限もお持ちなわけですから、自ら無力だなどと言わないで、力の限りやつとります。

それで、さつき山本委員がおつしやつしたことについて、必ずできることがあるはずですか

○辻泰弘君 うことを冒頭申し上げておきたいと思うわけでござります。

それで、さつき山本委員がおつしやつしたこと

で、大事なことが幾つかあつたので、ちょっとと閑

連してお聞きしたいと思うんですよ。

それで、「一つ、マクロ経済スライドのことをおつしやつて、その経済成長率との関係のことをおつしやつて、マクロ経済と付いているから経済成長率と関係あるような感じで最後ちょっとおつしやつたように思うんだけど、基本的にはそれは違いますよ。年金局長、基本的に違いますよね。

○政府参考人(渡辺芳樹君) マクロ経済スライドに用います指標は、まあ大臣もよく御承知でござりますし……

○辻泰弘君 もう分かつてお聞きするから。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 先生も御承知です

が、公的年金の被保険者数総体とそれから六十五歳以上の方々の平均余命の伸びということでござります。

もとより、それに基づきます財政再計算をやる

上で関連の経済指標とのどのぐらいの関係にあるのか、可能な範囲でいろんな比較をしながら企画を進めていくわけでございますけれども、制度的には、御指摘のとおり、そうした二つのファクターを法律に明記しているところであります。

○辻泰弘君 まあ、もっと端的に答えるらしいと思ひますけれども。

はつきり言いまして、だから、そういうことで物価上昇率、賃金上昇率から、今のその被保険者数の減少率とそれから平均余命の伸びと、〇・六と〇・三足した〇・九を差し引くと、こういうこ

とでスライドさせていくということであつて、だから、経済成長率とは直接的な連動性はないといふことだと思うんですよ。

ただ、大きな意味においての賃金上昇とか物価上昇というものが経済成長率ともある程度リンクしていく感じで、必ずできることがあるはずですか

○辻泰弘君 それともう一つ、先ほど後でフォローされたん

ですけれども、潜在的国民負担率五〇%のことの御議論ございました。それで、大臣はその閣議で決定している骨太の方針の中にそれが入っているから、そういう意味においてはそれを一つ尊重さ

れるというお立場であることは、それは分かるん

で、それとも、しかし、これまでの坂口大臣のと

きの御見解では、経済財政諮問会議にも出されていたわけですけれども、そもそも指標としてどう

なのかと。

○辻泰弘君 その辺、次とは言いませんけれども、一度しっかりとその整合性といいますか、ま

あ坂口さんの線を変えるというのは、それはそれで一つの見識かもしれません。ただ、その部分は私は坂口さんの論に私個人は賛成でございますけれども、その辺、大臣も今までの御主張はどう

かといえば政府の閣議決定に合わせるというお考

えだつたと思う、御意見だつたように私は受け止めましたので、そこは少ししつかりとまあ研究をしていただいて、まあ政府決定に沿わないという

ことはおつしやることはできないでしようけれども、その部分の基本的な認識はやはりしつかりとお持ちいただきたいということを申し上げておきたいと思うんです。

それで、もう一つありましたのは、先ほど山本

委員の質問の例の社会保障給付と経済成長の伸びという部分についてなんですね。これは実は経済

財政諮問会議でも、その四人の民間学者、実業家の方々の御意見というのがあつて、例えば十月二十二日のそのときには意見書を出して、経済

規模の伸びに合わせた社会保障給付にすると、それから全体の給付費を経済成長の伸びに見合つた

も、しかし、それがすべてではない。それであらゆるものと縛ることは、それは政策論としてはおかしいし、また社会保障を語る上ではなおおかしくありますとか、そういう位置付けだったと思うんですけども、そこを変えるということになるのかどうか、そこを聞きたいんです。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほど来お答えしておりますように、骨太の方針に「例えば」が付いておりますが、書いてあることは事実でありますから、そのことを否定はできません。そのことは一つの事実として申し上げたわけであります。

ただ、私どもの立場というのは、立場というか思ひというのは先ほど来また申し上げておるところでありますし、坂口大臣の御発言も言つていたりましたが、そうした思いがあるということは、まだ当然の私どもの立場からすれば思ひでござります。

○辻泰弘君 その辺、次とは言いませんけれども、一度しっかりとその整合性といいますか、ま

だきましたが、そうした思いがあるということ

も、また当然の私どもの立場からすれば思ひでござります。

○辻泰弘君 その辺、次とは言いませんけれども、一度しっかりとその整合性といいますか、ま

だきましたが、そうした思いがあるということ

○政府参考人(加藤治彦君) 所得税についてお答え申します。

今回の見直しによりまして、現在年金の受給を受けておられる方約二千五百万人のうち、その五分の一に当たる五百万程度の方が今回の見直しによって課税の変動があると考えております。

○政府参考人(小室裕一君) 地方税、個人住民税の方でございますけれども、今回の年金課税の見直しによつて影響を受ける者ですけれども、年金受給人員約二千五百万人のうち、約六分の一に当たる四百万人程度と見込んでおります。

○辻泰弘君 国保も介護も基本的には市町村の主体になつているわけですから、国が言つてそれですぐ動くというものじゃないですけれども、そのことも承知の上では私は坂口さんにお聞きをして、坂口さんはその上で、その分も地方と調整をしたいと、こういうふうにおつしやつたわけなんですね。

ですから、国がある程度決めたのに沿つてもらうという部分が残るとは思いますが、介護の場合はもうそんなに時間があるわけじゃないわけですね。あつ、保険料の設定はその後になるんですね。今度の連動はその先になりますから、十八年になりますからね、少しはあるけれども。しかし、保険料のことを今度の改革の中でお決めることがありますから、そういう意味においては近く決めにやいかぬ。国保の場合ももう一年後になるかもしれませんね。

だから、そういう意味において、いずれにしても、坂口さんのおつしやつた精神を踏襲していた北大の連動がやはり大事だと思ひますので、その世代間格差の解消という意味での高齢者の方に負担してもらおうということから出発したといふことは理解していますけれども、しかし、それに予期せぬ連動の部分は遮断しておこうというのもそれは一つあつたわけですから、その部分についてはやはり対応していただきたいというお約束でございますので、しつかりとお取り組みいただくようお願いしておきたいと思うわけでございま

それで、前回の質問のこととちよつと確認をしておきたいんですけど、私が前回の十一月四日の質問のときに、日本が持つてある雇用対策基本計画、これが余りにも古ぼけてしまつて現実にそぐわなくなつてゐるじゃないかと、このように申し上げました。一例としては、もう既に日本にない法律に基づきこうするんだということを大臣は、その計画について承知していなかつた不明を恥じたいとおつしやつていて、今日帰りまして直ちにもう一回読み直してみます。それから、今指摘のようなことがあつたなら、それは放置できないことでありますから、直ちにしかるべき手を打つつもりで、こういうふうに言つていただいたんですけれども、どのように御対処いただかうか。

○國務大臣(尾辻秀久君) お約束をいたしましたから、あの後帰りますて、御指摘の点について確認をいたしました。

地域改善対策特別措置法や緊急地域雇用特別交付金といった施策については、計画の策定当初から失効することを前提として記述されていると、こういうことでございました。もう一回申し上げますと、最初から、計画作つたときから失効することを前提にして書いてあるものであるから、当然失効するのであると、失効したのである。だから、これをもつて現行計画を変えるという理由にはならない、こういう説明でございました。

そこで、それはそれであるかも知れないけれども、この計画、何年からだと聞きましたら、一九九五年にできておるわけでありますから、そしてそこでの、それはそれで、その間に高度成長のころはいつもそうやつてきたわけですよ、一回だけ例外ありますけどね。だけど、基本的にはそれでやつてきたわけですよ。だから、それなのになぜやらないのか。

しかも、経済計画の方はローリングプランになつて毎年、年度を変えることになつていて、年に、こつち側の方はもう一九九九年ですから、五年以上前に作つたものをずつと固定的で変えないといふことです。

そういうふうに言つておりますので、今はこの問題を考えておきたいと思うんですけど、実は私率直に申したところでございます。

そうしましたら、今、雇用政策研究会などで新しい検討を始めたところでありますから、そうしたものの検討結果次第でまたこの問題を考えたいと、

こういうふうに言つておりますので、今省内で議論をいたしておりますので、しばらくその議論をお待ちいただければと、こういうふうに思います。

○辻泰弘君 今、大臣がお示しになつた見解は、実はもう平成十四年八月八日の決算委員会で私が坂口さんに聞いたときにそのこととの答弁があります

して、これも論理的におかしな話なんです。

というのは、その作つた当初に失効することがかつていたならば、なぜその法律をそこに入れたのかと。十年、十二年先を、近々失効する法律

が分かっていたら逆に書かないのが見識というものが分かっていたら、なぜその法律をそこに入れたのかと。

というのと、その法律がおかしいと思つていて、それを放棄する法律なんですね。それは根本的に私は常識的におかしいと思つてゐるんです

よ、はつきり言いまして。だから、それは、大臣もだんだんやられる中で、役所に取り囲まれてだんだん役所の論理に染まってきていらつしやるん

ですけれども、しかし、この部分はやはり常識で考えていただきたいと思うんですよ。

日本が唯一持つてゐる雇用に関する基本計画

が、その中にもう既になくなつてゐる法律に基づくつて書いてあること自体が恥ずかしくてたまらないと私は思うんですよ。一つが、一番象徴的なことです。

それ以外も状況が変わつてゐるわけです。前も言いました、経済計画と雇用計画が調和あるものにするというのが雇用対策法の規定になつてゐるわけですね。だから、本来であれば、この間の平成十四年一月の「改革と展望」に変わつたときに変えていくべきことだし、それまで高度成長のころはいつもそうやつてきたわけですよ、一回だけ例外ありますけどね。だけど、基本的にはそれでやつてきたわけですよ。だから、それなのになぜやらないのか。

ただ、これは帳簿とかはもうなくなつていて、非無力でないところを示していただき、是非やれと言つていただきたいと、このように御要望申します。

先般、十一月九日に会計検査院が決算の会計検査を発表されまして、その中に広島労働局の平成七年から九年にかけて、年度にかけて四千万円の裏金が判明したと、こういうことが出たわけですか

ですから、是非、これで試していただき、是非無力でないところを示していただき、是非やれと言つていただきたいと、このように御要望申します。

それで、ちよつと時間がなくなつてきておりませんで、労働局のこととちよつとお聞きしておきます。

先般、十一月九日に会計検査院が決算の会計検査を発表されまして、その中に広島労働局の平成七年から九年にかけて、年度にかけて四千万円の裏金が判明したと、こういうことが出たわけですか

たが、これは帳簿とかはもうなくなつていて、非無力でないところを示していただき、是非やれと言つていただきたいと、このように御要望申します。

ただ、これは帳簿とかはもうなくなつていて、非無力でないところを示していただき、是非やれと言つていただきたいと、この部分をちよつとお聞きしたいと思います。

て話になるわけですね。だから、そのこと 자체が私は本当に考えられないというか、これはほかの行政全般に通じるものがあると思うんですよ。

だから、どうか大臣、余り染まらないで、常識やつぱり私はある意味では官僚機構に対置する政治家の存在といいますか、政治の存在のゆえんは、ある意味では国民の代表であり、そこはある意味で常識だと、そういう部分が機能するといふことです。

つまり私はその象徴だと思うんですね。だから、どうかこの部分ですね。今おつしやつたような研究会とうのを結論待つとかといううふうな意味で常識だと、そういう部分もあるわけで、この部分なんていうのは私はその象徴だと思うんですよ。

ですから、どうかこの部分ですね。今おつしやつたような研究会とうのを結論待つとかといううふうな意味で常識だと、そういう部分もあるわけで、この部分なんていうのは私はその象徴だと思うんですよ。

だから、どうかこの部分ですね。今おつしやつたような研究会とうのを結論待つとかといううふうな意味で常識だと、そういう部分もあるわけで、この部分なんていうのは私はその象徴だと思うんですよ。

○説明員(増田義明君) お答えを申し上げます。

今御指摘がありましたように、広島労働局におきまして、物品を購入したよう書類を偽装するなどして庶費、委託費等から支出をし、これを別途に経理して目的外の用途に使用するなどしているものが、平成七年度から十四年度まで合計約一億七千三百二万円ございました。これを不当事項として、平成十五年度決算検査報告に掲記しているところでございます。

このうち、平成九年度以前の分につきましては、今御指摘がございましたように、支出決議等に関する証拠書類等が保存期間五年ということで既に廃棄されていたわけですが、本院といたしましては、九年度以前についても不正支出が継続して行われていた可能性が高いと判断いたしました。金融機関の協力を得て、広島労働局から公金が振り込まれている架空名義の預金口座への振り込み内容を支出簿等と突合するなどいたしまして検査した結果、約四千八十三万円の不正支出が判明したものでございます。

○辻泰弘君 今後も、前回の私に対する答弁でもそれ調べていただくと、毎年三十件ぐらいやつていらっしゃるんだというお話をあつたと思いますけれども、そういうことで、そういうことも含めて是非取り組みたいで、役所に残っている帳簿以外のことでもいろいろお調べいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それで、そもそも私この件を追っかけていて、会計検査院の権限がある程度限られてしまつてゐるんだなというように思つたのが率直なところで、これはまた別の議論としてやらなきゃいけないと思っているんですけれども、現時点では、会計検査院には押収とか処罰とか強制力というのがないよう聞いているんです。その辺確認をしたいと思うんですが、お願いします。

○説明員(増田義明君) お答えを申し上げます。

会計検査院の検査につきましては、お尋ねのようないいふあるいは要求に従わない場合の刑罰としてはござります。

いつた強制権限は付与されていないところでございます。

○辻泰弘君 私は、今日こういうようないいふな状況に当たると余計にそうですけれども、そもそもやはり会計検査院にはそいつた権限も与えられてしかるべきものじゃないかというふうに思うわけでございまして、今後そういう問題意識を持つて取り組んでいきたいと思うわけでございます。

それで、一つ厚生労働省にお聞きしますけれども、今回この不正経理事件があつたわけですが、これに類する書類の保存期間、求められる期間は何年なんでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 会計文書等の保存年限でございますが、これは種類によって年限が違

うものがございます。ほとんどが五年ということになつております。それ以外では、例えば旅行命

令簿等については三年あるいは支出簿については

十年という規定がございますが、その一つ以外はほとんどが五年ということになつております。

○辻泰弘君 そこで、大臣に私は御要請申し上げたいんですけど、先ほどの広島のときも、こ

れは时限的なこともあつてなくなつていていたといふこともあるかもしれません。あるいは、兵庫の場合はなかつたから見付かったという、なかつたから問題視されて広がつていつたと、こういうこと

もあつたということですが、いずれにいたしまし

ても、その帳簿の破棄というものをないようになります。

それで、そもそも私この件を追っかけていて、

会計検査院の権限がある程度限られてしまつてゐるんだなというように思つたのが率直なところで、これはまた別の議論としてやらなきゃいけないと思っていますが、お願ひします。

○辻泰弘君 これは大事なところだと思いますので、そもそもそのルールがあるわけですから、それを破棄する方がおかしいわけですけれども、しかし、現実にあるとすれば、そのことについて明示的に指示を出していくべきだと思います。

○政府参考人(鈴木直和君) まず、保存年限ございますので、保存年限どおり保存しておくべきことが基本でございます。それから同時に、その問題が生じた場合には、それから調査するわけでございますから、それに関するものについては、それが以降も調査が終わるまで保存していただぐと、そういうのが基本であろうというふうに考えておりまして、その点は地方局にも指示をしております。

○辻泰弘君 指示をしているというのは、今回のことがあって指示したということですか。

○政府参考人(鈴木直和君) これは、文書の保存規程どおり保存しろというのは従来から指示をしております。

○辻泰弘君 だから、従来からということじゃなくて、私が、今日的にこういう事件があつた以上、やはりそういう意味でも当然のことではあるんですけども、しかし当然のことであるならばこういうことは起こつていいわけですから、だから

この手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の

内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資

金のプール及び個人の任意拠出による資金のプー

ルの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不

正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

いますので、これについては改めて私の方から指示をしたいと考えております。

○辻泰弘君 是非そういうことでお願いいたしました。

それで、用紙を配つてあります。労働局に対する会計検査に際してチェックポイントということで、私は、ペーパーを出してあります。それで、ちょっと簡単に読ませていただきます。すなわち私が、こういうポイントはやっぱりしっかりと踏んでいただいたらしいという、それまでです

が、やはり議事録にとどめたいと思いませんで、私が、こういうボーポイントはやつぱりしっかりと踏んで会計検査をしていただきたいということな

うですね。

一つ、帳簿書類の残存状況。

一つ、厚生労働省の内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資金のプール及び個人の任意拠出による資金のプールの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

その手法、組織的関与の状況、責任者・実行行為者の特定。

一つ、不正経理により形成した金銭の内部監査の状況。

一つ、局内における組織的資金のプール及び個人の任意拠出による資金のプールの状況。

一つ、架空経理・水増し経理などの不正経理の有無。

一つ、不正経理が見られた場合、

うな点も念頭に置きながら、私どもとして与えられた検査の権限の範囲内でしつかりと検査を実施していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 権限がある意味では限られている中でありますけれども、やはり会計検査院に求められている、ある意味では期待といいますか、そういった公正な、正義を貫いていたいと、そういう部分の期待は大きいと思いますので、是非今の点も踏まえて取り組んでいただきたいと、御要請申し上げたいと思います。

それで、限られた時間でございますけれども、あとちよつと監修料のことも聞いておきたいと思うんですね。それで、前回の委員会、前回といいますか、いつになりましたか記憶が必ずしもあれですが、私がこの委員会で御質問をしまして、組織的プールというものがやはり腐敗の温床じゃないかと。ただ、その組織的プールと言うべきか、個人の任意的な拠出によるものかと、こういうことで、その辺が必ずしも明確じゃないというふうなことで、それは組織的プールじゃないんだということです。すつと来られたわけですね。

この件に関しまして、その後ほどなく、十一月七日の某新聞の一面にそのことが出たわけなんです。社会保険庁の監修料について、社会保険庁の経理課が各課の庶務担当職員から吸い上げた上で各課に分配していくと、そういうことが載つているわけなんです。監修作業を行つた各課の職員が監修料を業者から受け取ることはほとんどなく、所属する課の庶務担当職員が代わりに口座振り込みや現金で受領していたと。そして、各課の庶務担当職員は現金で上納すると。予算班職員は集めた監修料を、各課が実際に行つた監修の作業量とは無関係に、各課に所属する職員の人数に応じて分配額を決め、春秋二回に分けて各課の庶務担当職員に渡していたと、こういうことが出ておりました。した。

率直に言つて、私が質問したときに申し上げた一つの想定される流れとほぼ符合するようなことが出ていて、これは新聞記事でございますからそれが正しいと決めるわけにいかないんですけれども、私はある意味でなかなかその一つの説得力のある、筋をついたような報道だったと思つてゐるが、これについてこういうことがないと言いい切れるかどうか、厚生労働省、御見解をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(小林和弘君)

社会保険庁の職員が監修料を受領していたというその件に関してましては、警察の捜査が行われておりますニチネン企画関係のものを除きまして、先般調査結果を公表させていただいたところでございます。しかしながら、今委員御指摘のような新聞報道、監修料について経理課が組織的に吸い上げ、分配するというような仕組みがあるなど、さきの調査におきましては把握されておりませんでした具体的かつ詳細な状況が報道されておるところでございます。

報道された実態が本当に存在したのかどうかについて、事実関係の確認を進めさせていただいているところでございます。現在、歴代の経理課の予算担当職員、更には各課の庶務担当職員を始めといたしまして、職員への聞き取り調査、聞き取り作業を行いながら、鋭意事実関係の解明に努めさせていただいているところです。

いずれにいたしましても、さきの調査において十分な解明ができなかつたこういう状況に関するものでございますので、関係職員の発言を相互に照らし合わせることなどしながら、慎重に作業を進めさせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 今の御説明も、前のその発表したときには解明できなかつたものが出てきたと、こういう話なんですね。兵庫の労働局もですよ、元々三千万ということで、八月二十七日でしたかね、その報告を出されて、その後に警察が動いて、そ

れで済まないということをもう幾つも重ねてござるわけですよ。だから、本当に内部監査、内部検査というのはどうなつてゐるのかと本当に疑うんで、まあじやどうするのと、会計検査院とかに頼むということにならざるを得ないわけですか。

それで、今の問題も非常に大きなところだと思ふんです。それで、前回の私の質問に対して衛藤副大臣は、その今のは、部分について、社会通念上照らして妥当であつたかどうか今調査をして、その方向についてある程度決定をしようとしているんだと、こういうふうなお話をあつたわけなんですね。

ですから、今はいつまでに何をするということなんですか、お示しいただきたいと思います。

○副大臣(衛藤晟一君)

今、社会通念上から照らしますと、やはり私どもはそれを是とするという

具合にならないというように思つておりますので、監修料という形の、まあ言わばその売上げの八%とかそういう形で、いわゆる作業量との関係がはつきりしていないようなものについてのそのような監修料についてはこの報酬の受取は禁止をするということ、それから作業量に応じて受け取るような校料のようなものにつきましても、補助金関係あるいは大量購入関係の出版物からの受取は禁止するという方向を定め、厳格に運用してまいりたいという具合に思つております。

私どもも、そういう中で今監修料につきましてそういう方向を出しているところでございますので、それについて今後は公務員の倫理審査会等ともそういう方向でどうかということについて協議をしてまいりたいと、今協議を始めているところです。それについて今後は公務員の倫理審査会等とで、それについて今後は公務員の倫理審査会等とでござりますので、もうちよつと時間を最終的に決着までの時間をいただきたいというように思つておる次第でございます。

○辻泰弘君 今、監修料の受取方とかを協議していると、こういうことの分をおつしやつたと思うふうになつておるという話で、解明できなかつたところですけれどもね、さつきおつしやつたその調査をするという部分ですね、要は前のことと解明で

きなかつた部分があるということですね。結局、今その経理課が集めて分配していたという監修料の部分ですよ。だから、その部分も大きなことです。だから、私は前回の答弁は、今調査をしとるのはその部分も含むかと思つたんですけれども、今のお話だとその部分じゃなくつて、その監修料の受取方のことをおつしやつたように思つんですね。

だから、その部分も根本的に大事なことです。から、解明できなかつたんですよ。兵庫のときも、八月二十二日でしたか、その出した後にまた出た、大きいのが出でてきた。広島たつて結局四千万、後で出てきてるわけですよ。それから、この今度のこれ、だつて近いところですよ。大臣がおつしやつて、十月末に発表するとおつしやつたんでしたね、予算委員会のときには、それで、だから、そうすると本当に何を信じていいのか出てきて、それで今もう既にそれじゃ違つたんじやないかという話じやないんですか。

だから、

だから、その点大臣、是非、大臣の権限を大いに駆使していただき、この部分大いにチエックしていただきたい。調べていただき、やはりある意味では厚生労働省は生活に一番密着した役所ですから、請願の四分の一が寄せられる行政なん

ですよ。だから、非常に大事なところで、それだけにやはり信頼にこたえるものでなければいけないんで、だから本当は私は反省した方がいいんじゃないかというぐらいに思うわけですがけれども、しかし、そういうことは現実にはできないわけですけれどもね。しかし、そうであればこそ、こういうところで余りいい加減なまで終わらせないで、もうゼロから、一からやり直すということでお、こういうことについてはしっかりと対応しつけじめを付けてスタートすると、こうであるべきだと思います。

ですから、その点について是非、労働局のこともうすぐですけれども、この点について決意をお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(衛藤晟一君) 仰せのとおりでござります。私どももそんな決意で臨んでいます。

十一月七日の読売新聞の記事を読みまして、そのことが事実なのかどうかという今調査をしているところでございますけれども、なかなか全部は出てきません。ただ、このよう言わば全部集合していきたのかということについて、まだそれは出てきておりません。ですから、現時点におきましては、課に全部集めるという課長の指揮命令系統でやつたという具合にはないという具合には今把握をいたしておりますけれども、しかし、それが横にどういう具合に連動をしながらやってきたかということについて、この読売新聞の出ているようないいこと入れて今調査中でございます。

○辻泰弘君 是非しっかりと取り組みいただきよう改めて申し上げておきたいと思います。

それで、会計検査院にお伺いしたいんですねけれども、まあやはり監修料ということは、監修料自体はその出版社からその監修したとおぼしき人に払われるわけですから、そういう意味においては会計検査院の検査の対象ではないという、論理的にはそななるんでしょうけれども、しかし、この問題 자체はやはり役所の経理のことに大きいかかわってくることだと思うんですね。ですから、監修料 자체は調べる対象でないかもしれないけれど

も、監修料問題は一つの大きな調査対象じゃないかと、このように思つんすけれども、この点について会計検査院しつかりとお取り組みいただいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(増田義明君) お答えをいたします。

監修料あるいはこれに関連する書籍、パンフレット等について種々議論がありますことは承知しております。これらを含めた物品の調達等につきましては、これまでと同様に契約方法、仕様あら、引き続き厳正に検査を実施してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今、一連の不祥のこと、前向きな

政策のこともあるんですけども、尾辻大臣にはやはりしっかりとお取り組みいただきたいと、そ

うように、出すべきみは全部出せと、こう言つておりますから、その取組をいたしたいと考えま

す。

○辻泰弘君 以上で終わります。

○草川昭三君 公明党の草川でございます。

今朝ほど武見先生の方からいろいろと社会保険

府の現場の労使関係の問題の提起がされたわけで

ございますが、私もそれに若干関連して、地方事務官制度というのがどういう経緯で今日になつて

いるのかということを最初に少し問題提起をして

いとと思うわけであります。

それで、ちよつと古くなりますけれども、第二

次臨調というのがございました。このときに既

に、地方事務官制度を廃止をして国において処理

をするという最終答申があつたわけです。それ

で、この法律案が特別国会に提出をされまして、数回にわたって審議をしたわけでございますが、審議未了、また再提出を繰り返しまして、昭和六

十三年、審査未了のまま廃案になつたという経緯が最初にあります。

それで、更に地方分権推進委員会といふものが

できまして、この地方分権推進委員会の第三次の勧告の中で、社会保険の事務、社会保険事務は国の直接執行事務とし、地方事務官制度は廃止をするということを勧告をした。これが一番最初の、

私は社会保険庁の今日の在り方について一番反省をしなければいけない問題点ではなかつたのだろうか、こんなことを今改めて、現状が余りにもひどいわけでございますんで、反省かたがた申し上げたいわけでございます。

実は、私はなぜこういうことを言つたのかとい

いますと、平成十一年の三月でございましたが、

地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に

関する法律案というのが国会に提出をされまし

た。もちろん、この中には社会保険関係の法律改

正案も含むわけでございまして、いわゆる地方分

権推進一括法と言われたわけであります。

そのときに、実は私は衆議院で国会対策委員長

をやつておりますので、自治労の幹部の方が私のと

ころにお見えになりました、是非この地方分権に

ついて自治労の声を聞いてくれというお話があり

ました。それで、私は、皆様方は大きな組織だから、それぞれ支援をされる政党があるから、そこ

で皆様方の声を反映したらどうだろう、そういう

ことを申し上げたら、いや、それは既にやつてい

るんだと、しかし最後の段階になつてきておるん

で与党の方に少し力ををかしてもらいたいというよ

うな話がありました。

そのときに私が、一体あなたたちの組織という

のはどういう組織ですかというようなことをお伺

ひをしましたら、実は厚生労働省にも単独の労働

組合があると、あるいはまた上部団体に加入をし

ていないところの単独の組合もある、そして県の

職員労働組合、県職」というわけですが、県職に加

入をしているのが圧倒的に多いんですよ、当時

も三十数県あると言つておられました。現在は三

十五県だそうでございまして、今は午前中にも答

弁されました國費評議会、これは自治労の傘下の

部分でございますが、これは四十県加入をしてい

るというんで、その自治労の実は私どもは幹部で

あるんで、この取扱いについて何とか当局と話合ひをしてもらいたいという話がございました。

これは大変難しい話だよという返事をしたこと

を私は覚えておりますが、いろいろと地方の自治

労の幹部の方々が実は社会保険庁の出身というよ

う言葉が正確かどうか分かりませんが、社会保険庁

関係の仕事をやっておみえになる地方事務官、こ

の方が自治労の県職の幹部の方が多いというよ

うなお話を聞きまして、何とかそちら辺りを少し妥

協といふんですか、何かうまい方法ないだろうか

という話がありましたんで、私が、僭越でござい

なお話を聞きまして、何とかそこら辺りを少し妥

協といふんですか、何かうまい方法ないだろうか

という話がありましたんで、私が、僭越でござい

なお話を聞き

派、五つの会派でございましたが、五つの会派でこの法律が通ったことを思い出すわけであります。

せつかくこういうような形で、多くの政黨の方々にも了解を得て、社会保険庁はその後労使関係が安定したものと実は私は思つておつたわけでございますが、なかなか各職場の中へ行きますと、いろいろな組織競合の問題もあり、難しい問題もあつて、なかなか事務の執行がうまくいかないというようなこともつとに今言われてきておるわけであります。

この社会保障事務は、今更言うまでもございませんが、せんけれども、国が保険者であるわけでありますし、全国の職員が一体となって国民サービスの向上に努めるのは当然のことだと思うんですが、地方分権のこの一括法の施行後、職員団体との関係というものは改善をされているのか、社会保険庁にまず最初に質問をしたいと思います。

○政府参考人(青柳親房君)　ただいま草川先生の方からもお話しございましたように、社会保険庁の改革を図っていく上ではこの大きな柱の一つが国民サービスの向上でございます。そのためには、職員及び職員団体が一体となつて理解と協力の下に進めていくことが不可欠であるといふうに認識をしております。

そこで、職員団体の動向というお尋ねでござりますが、本年八月二十四日、自治労の國費評議会が総会を開きました。この総会におきまして、信頼回復、サービスの向上に向かつては社会保険庁長官の下、最大限の努力をする旨の活動方針が採択をされており、理解と協力の姿勢が具体的な形で示されたものというふうに認識をしておりま

また、このことの一つの裏打ちといたしまして、先ほど長官の方からも御説明一部させていただきましたが、夏休みのお盆の時期及び年金週間におきます時間外の年金相談の窓口の開設、この年金週間におきましては、土日に初めて年金相談窓口を開設をさせていただいたわけでございます

が、そういう形で具体的に実施に移されたところでございます。

したがいまして、いろいろと御迷惑を、御心配をお掛けしたことかと存じますけれども、今日におきましては、少なくとも職員団体との関係について、その理解と協力を得て目に見える形で改革の成果を示すことができるよう、私ども努めてまいる状態になつたというふうに考えておりま
す。

○草川昭三君 午前中の武見委員の質問の中で
は、いろんな協定があるんだと。いわゆる支部と
いうんですか、社会保険事務所の組合の了解を得
ないと機材も購入できないというような資料があ
るというような御発言がありましたが、今の答弁

は、いわゆる自治労の国費評議会の活動方針、これは八月の二十四日付けですよね、今答弁されましたのは。だから、八月の二十四日に運動方針が出ても、一部の窓口というんですか、支部ではなかなかそれが了解をされないというような問題は、これはどこかでやっぱりきちっと反省といふんですか、整理をしておいてもらいたいと思うんですね。

は、今も答弁がありましたが、私からもう一回言いますと、坂口試案に基づく改革が動き出しました。これは前厚生労働大臣がたまりかねて社会保険の労使関係についての提言をしたわけですよ。

これに対して、労働組合としても、信頼回復、サービス向上に向かつては、民間からの村瀬長官もお見えになつたことなので、村瀬長官の下、最大限の努力をして、被保険者に安心、信頼を提供していきますという大変立派な活動方針を立てられたわけです。

だから、私はそれは、これは信用して、どんどんこのとおりやつていただきたいんですけど、今も答弁でありますように、行政サービスの向上に向けてというところを見ますと、必要に応じた土曜、日曜等の年金相談窓口の開設をしますよ、こう答弁されました。そのとおりだと思うんです。

しかし、私どもが聞いている範囲内においては、昼休みの窓口業務の対応を社会保険事務所の所長

がその労働組合の支部の方々にお願いをするのに一年間掛かったというんですよ。一年間。悪いけれども宿休みに窓口に相談にお見えになつた方々に対応をしてくださいねと所長があいさつをしても、一年間掛からなければ実行されなかつたというですね。そういう経緯もこれはやつぱし十分知つておいていただいて、必要に応じた土曜、

日曜等の窓口の開設ということを決めていたみたい
たら、本当にこれは全国の社会保険事務所のです
ね、そういう事務所のところまで下りるようにな
っていただきたいんです。

したら、新しく社会保険事務所の所長になつたら、全員、当然のことながら職員にあいさつするんだと。何をあいさつするんですかといつたら、まず、全職員の皆さん、仕事を一生懸命やつてくださいというあいさつから始まるというんです。そんなこと当たり前的話じゃないですか。そういうことが現実に行われているから、いろいろと今日の社会保険庁の全くこの国民の批判を浴びる行動というものが私は出てきておるのではないだろ

うかと思います。
これは、社会保険庁長官も民間の出身ですから
私どもが言ったことはなかなか御理解にならぬか
も分かりませんけれども、民間ではあり得ないこ

とが現実に起きたのが今日の腐敗した状況だと思うので、これはたった一人で大変でございますけれども、今郵政改革をやつておりますが、生田総裁は一年間の間に、全国の山間あるいは島、非常に不便なところまで生田総裁自らが現地を訪問されまして、今日の郵政民営化についての在り方を

調べられておるわけでござりますから、本委員会の問題ではありますんけれども、今郵政公社の職員も幹部も生田総裁に対する信頼感は非常に強いんですよ。

ますから、是非、社会保険事務所の現場に、もう予告なしに行つていただいて、督励をしていただ

きたいということを、これは要望を申し上げておきたいと思います。

それから二番目に、この地方分権の一括法によつて国民年金の保険料の収納事務が問題になつてゐるわけですね。当時、この自治労の方の言つた言葉を私は思い出しますが、これは中央に一括管理をされると、せつかく地方で定着した収納と

いうのが能率が下がりますよと、これは、そういうことも国会の先生方は承知をしてもらわないで、将来大変なことになるんじゃないでしょうかねと、そういう警戒心を持つてみたことも、これ併せて私はこの際申し上げておきたいと思うん

ですが、事実、納付率の低下というものは、現実には相当下がつてきておるわけであります。こういう、この法律の施行後下がつてきたことは、地方に任せるものは任しておいた方が良かつたんではないだろかという気が私はして今のこの質問をしているんですが、社会保険庁の方の見解を改めてお伺いしたいと思います。

度はこれが六二・八%ということで、八・一ポイ率は七〇・九%という数字でございましたが、国に保険料の収納事務が移管されました平成十四年

ントの減というふうになつたのは事実でございま
す。
私ども、この主な原因について分析をいたして
おりますが、最大のものとしては、平成十四年度
に実は保険料の免除制度の適用基準を改正いたし
まして、それまで各県ごとに弾力的に申請免除の

運用をしておったものを、全国一律の制度になつたということに合わせて申請免除を厳格に適用するということをいたしました。このことによりまして、残念ながら四ポイント分ぐらいその納付率が下がつたことが事後に判明をいたしました。

また、当時、厳しい経済情勢に伴います離職によりまして、国民年金の一号被保険者になつた方、これはサラリーマンの方からリストラ等によつてやむなく離れるを得なくなつた方というのが多かつたと存じますが、この方々の納付状況は経済状況を反映して相対的に低かつたということも分かつております。

また、平成十三年度までは市町村において活用されておりました様々な地区の納付組織、これが活用できなかつたということ。

そして、最終的には国への事務移管に伴う事務の対応に遅れがあつたということで、特に、それまで市町村でおよそ一万人ぐらいの方が国民年金の徴収に携わつておつたわけありますが、国に引き継いだ後、とても一万人などの体制が組めなかつたものですから、国民年金推進員等により、精一杯の対応になつたというような、そういう意味での遅れがあつたということではなかろうかと存じております。

この点については私ども大変に危機感を持つております。昨年の八月に厚生労働大臣をキヤツブ、トップとするところの国民年金特別対策本部というのを設置をいたしまして、社会保険庁だけではなく、省内の関係局と一緒につてこの納付率の引上げを図ると。特に、平成十九年度に納付率八〇%まで回復をさせるという当面の目標を設定しております。

そして、納付率の低下要因に応じた様々な対策を講じております。これは、例えば、所得のない方には様々な免除制度等を適切に適用することによって年金受給権に結び付けるというようなことであり、また、所得があるにもかかわらず納めていただけない方に対しては、最終的には強制徴収まで行うというような対策でございます。

こういったことを行いました結果、平成十五年度の納付率は六三・四%ということで、十四年度に比して〇・六ポイントの上昇をして、一応、十年続いた低下傾向に一定の歯止めが掛かつたかなというふうには思つております。

しかし、依然として厳しい状況であることは承知をしておりますので、午前中にも御説明をさせさせていただきました行動アクションプランという形で、各県の事務局、事務所ごとに具体的な目標を設定して、これを進捗管理をするという形で実際にこの納付督励という形には努めてまいりたいというふうに考えております。

○草川昭三君 ちょっと時間が押しておりますので、是非それは頑張つてくださいよ。

私は郵政の民営化問題で郵便局の簡易保険の皆さんにね、代わりにあなたたち頑張れと、社会保険より能率上がるぞと、うちの提案にしようと、私はそういう提案をしておるのですが、余り賛成がないんでですが、これも一つの手ですね、だんだんそういう声が私、広がつてくると思うんですよ。それはもう是非、社会保険庁、今までのようにながらをかいいてただかないと張つていただきたいと思うんです。

現況届の問題等に入りたいんですが、ちょっと三位一体の問題が今全く並行して行われております。それで、三位一体のことについてのただいまのところの現状をお伺いをしたいと思うんです。

いわゆる骨太方針の二〇〇四によりますと、三位一体の改革の全体像を今年の秋には明らかにし、年内に決定するという大方針があるわけですね。それで、今日はこれ十六日でございますが、私は少し伸びるんじゃないかと、こう思つておつたんですが、何か今朝の新聞を見ると、いよいよ十八日じゅうには決めるというような段階にまで来てるわけですが、一体現在の進行状況についてどのように把握をしておみえになるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(井口直樹君) 御指摘のとおり、本年六月にいわゆる骨太の方針の二〇〇四というものが閣議決定をされました。

それを受けまして、その後、総理の方から、地方六団体に対しまして、三位一体の改革案の地方案を提出するようにと、そういう御要請がございました。これを受けまして八月には地方六団体か

ら改革案が提出されまして、厚生労働省に対しましては児童福祉関係等約九千四百四十億円の廃止が提案されたところでございます。その後、これを受けまして、私ども厚生労働省といたしまして、この六団体案を様々に検討いたしたわけですが、その結果、十月二十八日には厚生労働省としての対案をお示ししたと、こういうことでございました。その後、更にこの案につきまして地方六団体等とも協議を続けてきてございまして、現在のところは与党とも御相談をしながら最終案の取りまとめという段階に至つておりますが、今現在のところはその最終案というところまでは至つてないというのが現状でございます。

○草川昭三君 全くそのとおりでございます。

最終案はそう私は簡単には決まらぬと思うんですね。だけれども、これは与党の中でもいろいろな意見の相違があるわけでございますが、昨日の段階では、政府・与党連絡会議の後、自民党さんの方の政調会長のいろんな御相談があり、今朝の新聞報道になつてきておると私は思います。

それで、この問題は今の答弁にもありますけれども、事業主拠出金などを財源とするところの特別会計分が入つておるんですね。あるいは公債、これは公共とよく言われるわけですが、公債を財源としたところの施設整備関係の補助金が、外せと、私の方にくれと、こう言つておるわけですが、これはどう考えても納得のいかない要求だと思うんですね。ボールが戻ってきたわけですよ。

そこら辺のことについては、どのように六団体が理解をしているのか、あるいは厚生労働省として、六団体ですからね、相手は、首長さんたちの声ですから、どうお考えになつておられるのか、お伺いをします。

○政府参考人(井口直樹君) 今、先生御指摘のとおり、一部のものにつきましては特別会計、これは具体的には児童手当勘定で、事業主からいただいておる費用から一部の児童関係に補助金として支出をしてございます。

もう一点は、労働保険の関係で、労働保険会計の方から雇用関係で地方に補助金を出しているものがございます。これにつきましては、今御指摘のとおり、税源移譲の対象にならないということでおども九千億円の対案の中からも対象から外してございます。

それから、社会福祉施設の施設関係、おおむね私どもの関係として千五百億円程度ございます。

これにつきましても、公共関係そのものではあります
ませんけれども、国債財源ということで国債から
手当てをしておるというふうに伺っておりますの
で、これにつきましては、九千億の中には一応は
入れておりますけれども、横並びで最終的な税源
の対象にならなければ、税源移譲の対象にならない
場合には、是非対象から外していただきたい

り、今般の地方六団体の提案では、少子化対策の関係の費用を中心いたしまして、高齢者対策とあるいは保健対策等のほとんどの補助金の廃止を提案しておりますが、一方で、今後増加が見込まれます介護費用や老人医療費の負担金については全く触れられていない、こういうことになつてございます。

たいと思います。
○副大臣（西博義君） 草川先生にお答え申し上げます。
確かに、この国民健康保険、生活保護、児童手当、養手当、この三本柱で提案を申し上げております。
まず初めに、国民健康保険の見直しでございま

立支援に向けた総合的な施策をこれからやつていただきたいと、こう考えているところでございます。
そこで、これらの母子家庭に対する就業・自立支援策に対する補助金を維持しながら、裁量の拡大、それから地方自治体にとってより使いやすいものにして、自治体により一層自立支援に取り組んでいただくと。それからさらには、母子家庭施策

○草川昭三君 それで、そのとおりなんですよ。全くそのとおりで、不適當だということだと思いますが、全くの素人が提案したわけじゃないわけですから、地方自治で一番苦労してみえる県知事さんだと、それから市長さんだと特別市長さんだと、町村会の町村長あるいは議長さん等々の提案ですから、分かつておるんですけども分かつておみえにならなかつたわけですよね。それは私はいろいろと並行審議で、厚労省の根回しというんですか、大体、徹夜でいろんな議論をやっておみえになるわけですから、それは違いまつせど、それは別ですよというようなことができなかつたのかどうか、その点どうでしよう。

○政府参考人(井口監査官) これは私ども、大臣

中で、医療費とか介護費用を始めとします社会保障の費用に対しまして、国と地方を通じましてどう対処していくかということは大変複雑な課題になつてゐるというふうに認識をしてございます。したがいまして、三位一体の改革というこういう機会におきましても、国と地方の役割を改めて見直しをしながら、医療等の負担の在り方についても国と地方で必要な見直しをしていくことが肝要ではないかと、こういうふうに考えておりまして、こうした意味で地方六団体の提案の中にもこうした視点がやや欠けているのではないかと、こんな意味合いで問題点を指摘したと、こういうことでございます。

すが、高齢化の進展等によって財政が悪化してしまって、保険運営の広域化を通じた財政の安定化、それから医療費の適正化を進める必要がある、こういう観点がございます。そのため、国として市町村のみならず、市町村を包括する広域的な立場から都道府県にも主体的に今後は取り組んでいただきたい、こういう思いから、適切な財源移譲を前提として一定の財政負担を求めていくということです、第一番目では都道府県の策定する医療計画がございますが、都道府県の役割を医療計画、健康増進計画等において更に果たしていただきたい。第二点は国保における財政調整機能の付与を通じた都道府県の裁量の拡大と役割強化を図つていただきたい、こういうことでございま

における地方自治体の役割 責任が今まで以上に拡大するということになるために、財政的にも地方自治体に相応の負担を願つて行く。そして、適切な財源移譲を前提にして扶養手当の負担率を見直させていただきと、いうことで、この三点を厚生労働省としては提案申し上げて、いる次第でござります。

○草川昭三君 国と地方の協議の場、第三回が行われたのが先月の十九日の日でございます。それから、つい最近ではまた九日ですか、九日の日もやられているようでござりますけれども、やはり全国の知事会の方は、この負担率、補助率の引下げということが透けて見えるということをもう既にこの十九日の日に浅野知事が言つて、いるんです。

先頭になりますて、地方六団体との協議の場を複数回設けさせていただいている。その際にも、紙で具体的にそういう点も御指摘をいたしてございます。したがつて、最終的にどういう決着になるか分かりませんが、その点は十分御勘案の上で最終的な取りまとめについて御賛同いただけるような方向で私ども更に理解を深めたいというふうに思っております。

と思うんで、地方六団体は六団体なりに大変苦労をしてお見えになるわけですから、その今の答弁を受けて、是非、私は大きい場で知事会と厚労省がやり合う、あるいは厚労大臣が何となく、議事録を見ますと厚労大臣が若干つるし上げられるような答弁もあるわけでございますので、私は事務当局の積極的な接触をお願いを申し上げております。

それから、生活保護の見直しにつきましては、これにつきましては、従来の経済的な給付に加えまして、今後、自立支援をする制度に是非とも展開をしていきたいと、こう考えております。具体的には、地方自治体におきまして、自立支援プログラムを策定していただきまして、被保護世帯に対し、ときめ細やかな自立・就労支援を実施していくこと、これによって地方の役割を拡大していく、こう考えております。なお、これに伴いましては、

それから、実は我々のところにボールが投げ返されたときに、全国の市長会の会長は金沢の山出市長でございますが、山出市長がくどいよう私どもに発言をされたのは、生活保護については提案しないでくださいよと、これはもう本来国がやることなんだからというようなことを非常に強く主張をされておられました。

しかし、ここが今まさしく正念場というんですか、非常に激しいやり取りの段階になってきており

○草川昭三君 じゃこの問題はそれで終わりますが、続いて、地方六団体の提案の問題点について、厚労省は介護費用や老人医療費等の負担金に関しては具体案を示していないという点を挙げてありますけれども、何がこれは今度は逆に問題なのか、具体的に指摘をしていただきたいと思うんです。

それから、七番目の質問になりますけれども、厚生労働省の代替案というんですか、代わりの案では、地方の役割を強化することで一層適切な運営が図られるものとして、国保ですね、国民健康保険、それから先ほどもちよつと問題提起がございました生活保護、そして児童扶養手当の国庫負担の見直しが挙げられておりますけれども、それ

て、財政的にも応分の負担をしていただくことが、地方の努力を促進して支援の実効性を高めるということを考えております。適切な財源の移譲を前提として国庫負担割合の見直しを提案させていただきました。

るわけでもざいますので、これはまあ現在進行中のことでござりますからあえて申し上げませんけれども、この地方六団体の提案の中には生活保護の負担金に関するものはなかつたことは事実なんですね。なかつたことは事実なんですけれども、今度はボールを受けた立場からいと、これを見直しの対象にしますよということで向こうに投げ掛けておみえになるわけでございますが、問

題は、よく言われることは、昨年の政府・与党間の合意というものが反映をしておるのではないだろかと言わわれているわけでございますが、私はそのときの合意というのは、実は保育園の助成の問題が大変な議論になりまして、与党の方でも有効な方が特にこれは反対をされまして、最終的に公立と私立に分けて処置をした。そういう中で、生活保護の問題も一定の、地域の地方自治体の方々の了解を得るならば、そういう前提があるならば、その問題もひとつ十七年には考えなければいけないねというようになつたんではないだろうかと、こう思ふんですが、その文言のところだけが独り歩きをするようなことでは、私はいささか問題があるのでないだろうかと、こう思ふんで、その点についてお答えを願いたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) 三位一体改革につ

きましては、昨年六月に閣議決定されました骨太

の方針二〇〇三におきまして、平成十八年度まで

の三年間で四兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を実施することとされました。昨年十一月に、

先生御指摘のように、政府全体として平成十六年

度予算において一兆円、厚生労働省としては二千

四百三十億円から二千五百億円を目途に廃止・縮

減をするよう指示が内閣官房の方からございまし

た。

厚生労働省といたしましては、法施行事務費の

一般財源化とともに、生活保護費と児童扶養手当

の補助率の引下げを提案したわけでございますが、政

府・与党の調整の結果、平成十六年度は公

立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化

することになりました、生活保護負担金の見直し

につきましては、政府・与党協議会におきまし

て、自治体の自主性、独立性を生かし、民間の方

も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制

の整備、給付の在り方、国と地方の役割、費用負

担等について地方団体関係者等と協議しつつ検討

を行い、その結果に基づいて平成十七年度に実施

するところがござります。

○草川昭三君 まあ非常に難しい問題を今答弁さ

れたわけですが、これも、六団体の中では知事も

発言しておみえになりますし、議長も発言してい

ますし、市長会も発言をしておりますけれども、

全国三千の自治体のおとなしい猫の尾っぽを今政

府は踏んだるねと、猫の尾っぽを踏んだると三千

のトラになるんですよというような発言まで実は

全国の知事会なりその地方六団体の会合で出てお

るわけでござりますんで、ここはよほど、やる場

合には地方六団体の方々の同意を得ながらこれは

進めていくことが重要なだということを

指摘をしておきたいと思います。

それで、この厚生労働省案の生活保護の自立・

就労支援プログラムというのがこの際出てきたわ

けでござりますが、プログラムに参加をしないと

いうんですか、協力をしない人は保護の対象から

外しますよというような点が触れられておりま

す。これは、問題が窓口までこういう話が行きま

すと、非常にこれが今でも、例えば、車に乗って

あんた生活保護をよく受けとるなというような發

言もあつたり、中には、あんたさつきバチンコやつ

てえらい大損しておったじゃないのと、それで生

活保護かねというような、もうごく限られた面だ

けが今誇張されているわけでございますので、そ

こは大半の方は本当に、高齢者であり、生活に苦

しんでおみえになる方であり、あるいは母子家庭

の方々が苦労しておみえになるわけでありますか

ら、自立ということは非常に大切で、これはもう

原則だと思いますけれども、それを権力側から押

し付けるというようなことは是非ないよう、基

本的にそういう考え方を持ついただきたいと思

うんでございますが、その点はどうでしよう。

○政府参考人(小島比登志君) 先生御指摘の生活

保護の自立支援プログラムでございますが、生活

保護制度は、自らの資産、能力、それは他法、他

施策を活用してもなお最低限度の生活を維持でき

ない方にに対する言わば最後のセーフティーネット

でございます。こうした最後のセーフティーネット

であるという制度の趣旨から、保護の廃止は

基本的に慎重に行われるべきものであるというふ

うに考えております。

具体的に自立支援プログラムの実施について申

し述べますと、まず実施機関が被保護世帯の実情

を把握した上で、原則として被保護者の同意に基

づきそれぞれの世帯の実情に応じたプログラムへ

の参加を求める。被保護者のプログラムへの取組

状況を定期的に評価して、必要に応じてより進ん

だメニューに進むか、より容易なメニューに变更

するなどの見直しを行い、必要な支援を継続する

と。このサイクルを何度も繰り返すというのがま

ず基本で、それによりまして、本人の日常生活の

支援、社会生活の支援あるいは職業訓練、就労支

援というものを通じて自立を実現していくとい

うことでございます。

このように、保護の停廃止は、こういった取組

状況が被保護者の方が十分でない、なおかつ実施

機関の必要な指導、指示を行つても取組に改善が

見られないという場合に、恐らく稼働能力の活用

という保護の要件を満たしていないという場合が

この政府・与党の合意に基づきまして、私ども、生活保護の負担金の見直しの検討をしてきました。わざでございますが、この六月、本年六月に決定された骨太方針におきましては、地方公共団体において補助負担金の改革の具体案を取りまとめるというふうなこととされました。

先ほどからお話をいましたように、厚生省関係の補助負担金九千四百四十億円の中には、生活保護負担金は地方の提案としては盛り込まれなかつたわけでございますが、それに異論がある場合には、地方提案に異論がある場合には、それに見合う代替案を提出するようにまた内閣府の方から指示がございました。厚生労働省といたしましては、昨年の政府・与党の合意等も踏まえて検討いたしました結果、地方が必要とする財源が確保されることを前提に生活保護費の負担関係の見直し等を代替案として提出したところでございました。

以上でございます。

○草川昭三君 まあ非常に難しい問題を今答弁さ

れたわけですが、これも、六団体の中では知事も

発言しておみえになりますし、議長も発言してい

ますし、市長会も発言をしておりますけれども、

全国三千の自治体のおとなしい猫の尾っぽを今政

府は踏んだるねと、猫の尾っぽを踏んだると三千

のトラになるんですよというような発言まで実は

全国の知事会なりその地方六団体の会合で出てお

るわけでござりますんで、ここはよほど、やる場

合には地方六団体の方々の同意を得ながらこれは

進めていくことが重要なだということを

指摘をしておきたいと思います。

それで、この厚生労働省案の生活保護の自立・

就労支援プログラムというのがこの際出てきたわ

けでござりますが、プログラムに参加をしないと

いうんですか、協力をしない人は保護の対象から

外しますよというような点が触れられておりま

す。これは、問題が窓口までこういう話が行きま

すと、非常にこれが今でも、例えば、車に乗って

あんた生活保護をよく受けとるなというような發

言もあつたり、中には、あんたさつきバチンコやつ

てえらい大損しておったじゃないのと、それで生

活保護かねというような、もうごく限られた面だ

けが今誇張されているわけでございますので、そ

こは大半の方は本当に、高齢者であり、生活に苦

しんでおみえになる方であり、あるいは母子家庭

の方々が苦労しておみえになるわけでありますか

ら、自立ということは非常に大切で、これはもう

原則だと思いますけれども、それを権力側から押

し付けるというようなことは是非ないよう、基

本的にそういう考え方を持ついただきたいと思

うんでございますが、その点はどうでしよう。

○草川昭三君 では統一、時間が来ましたので、厚生労働省案では補助金の交付金化や統合補

助金化が盛り込まれていますね、当然のことながら、地方六団体にしてみると、この補助金の使

い勝手を良くするだけのことではなくて、自分たちの財源自体を求めているのではないだろうかと、

彼らはこういうことを思つておるんじゃないかなと思うんですが、その点どうでしよう。

○副大臣(西博義君) お答え申し上げます。

先ほどの議論から、九千億円をどういうふうに

考えております。

厚生労働省としては対応するかということの中

で、具体的には、地方六団体の提案に記載されて

おりました補助事業、これ七百十億円分、これは

廃止をさせていただくことで地方の方に回ります。残余の額につきましては、先ほどからの

御説明のとおり、国民健康保険、それから生活保

護、それから児童扶養手当という見直しにより対応するということにしております。したがいまし

て、財源の移譲という面では、総額として満たされているのではないかというふうに考えておりま

す。

しかしながら、先生御指摘のように、これ交付

金化、統合補助金化ということについて、この税

源の移譲に加えまして、引き続き国が実施する補

助金事業につきまして、地方六団体の提案の趣

旨にかんがみて、ぎりぎりのところでございます

が、この自主性、裁量性を地方自治体に發揮して

いたたくことが可能となるように、従来の誠に細

かい補助金、負担金というものをもう少し統合し

たしまして、大きくくりな形で統合補助金、交付金

ということで再編させていただきました。

このような地方の裁量、そういう工夫の余地の拡大によつて国と地方が重層的な形で協力、分担しながら地方分権が一層推進され、地域住民にとってより良い制度が構築されるように国としても更に努力をする必要があるというふうに考えております。

○草川昭三君 今、西副大臣の答弁もありました。ように、六団体側としてはこの補助金の使い勝手という問題についていろいろと意見があるようでございます。

おお、読解のなし。ううむこと、二回の方もお読みいただきたいというようなことも付加して言つておみえになるわけでございますが、いずれにしても、先ほどちょっと私が、六団体側と厚労省側との呼吸というのはなかなかこれ合つてないねと、こういう感じがするわけです。これはやはり知事であろうとあるいは市町村であろう、あるいは議会側としても、これから一番苦労される立場の方々が六団体だと思うんです。そういう点で

は、国と地方の協議の場ということを簡単に言いますけれども、これは何か今までの、まあ形式的には言いませんけれども、今までのような程度の協議の場でない、真剣な、理解を得るような、そういう協議の場をこれを機会に厚労省側は行うべきではないだろうかと、こういう考え方を持つておりますが、大臣の見解をこの際ひとつお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(尾辻秀久君) これまでも機会あるごとに意見交換はさせていた。きましたし、特にこの問題についても、少なくとも二回はそれぞれ意見交換の場を持ったところでございます。

しかし、お話をのように、更にお互いの理解を深めなきゃいけない。それから、社会保障というのは、これはもういつも申し上げておりますように、国と地方が手を携えて、それぞれ役割分担しながらやっていかなければどうにもならないことございますから、更に機会を見付けて意見交換をしていきたいと、こういうふうに考えます。

○草川昭三君 もう時間が来ましたので、最後に
これは社会保険庁に戻つて、これはもう要望がた
がた意見を申し上げておきたいと思うんですが、
いわゆる現況届というのがありますね。生存確認
というやつですよ。それで、私は衆議院時代に、
こんなばかなことがあるかといつてえらい怒つ
て、質問主意書も何回か出したことが十数年前に

あるんです。
それは、どうして私が怒ったかというと、あなたは生きているか死んでいるか証明をしろということなんですね、分かりやすく言うならば。私は生きているから、ここに来ただけでいいや。

生きているといふことを現場まで行かたきやいかぬわけですよ。私は名古屋市に住んでいましたから、区役所まで行かなきやいけない。私の自宅から区役所までは随分あるんですよ。私は健康ですから、行つて、現況届が必要ですから、社会保険庁にこれを送らなきやいけませんから、自分で私の名前を書いて、その当時はたしか判こが、印鑑も要つたと思うんです。それで印鑑を押して、それでその区役所へ行くと、あなたの本人ですかと、

あ、生きていますね、まあそんなことは言いませんけれども、分かりましたと言つて判こをついてもらつて、その判こを社会保険庁に送ると年金が給付されると。こういうことがずっと続いたんですね。

りましたねといつて社会保険庁にやる、すなわちそれがオンラインじゃないと、住基ネットじゃないですかということをずっとと言つておりますから、ようやく、もう自宅で自分の名前を書く、本人が自筆で、生きていますよということを、証明というんですか、自分が書けば社会保険庁は給付をされると、いわゆる通帳に年金が給付されるということになつたわけですが、たまたま行政管理庁、今は名前は変わりましたが、総務庁の方から、住基ネットをもつとうまく利用するならば生存確認、すなわち現況届は非常に少なくなるじゃない

のと、そのため郵送料も助かるはずだからそういうことをやりなさいよということを行政管理の立場から勧告があるわけですが、そのことについて厚労省の見解を賜りまして、私の話を終わりたいと思います。

届を提出していただきまして、それで年金の受給権者の生存確認というのを行つております。しかしながら、今後、郵便費用の軽減あるいは事務処理の効率化を図るという観点から、十八年度中の実施を目指して上梓ノツカ、占吉三見正寛博士による

実施を目指して住基ネットの活用を現在検討しているところでございます。

の併用するべき方法として、介護保険の第一号被保険者の保険料徴収というのを今、年金から源泉徴収させていただいているのですので、その届出を市町村の方からいただければ、これは、亡くなれた場合にはもう保険料は徴収、要らなくなるという連絡が参りますので、そういうふたつ情報を活用も併せて図つてまいりたいということで効率的な実施方法を検討してまいりたいというふうに考えており

○草川昭三君 終わります。
○小池晃君 日本共産党の小池晃です。
社会保険厅にかかる一連の疑惑の問題について、新たな問題も含めて今日は取り上げたいと思います。
私は、五月二十日の当委員会で取り上げました力ワグチ技研の金銭登録機導入の件について、先日、会計検査院の報告がありまして、四億四千六百四十八万円が会計法の趣旨に反して不当な支出だったたというふうにされております。

資料配付

○小池晃君 今お配りしております資料ですが、この資料の一ページ目、二ページ目に、この問題で会計検査院の調査に備えて社会保険庁がカワグチ技研との随意契約の正当性を主張する十三項目にわたる想定問答集というのが各県社会保険事務局に流されている。今お配りしているのが、その

一ページ目、二ページ目がその想定問答集なんですね。

いう想定問題集を作ったのか、どれだけ酬付をしたのか。これはどう考へても組織的に行われたとしか思えないので、説明をしていただきたい。

ましめた社会保険庁の経理課の職員が関係課の職員とも相談して依頼して作成したものというふうに承知をしております。

これは、たまたまそやつて相談をいたいたいした社会保険事務局との間で作つたものでございましたので、他の社会保険事務局へも配付することを前提に作成されたわけではございませんでした。しかしながら、会計検査の実地検査が他の事務

局にも入る予定があつたのですから、他の社会保険事務局からも同様の照会が寄せられた結果、最終的には二十六の社会保険事務局でこの想定問答が配付をされた形になつております。

今この説明ではとても納得できないし、もし今の説明が本当だとしたら、これ、会計検査院が不當な支出だと、そういうふうに認定したその弁明を本庁の職員が勝手にやって、上司は何も知らない間に全国に流れているということになるわけだ、これは管理監督上の大変な問題だと私は思うんですよ。

大臣、いかがですか。これ、個人がやつて、それで個人的にやつただけで組織的なものでないと言ふけれども、私は、これはどう考えたって、社会保険庁の内部で会計検査院の検査が入るので組織的には隠べいする。そういう目的と意図でやられたとしか思えないんですけど、いかがですか。

○国務大臣(尾辻秀久君) いずれにいたしまして

も、こういうことはおかしなことでございますので、今後ないよう徹底をさせたいと存じます。

○小池晃君 これはおかしなこと、もうちょっと重大な問題だと私は思うんですが、この問題は本当に重大だというふうに思つておりますし、さういふふうに思つておるだけじゃない、別の問題も取り上げたいと思うんです。

そもそもですが、会計法によれば、国の契約は一般競争入札が原則であります。随意契約できるのは、物品購入の場合は百六十万未満、製造、工事の場合は三百五十万円未満と。しかし、厚生労働省、社会保険庁の契約の多くはこれらの金額を超えたものも随意契約だと。

これは、八月五日の当委員会で、私、取り上げたのは、出版物四百八件、総額三十六億円すべてが随意契約だという問題を取り上げまして、この間逮捕者を出した二つの業者、選択エージェンシー、それからカワグチ技研、これも随意契約にかかる業者との癒着が問題になつてきただと経過がござります。

【理事武見敏三君退席、委員長着席】

そこで、まず会計検査院に伺いたいと思うんですが、厚生労働省社会保険庁によるこの間の一連の随意契約、問題になつたような例ですね、これ

は適切に行われたというふうに考えていらつしゃるか、見解をお聞きします。

○説明員(増田義明君) お答えを申し上げます。

私たちも会計検査院では、従来より、社会保険庁における物品等の調達につきましては、契約方法、仕様、調達数量、そういうふたものが適切か検査を行つております。随意契約につきましては、法令の趣旨に反していないかなどの観点からも、法被認められる事態が見受けられましたので、去る今月九日に總理に手交いたしました平成十五年度決算検査報告に不当事項として掲記しているものでございます。

掲記した事項は二件ございまして、その概要を申し上げさせていただきますと、まず、国民年金推進員が未納者戸別訪問する際に携行するため導入した携帯用端末、いわゆる金銭登録機についてでございますが、社会保険庁ではこれをそれぞの社会保険事務所等で調達をさせ、これらの社会保険事務所等では取り扱う業者がほかにないことなどを理由に随意契約によりカワグチ技研から購入しております。しかし、この金銭登録機は大量に調達するものであるということ、それがらまた複数の会社で販売されるなどしておりましたことから、こうした調達の仕方は契約の公正性、透明性等が確保されておらず、一般競争契約を原則としている会計法の趣旨に反してて適切でなく、不当と認めたものでございます。

それから次に、社会保険業務に関する届出書等を印刷するなどのための届出用紙等印刷システムの提供を受ける契約についてでございます。

社会保険庁では、これをカワグチ技研と随意契約により締結し、社会保険事務所あるいは市区町村等に設置をしておりました。しかし、その使用実績等について検査いたしましたところ、全く使

てほんと使用されていない状況となつております。こういうことで、導入に当たつて検討を十分に行つておらず、コピー等で対応が可能であつたのにこの印刷システムを導入したのは適切でないということで、不当と認めたものでござります。

○小池晃君 社会保険庁長官に来ていただきたいますが、会計検査院の指摘もある中で、長官としてはこの間の社会保険庁の一連の随意契約が適切に行われたというふうに考えていらつしやるか、見解をお聞きします。

○政府参考人(村瀬清司君) 現在、契約につきましては競争性並びに透明性の確保が非常に大事だというふうに思つておりますし、その中で今回、見解をお聞きします。

臣の下に信頼回復推進チームができておりますので、随意契約の全面的な見直しをさせていただいている。その中で答えをお出しさせていただきます。

現在、本件につきましては、厚生労働省の副大臣の下に信頼回復推進チームができておりますので、随意契約の全面的な見直しをさせていただいている。その中で答えをお出しさせていただきます。

○小池晃君 今日問題にしたいのは、さらに最も巨額な随意契約である社会保険オンラインシステムの問題です。

年金保険料の徴収、年金給付にかかるシステムですが、これは現役世代の年金保険料についてN T Tデータと子会社であるN T Tデータシステム、社会情報クリエイトとの随意契約。それから、給付システムについては日立製作所等との随意契約です。

これらの契約業者について二〇〇三年度に支払った額がどれだけかということと併せてN T Tデータについては支払実績の総額をお示しいただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) まず、平成十五年度におきます社会保険のオンラインシステムに係るTデータについて支払金額でございます。

N T Tデータでございますが、約八百二十四億円、それからN T Tデータシステムサービス約八億六千万、社会情報クリエイト約二千万、日本電子計算機約百七十三億円、日立製作所約百二十九億円、日立公共システムサービス株式会社約九億円となっておりまして、これらの合計金額が一千百四十四億円となつております。

それから、N T Tデータにつきましての支払の総計額ということでお話をございました。N T Tデータにつきましては、決算書の通信専用料の額の実績、平成十年度以前はちょっと契約の形が違いますので、そういう形でございます。これらの累積額ということでN T Tデータの分を合計をさせていただきますと、八千九百二億二千五百万円余になつております。

○小池晃君 非常に巨額な随意契約なわけです。すべて年金、この千百三十五億円という、二〇〇三年度実績でいえば年金保険料から出ている。

配付資料を見ていただきたいのですが、N T Tデータへの支払は毎年のように増えておりまして、この五年で見ても、六百三億、六百九億、七百五億、七百九十二億、八百二十五億というふうに上がっていく。随意契約でどんどんどんどん言い値でつり上げられているんじゃないのかというような感じもしないでもない。

しかも、今オンラインシステムを見直すと言つてあるんですが、この概算要求見ると、「社会保険オンラインシステムの抜本的見直し」という項目で「端末設備のオープン化及び調達方式の見直し」ということで来年度六十億円計上されていますが、これ一体内容は何でしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 社会保険のオンラインシステムにつきましては、いわゆるレガシーシステムということで、その見直しのための厚生労働省の行動計画というものが定められておりまして、これに基づく最適化計画を作らなければならぬということになつております。

この策定に先立ちまして、現行システムの下で社会保険事務所で使っております端末設備をオ

ブン化すると。つまり、専用機でやっておりますものを汎用機に替えていくと、ということを平成十九年度に実施することによりまして経費の削減を図るということを予定しておるところでござります。

この端末設備をオープン化する際には、一つには機器そのものを汎用機に替えていくということはあるわけであります、併せて、これまでのシステムの言わばやり方がデータ通信サービス契約という形で、NTTデータさんとの間で負担を、あるときにシステム開発などして大きな負担が増えたものを平準化するという観点から、平年ならして契約をするというやり方をしておりました。したがいまして、その見直しを行いました。端末設備のソフトウエア部分に係る契約解除を図りませんとオープン化ができないということになつております。そういうことから、データ通信サービス契約の規定に基づきまして国が一定額の額を支払うということが必要になつてまいります。

先ほどお話をございました十七年度の概算要求は六十億円というものは、先ほどの分類で申し上げれば、まず調達機器に求められますシステムの要件、現行システムとの整合性確保等の検討を行うための、そして仕様書を作るための経費が約五億円、それから、今申し上げましたシステム契約を解除するための補償金が、これは実は十七年度から十九年度までの三年間で合計百六十四億円必要になりますが、十七年度はそのうちの言わば五十五億円を支払うということで要求をさせていただいているものでございます。

○小池晃君 これまで九千億近いお金をつき込んでいた企業に更に補償金で百六十四億払う、来年度五十五億だと。これが本当に必要な経費なんだろうかと。随意契約という言わばやみの中でやられてきた契約で、社会保険庁長官にお伺いしたいですけれども、これ来年度、国民の年金保険料から五十五億円、三年間で百六十四億円という、こういう額を本当に出す必要があるのか、その根

拠を私 示していただきたいと思うんです。

○政府参考人(村瀬清司君) NTTデータとの間では、データサービス契約という形で、例えば從来システム開発する場合に、一年間で幾らという費用につきまして十年分割で支払う仕組みを作っております。したがいまして、十年間の分の十分の一を一年分として予算手当てをして今まで開発をしてきている、こういう経緯がございまして、その観点で積み残し部分が先ほどお話をありました百六十四億円あるということでございまして、この分については著作権もNTTデータ側にあります。解消する以上は契約上は支払わざるを得ない、このように考えております。

○小池晃君 今の説明ではちょっと納得できないんです。さらにNTTデータについては、これに乗せまして更に支払残金が残っているはずですよ。ちょっと簡単に幾らなのか御説明いただきたい。

○政府参考人(青柳親房君) NTTデータとの関係では、既に契約が締結されております、十五年末時点では既にソフトウエアの経費について、その残っているものを、毎月の利用料を支払い続けた場合の支払額は二千四十四億円というふうに見込んでおるところでございます。

○小池晃君 九千億円支払って、まだ二千億円未払残高が残っていると。本当に、オンラインシステム見直しと言うけれども、依然としてずっとNTTデータにお金が入り続ける仕組み残っているんですよ。こんなお金は年金からこれからも支払は続くつもりなのかと。これ重大問題だと思うんです。

○政府参考人(青柳親房君) 社会保険業務センター、東京の三鷹の庁舎の建物はNTTデータのビルに間借りをしていますが、賃料は幾らでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 社会保険の業務センターや三鷹の三鷹の庁舎の建物はNTTデータの常務取締役です。これは天下りりやないんですか。

か建物の使用については、これは一括して実はデータ通信契約サービスになつておりますが、そのうち建物の賃借料相当分のみを取り出してみますと、月額でおよそ一億二千万程度というふうに考えております。

○小池晃君 これ計算してみると一平米当たり月六千七百円の賃貸料で、これは三鷹の中心部からかなり離れているところで、立地条件そんな良くないんですね。地元に聞いても、大体この専有面積であれば三千万、せいぜい五千万だと言うんですけど、さらにNTTデータについては、これに上乗せして更に支払残金が残っているはずですよ。一億二千万円、これは年じやないです、月ですからね。余りに私膨大な賃料だと思つて、聞きたいんですが、厚生労働省、社会保険庁からNTTデータ及び関連企業に天下りはあるんでしょうか。

そこで、聞きたいんですが、厚生労働省、社会保険庁からNTTデータ及び関連企業に天下りはあるんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 国家公務員の退職後におきます再就職の状況というのは、公務を離れた個人に関する情報でございますので、一般に政府が把握すべき立場にはございません。

この当該企業につきまして、一つは、公務員制度改革大綱に基づきまして公表しております「再就職状況の公表について」というものがございますが、これには該当する者は存在しておりません。また、もう一つ、平成十三年度以降、厚生労働省及び社会保険庁の職員で、国家公務員法の第二百三条の第三項に基づいて當利企業への再就職を承認を受けることになつておりますが、承認された者のうち当該企業に就職している者があるかと、いうことで調べてみましたが、該当する者はございませんでした。

○小池晃君 該当する者はいないということなんですが、元社会保険庁次長の谷口正作さんはNTTデータの常務取締役です。これは天下りりやないんですか。

○小池晃君 該当する者はいないということなんですが、元社会保険庁次長の谷口正作さんはNTTデータの常務取締役です。これは天下りりやないんですか。

したとおり、私どもが一般に政府として把握すべき立場からは承知をしておりませんが、個人的に谷口氏のことを承知しておりますし、NTTデータにいらっしゃることは個人は承知しております。

○小池晃君 旧厚生省の九州医療局長を最後に退官された中山和之さん、この方はNTTデータシステムの常務取締役だと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 中山氏についても、私個人的にはそのようなことを承知しております。

○小池晃君 NTTデータシステムの取締役の中村さんは、やはり厚労省、社会保険庁出身だと思いますが、間違いないですね。

○政府参考人(青柳親房君) 中村氏については、私個人的にちょっと知る立場にもありませんので承知をしておりません。

○小池晃君 子会社である、先ほど紹介したNTTデータの関連企業の社会情報クリエイトの専務取締役新飯田昇さんは厚生省の出身です。それから、一年前まで取締役だった中田悟さんは社会保険庁運営部保険指導課長の出身だと思いますが、間違ひありません。

○政府参考人(青柳親房君) 新飯田氏については個人的にそのようなことを承知しております。また、中田悟氏は、中田悟氏個人は私個人として承知しておりますし、前職、元職がただいま御指摘のあった職であることは承知しておりますが、どこに昨年まで在職しておられたかは承知しております。

○小池晃君 大臣にお聞きしたいんですが、私こういうちよつと、どう見ても異常な社会保険庁とNTTデータの関係があると。同時に、この天下りがこういうふうにされていると。聞いても答えないわけですよ。こっちが調べて事実突き付けると、その基準に該当しないからとかなんとかいつて言わないで、一つ一つ聞けば、そうだと知つていると答えると。

私、こういう形で本当に国民のこの社会保険庁に対する疑惑というものは晴れるのだろうか。改革というのであれば、こういうところに本当に真剣に入れるなどをやらなければいけないんじゃないですか。大臣に見解を伺います。

○國務大臣(尾辻秀久君) しつかり調べてみます。

○小池晃君 それと、今日議論してきたこのそれぞれの金額なんですよ。この約九千億円というこのこれまで使つてきたお金ですね、この支払が果たして妥当なものだったのかどうか。それから、これから百六十四億円払うものもそうだし、未払金が二千億円ある。これ全部随意契約でやつてきたわけですから、これが本当に妥当な金額なのかといふのは、私、検証全くされてないわけですね、これが年金の保険料からこれからも出ていくということがあつていいんだろうか。

私は、こうしたすべての金額について、これまで支払ったものも、そしてこれから支払われるといふふうに先ほど説明があつた金額についても、これはこれだけの膨大な支出をしてきたこと、これからすることが妥当なのかどうかについて、これは厚労省として検証する私、責任があるというふうに考えます。

この委員会に対して資料を提出していただきて、これが本当に果たしてこれだけの、もう関連企業も含めると一兆円を超えるわけですからね、このオンラインシステムに対する支出が、本当に妥当だったのかどうか。これはね、関係するすべての資料を提出していただく、厚労省としてもこれが本当に妥当なのか検証する、これが求められているというふうに思います。大臣、いかがですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) これだけの御指摘をいたしまして、出すべきものは、御報告すべきものは御報告をしたい、こういうふうに考えま

す。

○小池晃君 これは本当に社会保険庁の問題、今まで使つてきたお金では、大方の者がそういうのを集中審議ということでやつてきた。重大な問題だと思いますので、是非当委員会としても資料を

要求して、徹底的にこの問題について検証するということを求めていきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○福島みずほ君 私も監修料の問題について質問をいたします。

今、随意契約でおかしいんじゃないかというNTTデータの話もありましたが、同じように監修料も非常に問題だと思います。

厚生労働省は十月二十二日、国庫補助金関連、大量購入関連等の出版物等に関する監修料の実態に関する全省調査について、概要を発表されています。この中身ですが、極めて問題だと考えてお

ります。厚生労働省のこの報告書、「作業は勤務時間外に行われており、正当なものであるとの認識の下で、監修料は全て個人の所得として適正に確定申告がなされている。」「監修料の使途は、職員の深夜残業時の夜食代やタクシー代、業務上の参考書籍代、職員同士の懇親会の費用などに充てられていた。」以上、よろしいでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) 私どもの先月発表した調査では、使途等についてはそういったことになっております。

○福島みずほ君 このとおりでいいんですね。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘のあつたような調査結果でございます。

○福島みずほ君 これは珍妙なる報告書です。作業としてまた「当該職員の所属する課の課長は、職員が勤務時間外に作業を行い、監修料を受け取つていることを、概ね、承知していなかつた。」

○政府参考人(鈴木直和君) これが本当に妥当なのか検証する、これが求められているというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(尾辻秀久君) これだけの御指摘をいたしました、今申し上げましたように調査をいたしまして、出すべきものは、御報告すべき

いろいろ話を聞いておりますが、そういうふうに担当長から聞いた結果では、大方の者がそういう実態は知らないという結果でございました。

○福島みずほ君 非常に変なのは、個人として仕事をしないながら、では、非常に変なのは、じやなぜ職員同士の懇親会の費用に充てるんですか。

○政府参考人(鈴木直和君) この監修料、これは個人がそういうふうに監修作業をやつて、それで監修料を受け取り、税の申告をしていたという実態でございます。その中で、そういうふうに監修を行つた者がお金を出し合い、その中でタクシー代あるいは深夜の夜食代、そういうふうに使つたという結果でございます。

○福島みずほ君 夜食代やタクシー代だけでこうなるのかともありますし、私が不思議なのは、懇親会の費用、つまり、個人だ個人だと言つては、裏金として使つていていたということではないんですね。

○政府参考人(鈴木直和君) 調査結果によりますと、その監修作業を行つた職員が、それぞれ職員同士での監修料は出し合つてタクシー代等に使つていてた。その場合に、庶務係長等においてそれを預かるということはあつたというふうに聞いております。

○福島みずほ君 えつ、預かりを何ですか。

○政府参考人(鈴木直和君) 庶務係長がそれを預かるというようなことはあつたということをございます。

○福島みずほ君 いや、私は、大臣、お聞きしたのは、大臣はきちんと監修料についてはメスを入れるというふうにこの委員会でおつしやつたわけです。で、出てきた報告書は、個人だ、個人がやつたんだって言いながら、使途はですね、そうではないからこれがうそっぱちだと思つて実は怒つてゐるわけです。

○福島みずほ君 懇親会の中身について、個人的にAさんとBさんが飲みに行くときのお金ですか。じゃなくて、そうじゃないでしょ、課の懇親会じゃないんで

がこの調査結果でございます。

○福島みずほ君 担当が預かつていたら、何でそこ

かあるというようなことはあつたということをございます。

○福島みずほ君 いや、私は、大臣、お聞きしたのは、大臣はきちんと監修料についてはメスを入れるというふうにこの委員会でおつしやつたわけです。で、出てきた報告書は、個人だ、個人がやつたんだって言いながら、使途はですね、そう

ではないからこれがうそっぱちだと思つて実は怒つてゐるわけです。

○福島みずほ君 そういうふうになつております。一人だと七百万円ぐらいお金をもらつていることになる人もいるわ

けですが、知らなかつたということで、これよろしくいんですね。

すか。それとも、厚生労働省の何かの、例えば忘年会、新年会、歓迎会、そういうものに使われてゐるんでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) この懇親会というのは、そういう仲間同士の懇親会というふうに聞いておりますが、その個別具体的にどういった会合かというところまでは今の段階ではちょっとお答えはしかねます。

○福島みずほ君 お答えでできない、調べていない、どつちですか。答えられないんですけど、調べてないんですか。

○政府参考人(鈴木直和君) いろいろ聞いている中で、その仲間同士の懇親会に使つたということはございません。

○福島みずほ君 仲間同士の懇親会とはどういうものですか。

○政府参考人(鈴木直和君) そういうふうに聞いている職場での仲間同士の懇親会ということはございません。

○福島みずほ君 いや、私は、大臣、お聞きしたのは、大臣はきちんと監修料についてはメスを入れるというふうにこの委員会でおつしやつたわけです。で、出てきた報告書は、個人だ、個人が

やつたんだって言いながら、使途はですね、そうではないからこれがうそっぱちだと思つて実は怒つてゐるわけです。

○福島みずほ君 懇親会の中身について、個人的にAさんとBさんが飲みに行くときのお金ですか。じゃなくて、そうじゃないでしょ、課の懇親会じゃないんで

がこの調査結果でございます。

○福島みずほ君 担当が預かつていたら、何でそこ

かあるというようなことはあつたということをございます。

○福島みずほ君 いや、私は、大臣、お聞きしたのは、大臣はきちんと監修料についてはメスを入れるというふうにこの委員会でおつしやつたわけです。で、出てきた報告書は、個人だ、個人が

やつたんだって言いながら、使途はですね、そう

ではないからこれがうそっぱちだと思つて実は怒つてゐるわけです。

○福島みずほ君 懇親会の中身について、個人的にAさんとBさんが飲みに行くときのお金ですか。じゃなくて、そうじゃないでしょ、課の懇親会じゃないんで

がこの調査結果でございます。

○福島みずほ君 担当が預かつていたら、何でそこ

かあるというようなことはあつたということをございます。

○福島みずほ君 いや、私は、大臣、お聞きしたのは、大臣はきちんと監修料についてはメスを入れるというふうにこの委員会でおつしやつたわけです。で、出てきた報告書は、個人だ、個人が

やつたんだって言いながら、使途はですね、そう

ではないからこれがうそっぱちだと思つて実は怒つてゐるわけです。

ぜシステムチックに課内の懇親会になるんですね。個人のビジネスで全く厚生労働省は関係ない、時間外にやつていて担当の人はおおむね知らなかつたと言ひながら、なぜ課の懇親会に充てられるんですか。

○政府参考人 鈴木直和君 この監修料 자체は個人の収入として管理しながら、それを出し合つてタクシー代なり夜食代また懇親会、そういうものに充てたというのが実態でありまして、これ自体は組織的に集めてやつたというのではなくて、お互いそういう監修料を受け取つた仲間同士でそういうのを出し合つてというのがその実態でございます。

○福島みずほ君 お聞きします。懇親会のときに個別にお金を集めんですか。それともその監修料をあらかじめ集めておくんですか。どっちですか。

○政府参考人 鈴木直和君 その都度監修料を出し合つて懇親会等を行つたと聞いておりますが、それはその一定期間前にいろいろお金を出しで、それを例えればタクシー代の支払に充てるとか、そういうふうに聞いております。

○福島みずほ君 不思議なのは、懇親会やるとき監修料をもらつている人とももらつていない人といるわけですね。懇親会やるときに監修料をもらつている人だけお金を出すんですか。その都度集めるんですか。

○政府参考人 鈴木直和君 懇親会なりタクシー代、夜食代等、全体について言えることです、監修料を受け取つた者が出し合つてそういうことをやつておりますが、実際にその使途を、使途を申し上げますと、その使われたいろんな金額の中にはその監修作業をやつていなかつた者が参加したということもあるというふうに聞いています。

○福島みずほ君 個人のお金なのに、なぜ監修料をもらつてない人間がその懇親会で食べられるんですか。おかしいですよ。じゃ、毎回じや寄附し

ていたんですか。おこりですか。

○政府参考人 鈴木直和君 これは、監修料をもられた職員がそれを出し合つて、お互いに職員同士でという形なんですが、その中には監修料をもらつた職員同士というのもありますし、その中にはまた監修料の作業にはタッチしていなかつた者はいるということで、そこは両方あるというふうに考えております。

○福島みずほ君 いや、やっぱりおかしいですよ。監修料というのは毎回集めていたんですけど、懇親会のたびに、Aさん、Bさん、Cさん、あなたはたしか、分からぬ。でも、担当者が分からなくてどうやってお金集めるんですか。だれが監修料をもらつているかおおむね分からぬわけでしょう、これが担当者が。だとしたら、どうやって集めるんですか。

○政府参考人 鈴木直和君 先ほども申し上げましたが、監修料は監修作業を行つた者が相互に出し合つてという形ですが、その中には例えば庶務係長がそれを預かるというふうな形があつたといふことはございます。

○福島みずほ君 個人の収入をなぜ課長が預かるんですか。

○政府参考人 鈴木直和君 先ほども申し上げましたが、監修料は監修作業を行つた者が相互に出し合つてという形ですが、その中には例えば庶務係長がそれを預かるといふことはございます。

○福島みずほ君 いや、答えてくださいよ。庶務課長はどうぐらいの頻度でその監修料を預かる、もうらうんですか。その都度回収するんですか、毎回やるんですか。タクシーに乗るたびに、毎日やるんですか。それとも年間に何度かもらうんですか。

○福島みずほ君 あつ、ごめん。個人の収入をなげます。

○政府参考人 鈴木直和君 具体的に何回というものは、ちょっとと今ここでお答えできるだけの材料ございませんが……

○福島みずほ君 大体で結構です、どういうシステムかという。

○政府参考人 鈴木直和君 ただ、先ほども言いましたように、庶務係長等が預かるということがあつたということは、それは庶務係長が預かる場合には、その毎回毎回ということではなくて、一定金額を超えるとその贈与という形で税の問題も生じますが、通常はそういうことは生じないというふうに考えております。ただ、例えば、その監修作業に参加していない方がそういうものの使い方に参加したことになりますれば、これは贈与という形態もあり得ると思います。その場合でも、一定金額を超えるとその贈与という形で税の問題も生じますが、通常はそういうことは生じないというふうに考えております。

○福島みずほ君 変ですよ。だって、監修した人と監修しない人がいて、監修料をもらつた人ともらつていらない人がいて、でもなぜか庶務課長がお金を預かつて、監修してない人間もそれに参加するわけでしょう。これって個人じゃないじゃないですか。個人のビジネスなんて全く言えないですか。課ぐるみのこれは裏金作り、プールをしてい

ります。その中で、庶務係長等がそれを預かると、預かつてということが実際上あつたということでございます。

○福島みずほ君 いや、監修料を、例えば、よし懇親会やろう、この課で。監修料、多分もらつてはいるんですけど、そこは両方あるというふうに考えております。

○福島みずほ君 いや、やつぱりおかしいですよ。監修料というのは毎回集めていたんですけど、懇親会のたびに、Aさん、Bさん、Cさん、あなたはたしか、分からぬ。でも、担当者が分からなくてどうやってお金集めるんですか。だれが監修料をもらつているかおおむね分からぬわけでしょう、これが担当者が。だとしたら、どうやって集めるんですか。

○福島みずほ君 何で庶務係長が預かつているんだろう。

○福島みずほ君 係長ですね。済みません。

○福島みずほ君 庶務係長がそういうお金預かって、タクシー代とかあるいは夜食代に使うということがあつたといふことはございません。

○福島みずほ君 いや、答えてくださいよ。庶務課長はどうぐらいの頻度でその監修料を預かる、もうらうんですか。その都度回収するんですか、毎回やるんですか。タクシーに乗るたびに、毎日やるんですか。それとも年間に何度かもらうんですか。

○福島みずほ君 あつ、ごめん。個人の収入をなげます。

○政府参考人 鈴木直和君 具体的に何回というものは、ちょっとと今ここでお答えできるだけの材料ございませんが……

○福島みずほ君 大体で結構です、どういうシステムかという。

○政府参考人 鈴木直和君 ただ、先ほども言いましたように、庶務係長等が預かるということがあつたということは、それは庶務係長が預かる場合には、その毎回毎回ということではなくて、一定金額を超えるとその贈与という形で税の問題も生じますが、通常はそういうことは生じないというふうに考えております。ただ、例えば、その監修作業に参加していない方がそういうものの使い方に参加したことになりますれば、これは贈与という形態もあり得ると思います。その場合でも、一定金額を超えるとその贈与という形で税の問題も生じますが、通常はそういうことは生じないというふうに考えております。

○福島みずほ君 変ですよ。だって、監修した人と監修しない人がいて、監修料をもらつた人ともらつていらない人がいて、でもなぜか庶務課長がお金を預かつて、監修してない人間もそれに参加するわけでしょう。これって個人じゃないじゃないですか。個人のビジネスなんて全く言えないですか。課ぐるみのこれは裏金作り、プールをしてい

とも年に一回、二回なのか、数回なのか。どうですか。

○政府参考人 鈴木直和君 これはいろんなケイスがあるので、何回という形でここで直ちにはお答えはできない。というのは、例えばその都度そういう監修料を集めてやる場合もありますし、庶務係長が預かるというようなケースにおいては、それは一定金額を預かればその中で一定の処理ができるというふうに考えております。

○福島みずほ君 庶務課長が監修料を預かつてタクシー代や懇親会に使うというのは、裏金として普ールしてみんなで使うということですよ。だから、この報告書がでたらめなんですよ。個人でやつて、個人だと。

○福島みずほ君 もし私が七百万監修料をもらつたお金預かって、庶務係長がそういうお金預かって、タクシー代とかあるいは夜食代に使うということがございません。

○福島みずほ君 いや、答えてくださいよ。庶務課長はどうぐらいの頻度でその監修料を預かる、もうらうんですか。その都度回収するんですか、毎回やるんですか。タクシーに乗るたびに、毎日やるんですか。それとも年間に何度かもらうんですか。

○福島みずほ君 あつ、ごめん。個人の収入をなげます。

○政府参考人 鈴木直和君 これ自体、職員が出し合つてということになりますから、一般の場合にはその贈与というところまではいかなないというふうに考えております。ただ、例えば、その監修作業に参加していない方がそういうものの使い方に参加したことになりますれば、これは贈与という形態もあり得ると思います。その場合でも、一定金額を超えるとその贈与という形で税の問題も生じますが、通常はそういうことは生じないというふうに考えております。

○政府参考人 鈴木直和君 変ですよ。だって、監修した人と監修しない人がいて、監修料をもらつた人ともらつていらない人がいて、でもなぜか庶務課長がお金を預かつて、監修してない人間もそれに参加するわけでしょう。これって個人じゃないじゃないですか。個人のビジネスなんて全く言えないですか。課ぐるみのこれは裏金作り、プールをしてい

大ざつぱで結構です。毎回、毎日取るのか、それ

大ざつぱで結構です。毎回、毎日取るのか、それ

考えます。これを個人でやつたと。私は大臣を変尊敬をしています。メスを入れるということについては頑張る人だというふうに思っています。でも、この報告書、悪いけどでたらめじやないですか。個人ビジネスであつて関与してないという報告書が、これで幕引きをしたつもりで厚生労働省がいるのであれば、甘いし、ひどいし、愚弄していますよ。いかがですか。

内部の、内部の調査でありますから、あとで
かく最善、よくしかないわけでございまして、改
めての調査をしつかりさせるつもりであります。
○福島みづほ君 メスを入れると言つた厚生労働
省が出してきた報告書がもう、まあ答弁に堪えな
いものであつたと。個人ビジネスだと強弁をし、
それで言いくるめるができると思つていてると
ころが私はひどいというふうに思つております。
調査の方去こら問題があつて、調査結果こら聞

的な名前を出してここに表現をしております。
○福島みづほ君　いや、広告費やその監修料の問題で出版社の名前をイニシャルにするというのが分からんんですね。これは客観的なことじゃないですか。仕事をして、やっていて表に出せるわけですから、それすらこの報告書の中ではイニシャルになつていると。この報告書は、私は正直本気でふううと思つています。そのこと

す。この天下下りの実態、そしてそこが最も年金の広報を担当している。それでよろしいでしようか。

○政府参考人(青柳親房君) 国民年金協会、たゞいまお尋ねの中にもございましたような役員の方々がやつておられるということ、それから国民年金についての広報をかなり大幅に手掛けておるということは十分承知しております。

さぞ、今ちょうど手元に金額等の数字がござい

○福島みづほ君 報告書を出す時点で、役所なわけですから、責任があるわけです。これがでたらめだつたんじやないかという指摘についてははどうも、とにかくつちり調べて実態を報告するように言いました。そこで、もらつたところの、監修料として受けたところの数字まではほぼ正確に報告されたんだろうと私は思つております。ただ、その後どうなつたのかということでは、先日来の新聞報道もありますから、私は改めてそこのところをもう一回調査し直さなきやいかなと言つております。これ、今までして、今調査の最中でござります。これ、今御指摘もありますから、もう一回このところは今のような御指摘を受けないように調査をして、改めての御報告をするつもりでおります。

○委員長(岸宏一君) じゃ、大臣の次に官房長。

○國務大臣(尾辻秀久君) 厚生労働省の一番の責任がある立場でございますから、私の責任である、それはそのように感じております。

○委員長(岸宏一君) 官房長いいですか。

○福島みづほ君 結構です。

○委員長(岸宏一君) はい、結構だそうです。

○福島みづほ君 責任があるという大変重い言葉をいただきました。

臣。 〔調査結果も問題があつた〕

○福島みづほ君 質問がつたと思います。この監修料の問題に、悪いけれど厚生労働省はメスを入れることができなかつた。この責任はどう取りますか——大臣、大臣。

も含めて、メスを入れられなかつた、でたらめな報告書を出したということについて、本当に厚生労働省 やる気がない、メスを入れられないといふところを考えてください。

ところで、広報も、では広告費についても非常に問題があります。というのは、これ全部年金保険料財源から使つているからこうやつて問題にしているわけです。そして、多額のものを随意契約でやつて、そして買取りを物すごくやり、キックバックとして監修料をもらい、プールして裏金として使つてている。全部これ保険料ですよ。で、たくさんのは、買い取つたものが捨てられていくという報告もあります。こういう保険料の使い方をしてはいけないと。

○福島みすほ君 結局、問題点は、年金官僚の人たちが仕事を辞めた後も天下りをし、そこが年金広報を独占しているということです。

例えば、平成十四年に年金保険料を財源とする地方事務局分で制作された年金広報ポスターは五十九種類に及びます。口座振替をうたつものだけでも十六種類あります。例えば、そのポスター代も極端で、「納めよう、支えあいです。国民年金」、キヨウエイアド・インター・ナショナル、百枚で七十六万五千三十円、一枚が七千六百五十円のポスターとなつております。

○國務大臣(尾辻秀久君) その御指摘は甘んじて受けなければならないと感じております。○福島みずほ君 甘んじて受けなければならないと言つてくださいました。その言葉は重いと思ひます。逆に言うと、こういう報告書を出した厚生労働省の職員はおかしいですよ。調査の仕方に問題があつたわけです。

いというふうに思つております。例えばこの報告書、ひどいのは、出版社やいろんなのもイニシア
ルなんですね。何でこれイニシアルなんですか。
○政府参考人(鈴木直和君) 調査結果の中で、例
えばAとかBとか、そういう表現をしているとこ
ろがございます。これについては、例えば厚生労
働省の関係団体なり、あるいはもう既に報道等で
名前が明らかになつてているところ、あるいはその
名前を二つ並べて置くところなど、いろいろ

例えば、年金広報の支払先の一覧、金額が大きい順に見てみると、日本国民年金協会、九千三百六十四万八千四百五十五円、法研、二千ネン、選択エージェンシー、厚生出版社など統いていきます。これ全部、監修料のキックバックのお得意様、随意契約で年金広報を、要するに監修料で返してもらう相手方のみが随意契約で年金広報を独占してきた様子となつております。

○政府参考人(小林和弘君) 年金広報に関しまして、今委員御指摘のように、様々な形でこの社会保険事業の運営に当たりまして国民の皆様方の理解を求めるながら進めていくというために、そういう

どうですか、大臣。これ調査の方法に問題があるんじゃないですか。いや、大臣で結構です。大臣、お願いします。

出版社の了解が取れたところ等はすべて個別の名前を出しておられます。ただ、これ民間の出版社でござりますから個人情報を当たるということで、これについてはその相手の了解がないと名前を出せないということもありますて、できるだけ名前を出すように努力した結果としてここにあるものでございます。

ですから、関係団体とか、それから報道等で既

これでこの一番大きい日本国民年金協会についてお聞きをいたします。これは理事長は山下眞臣さん、眞実の真に大臣の臣、元厚生事務次官、専務理事に河野暁元社会保険庁運営部国民年金課長、理事に大和田潔さん、清潔の潔、元社会保険庁長官、船後正道さん、船後に正しい道、元環境事務次官などになつて、厚生労働年金官僚によつて占められておりま

う広報的なことも非常に重要なと考えております。ただ、今委員御指摘のように、いろいろなその広報に係る経費の点については、様々なところから御指摘もいただいておるという現状にございます。

考えます。これを個人でやつたと。私は大臣を大変尊敬をしています。メスを入れるということに

内部の、内部の調査でありますから、まあとにかく最善尽くすしかないわけでございまして、改

に明らかになつてゐるものはすべてここに、具体的な名前を出してここに表現をしております。

この天下りの実態、そしてそこが最も年金の広
す。

内に設けまして、こういう広報関係経費も含みますところの大量購入案件なんかについては厳しく審査を行うという体制も整えながら、これから的是効率的な、できるだけ合理的な形での執行ができるよう仕組みについて取り組んでまいりたいと思っております。

○福島みずほ君 一枚約八千円のポスターを作るなど、これが実は年金の保険料財源から払われているということがあります。

最後に、大臣、お聞きをいたします。

九八年、当時の防衛庁調達実施本部が長年にわたって装備品業者に対して過払いをしてきたことが発覚をいたしました。これについて焼却処分、証拠隠滅をしたことなどが激しく批判され、当時、額賀福志郎防衛庁長官が辞任する事態となりました。今年の五月八日、東京地裁は、被告人に対する懲役四年、追徴金八百三十八万円の判決を言い渡しました。国に三十五億円の損害を与えたと指摘をされた事件です。

業者に便宜を図り、それに付け込み賄賂を受け取った、悪質で防衛行政に対して信頼を失墜させたと指摘をされた事件です。

ところで、この厚生労働省の監修料ビジネス、この問題について、上部の人間はそのことを理由に処分を受けておりましたが、受け取った、監修料を受け取った人で一人でも処分を受けた人が今回いるのでしょうか。

○政府参考人 鈴木直和君 この監修料の受取自

体についてですが、これは個人がそういった出版物との契約に基づいて監修を行い、監修料を受け取ったものでございます。これについては、今の調査の段階では、それ自体として例えば倫理法等に触れるものはないのではないかと考えておりますが、ただ、これらについては倫理審査会とも協議しながら今後考えていきたいと思っております。

○委員長(岸宏一君) 福島さん、時間が過ぎております。

○福島みずほ君 はい。

この報告書はでたらめであるということを申し上げ、大臣自身も甘んじて受けるという発言がありました。

ほかの役所で、贈収賄あるいは国の税金を使い信函を失墜させたということで実刑判決を受けています。

信用を失墜させたことで実刑判決を受けています。

いる人がいる。今回、厚生労働省は、個人がやつて何も問題がないというふうに報告書でたらめを出し、一人の処分もしていないんですよ、実際もやつた人にに関して。でも、からくりは、年金財政を使ってキックバックを受け、そしてその随意契約を受けるところに多額の広告を出し、年金の保険料を使いながら放漫經營をやつて好き放題使つてきたと、ここが問題なわけです。

ただ一人の処分も出さない、こういう甘い結果で幕引きができると思ったら、本当にそれは国民を愚弄するもので、この厚生労働委員会としても私たちにはこういう甘い結果に甘んじて、甘い結果を容認することはできません。

大臣、最後に決意を一言お願いいたします。

○国務大臣(尾辻秀久君) 先ほど来申し上げておりますように、調査をやり直しまして、その調査の結果を見ましても、この問題をいかに対応したいと考えております。

○福島みずほ君 以上です。

○委員長(岸宏一君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○福島みずほ君 以上です。

○委員長(岸宏一君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。尾辻厚生

労働大臣。

○国務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申

し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、次世代を担う子供が心身ともに健やかに育つための環境を整備すること

が喫緊の課題となつております。このた

め、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう、児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかる児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説

明申し上げます。

第一に、児童相談に関する体制の充実であります。児童相談に関する市町村、都道府県及び児童相談所の業務に関する規定を整備するとともに、地方公共団体は、児童に関する情報の交換等を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる

こととしております。

第二に、児童福祉施設、里親等の在り方の見直しであります。要保護児童に対する適切な保護と支援を図るため、乳児院及び児童養護施設の入所児童の年齢要件を見直すとともに、児童に対する里親の権限の明確化を図ることとしております。

第三に、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直しであります。要保護児童とその保護者の関係の改善等を図るために、児童相談所による保護者に対する指導措置について家庭裁判所が関与する仕組みを導入することとしております。

第四に、慢性疾患にかかる児童に対する医療の給付の創設であります。本給付については、都道府県が行うこととし、国は、都道府県が支弁する当該給付に要する費用を補助することができる

こととしております。

このほか、保育料収納事務の委託に関する規定を整備するとともに、児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書を締結するための規定を整備することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十六年十一月一日としておりますが、児童相談に関する体制の充実、要保護児童に関する司法関与の見直し等については、一部を除き、平成十七年四月一日と

しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岸宏一君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員水島広子君から説明を聴取いたします。水島広子君。

○衆議院議員(水島広子君) ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備を努めるとともに、当該事務に従事する職員の材の確保及び資本の向上のために必要な措置を講じなければならぬものとすること、第二に、児童福祉施設への入所措置の更新について、当該措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨を加え、更新に際しては、指導措置の効果や児童の心身の状態等を考慮することを明確化すること、第三に、原案において平成十六年十月一日としている、児童自立生活援助事業における就業の支援等に関する規定等の施行期日を平成十七年一月一日に、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置に関する規定の施行期日を平成十七年四月一日にそれぞれ改めるものとすること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(岸宏一君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

君より、広島及び兵庫労働局の不正経理事件に関連し、会計検査院に対し、全国の労働局を対象と

する会計検査の実施及びその結果の報告を求めるべきとの要望がありました。

本件に関しましては、理事会における協議を経たところであります。改めて委員長といたしまして、会計検査院に対し、全国の労働局を対象として、不正経理の有無を十分に念頭に置いた会計検査を実施し、その結果を本委員会に速やかに報告するよう要請いたします。

なお、かかるべき時期において、当該検査の実施状況について中間報告をするよう、併せて要請いたします。

○説明員（増田謹明君）　ただいまの御要請に対しましてお答えいたします。

本院といたしましても、今回のような労働局における不正経理の事案については重大な関心を持っています。

今後、平成十七年度末を目途に全労働局に対する検査を実施することとし、来年の通常国会中に検査の状況についての中間的な御説明をすることとしたいと考えております。

○委員長（岸宏一君）　以上で本日の議事は終了しました。

午後四時五十九分散会

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案（第一百五十九回国会提出、衆議院継続審査）

（小字及び
は衆議院修正）

児童福祉法の一部を改正する法律案（第一百五十九回国会提出、衆議院継続審査）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の九」を「第二十一条の九の二」に改める。

第六条の一第十一項中「第二十七条第九項」を「第二十七条第七項」に改め、「生活指導」の下に「並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六条の三　この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者

であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を希望する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

であつて、都道府県知事が、適當と認める者をいう。以下同じ。若しくは保護受託者（保護者

のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定めた義務教育を終了したもの自身の家庭に預かり、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

り、又は自己の下に通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

した者について相談その他の援助を行うに改める。

第四十一条中「乳児を除いて、保護者のない児童」を「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）」に、「その自立を支援する」を「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う」に改める。

第四十三条の五中「治す」を「治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十四条中「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

第四十五条第一項中「里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」を「並びに里親の行う養育」に改め、同条第二項中並びに里親及び保護受託者を「及び里親」に改める。

第四十六条第一項中「里親及び保護受託者」を「及び里親」に改める。

第四十七条第二項中「児童福祉施設の長」の下に「又は里親」を、「入所中」の下に「又は受託中」を「及び里親」に改める。

第四十八条第一項中「児童自立支援施設の長」の下に「又は里親」を、「入所中」の下に「又は受託中」を「及び里親」に改める。

第五十条第七号中「(保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。)」を削る。

第五十二条第一項第九号中「児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当なものに限る。」であつて、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度であるものの健全な育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付その他の政令で定める事業を行ふことができる。

第五十三条第一項第三号中「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童」を「要保護児童」に改める。

第五十四条第一項第九号中「児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当なものである場合を除き」を削る。

第五十五条第七号中「(保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。)」を削る。

第五十六条第一項第九号中「(保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ。)」を削る。

第五十七条第一項第九号中「保健上の下に「安定した生活環境の確保」を加え、「おおむね二歳未満の」を削り、「養育する」を「養育し、あわせて退院

する」を加える。

第五十三条の二中「国庫は」の下に「第五号の二」を加える。

第五十三条の二中「第五号の二の費用」を加える。

「第六号」に改め、同条第四項中「給付」の下に「又は第二十一条の九の二に規定する医療の給付」を、「指定育成医療機関」の下に又は同条に規定する医療の給付を行う医療機関(第六項において「指定育成医療機関等」という。)を加え、同条第六項中「指定育成医療機関」を「指定育成医療機関等」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同条第七項の次に次の二項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第四項若しくは第五項の規定による費用の支払の命令に關し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の收入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第六十条に次の二項を加える。

第二項 第三十四条第一項第七号及び第九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「児童福祉司(第十一条―第十三条の三)」を「実施機関(第十四条―第十二条の六)」に、「児童委員(第十二条―第十五条)」を「児童福祉司(第十三条―第十五条)」に、「児童相談所・福祉事務所及び保健所(第十五条―第十八条の三)」を「児童委員(第十六条―第十八条の三)」に。改める。

第一章第五節を削る。

第一章第四節中第十四条を第十八条の三とし、第十三条の二を第十八条の二とし、第十三条を第十八条とする。

第二条の二第一項第四号中「社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)」を「福祉事務所」に改める。

第十二条の二を第十七条とし、第十二条を第十六条とする。

第一章第四節を第一章第五節とする。

第一章第三節中第十三条を第十五条とす

る。

第十二条の二第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の二第一項中「前条第二項」を「前条

に」を「児童福祉司は」に、「技術吏員であつて

を「技術吏員」とし、「ものの中から任用した児童の福祉に関する事務をつかさどるもの(以

下「児童福祉司」という。)を置かなければならぬい」を「者」のうちから、任用しなければならない」に改め、同項第二号中「昭和二十二年法律第二十六号」及び「(大正七年勅令第三百八十八号)」を削り、「卒業した者」の下に「であつて、厚生

労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの」を

加え、同条に第一項として次の二項を加える。

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

第十二条を第十三条とする。

第一章第三節を第一章第四節とする。

第十条を次のように改める。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握に努めること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の把握を行うこと。

四 児童及び妊産婦の福祉に関する事務の

報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他の相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと。

四 児童及び妊産婦の福祉に関する事務の

報の提供を行うこと。

五 児童の一時保護を行うこと。

六 都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行なうことができる。

都道府県知事は、第一項又は前項の規定によ

る都道府県の全部又は一部を、その

市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行なうに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行なうために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の材質の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十条の次に次の七条を加える。

第十二条 都道府県は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からまでに掲げる業務を行なうものとする。

児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前

項に規定する業務(前条第一項第二号亦に掲げる業務を除く。)を行うことができる。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福

祉法に規定する福祉に関する事務(以下「福

祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができ

る。

第十二条の二 児童相談所には、所長及び所員

を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務

を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定す

る業務をつかさどる。

児童相談所には、第一項に規定するものの

ほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、

事務吏員又は技術吏員とする。

児童相談所には、第一項に規定する者の

所長は、次の各号のいずれかに該当する者

でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経

験を有する者

又は判定に基づいて必要な指導を行うこ

と。

本児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必

要があると認めるときは、市町村に対し、必

要な助言を行なうことができる。

管理に属する行政庁に委任することができ

る。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からまでに掲げる業務を行なうものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福

祉法に規定する福祉に関する事務(以下「福

祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができ

る。

第十二条の二 児童相談所には、所長及び所員

を置く。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務

を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定す

る業務をつかさどる。

児童相談所には、第一項に規定するものの

ほか、必要な職員を置くことができる。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、

事務吏員又は技術吏員とする。

児童相談所には、第一項に規定する者の

所長は、次の各号のいずれかに該当する者

でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経

験を有する者

又は判定に基づいて必要な指導を行うこ

と。

本児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必

要があると認めるときは、市町村に対し、必

要な助言を行なうことができる。

都道府県知事は、第一項又は前項の規定によ

る都道府県の全部又は一部を、その

所長は、前項第三号に掲げる業務のう

ち専門的な知識及び技術を必要とするものに

ついては、児童相談所の技術的援助及び助言

を求めなければならない。

二年を超えてはならない。ただし、○当該措置に係る保護者に対する指導措置(第十七条第一項第二項第一号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、位置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

第二十八条に次の三項を加える。

都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。

ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認められた場合は、都道府県に対し、期限を定め、当該申立てに係る保護者に対する第二十七条第一項第一号の措置(以下この条において「指導措置」という。)に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をあつた場合は、措置に関する必要があると認められた場合には、当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることが可能であると認められるときは、当該保護者に対し、指導措置を採ることが相当であると認められるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第三十条第三項中「児童相談所、福祉事務所」を「市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所」に改める。
第三十三条の四第一号及び第三十三条の五中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号」に改める。

第三十三條の六中「児童の」を「児童又は児童の満二十歳に満たない者」次条及び第三十三条の八において「児童等」という。に改めることによる。

第三十三条の七中「児童に」を「児童等に」に改めることによる。

第三十三条の八中「児童の」を「児童等の」に改めることによる。

第五十条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第二十二条の九の二の事業の実施に要する費用 第五十三条中「第三号まで」の下に「第五号の二」を加える。

第五十三条の二中「中國庫は」の下に「第五十条第五号の二の費用」を加える。

第五十六条第四項中「給付の下に「又は第二十二条の九の二に規定する医療の給付」を、「指定育成医療機関」の下に改め、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第四項若しくは第五項」を「第五項」を「第五項若しくは第六項」に改め、同条第八項中「第四項若しくは第五項を「第五項若しくは第六項」に改め、同条第九項及び第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託する場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認められるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第五十九条の四第一項中「中核市」という。」

の下に「並びに児童相談所を設置する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国において効力を生ずる日

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十一条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成十七年四月一日

四 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十六条の改正規定 平成十八年四月一日

(保護受託者に関する経過措置)
都道府県知事は、児童相談所設置市の長に對し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されよう。」を加え、「政令の」を「政令で」に、「又は中核市」を「若しくは中核市又は児童相談所設置市」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(以「旧法」という。)第二十七条第一項第三号の規定に依り保護受託者に委託されている児童について

この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に係る必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の三中「又は第二十二条の三十」を「第二十二条の三十又は第二十五条の五」に改めることによる。

第一条 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童福祉法第十二条の二の改正規定、同法第三十七条の改正規定(「保健上の下に「安定した生活環境の確保」を加える部分及び「おおむね二歳未満」を削る部分に限る。)及び同法第四十二条の改正規定(「乳児を除いて、保護者のない児童」を保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)に改める部分に限る。)公布の日

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第二条の規定による改正後の児童福祉法第十三条第二項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

(家庭裁判所の承認を得て採る措置に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日以前に第二条の規定による改正前の児童福祉法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採られた措置であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に採られているものについては、平成十六年四月一日に当該措置が採られたものとみなして、第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十八条第二項から第六項までの規定を適用する。

第四条 平成十六年三月三十一日以前に第二条の規定による改正前の児童福祉法第二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる規定の施行の際現に採られた措置であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第五条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第六条 次に掲げる法律の規定中「第十二条第一項」を「第十二条の三第二項第四号」に改める。

一 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第十六条第一項

(少年法及び少年院法の一部改正)
第七条 地方税法(昭和二十二年法律第百六十九号)第十三条规定(一部改正)

二 少年院法(昭和二十二年法律第百六十九号)

(地方税法の一部改正)

六号の一部を次のように改定する。

紹介議員 小池 晃君
政府は、介護保険法の大改悪を二〇〇五年の通常国会で行おうとしている。内容は、利用料を現在の一割から二・三割に引き上げる、入所施設についてはホテルコストと称して部屋代、食事代をすべて利用者負担にする、介護度の低い人の利用を制限する、障害者支援費制度と統合し二〇歳から保険料徴収を行う、家・土地などの資産のある者は低所得者対策から除外する、などである。介護保険は、負担が重くて利用できない、特養の待機者が全国で二三万人以上、など問題点が山積している。また、貧困な制度の下で、施設で働く人たちの労働条件も厳しい。介護保険制度を支えている家計負担は、既に二兆二、〇〇〇億円、全体の四一%にも達している。一方、国庫負担は一兆二、〇〇〇億円、全体の二五%に過ぎない(二〇〇三年度予算ベース)。だれもが費用負担の心配をすることなく安心して介護が受けられるよう、国庫負担を増額し改善を求める。

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

紹介議員 井上 哲士君
度の改善に関する請願
請願者 大阪市西成区松三ノ一ノ二八
権藤勇 外八百九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

</div

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一二八号 平成十六年十一月四日受理

ホームレス対策予算確保に関する請願

請願者 大阪府茨木市美沢町七ノAノ一、

一〇二

林田清子

外千六十五名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

平成十六年十一月二十五日印刷

平成十六年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K